

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画																																		
事項	記入欄						備考																											
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																	
フリガナ設置者	コリツダガクノカウジシヨク カモトダガク 国立大学法人 熊本大学																																	
フリガナ大学の名称	カモトダガク 熊本大学 (Kumamoto University)																																	
大学本部の位置	熊本県熊本市中央区黒髪二丁目39番1号																																	
大学の目的	<p>1. 教育 個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。</p> <p>2. 研究 高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。</p> <p>3. 地域貢献・国際貢献 地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。</p>																																	
新設学部等の目的	熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進、地域医療機関との連携による地域医療への貢献を目的として、令和6年度の医学部医学科の入学定員増を図り、地域医療において不足する医師の養成及び確保を行う。																																	
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																											
	年	人	年次人	人		年 月 第 年次																												
医学部 医学科	6	110 (105)	-	635 (630)	学士(医学)	令和6年4月 第1年次	熊本市中央区本荘 1丁目1-1																											
保健学科	4	144	3年次 16	608	学士(看護学), 学士(保健学)	平成15年4月 第1年次	熊本市中央区九品寺 4丁目24-1																											
							<p>医学部医学科の今回の5名の入学定員の増員は、令和6年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和5年度における収容定員は670人である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>110</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>110</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>105</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>105</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>105</td> <td>645</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>105</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>105</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>105</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table>	(人)	入学定員	収容定員	令和5年度	110	670	令和6年度	110	665	令和7年度	105	655	令和8年度	105	650	令和9年度	105	645	令和10年度	105	640	令和11年度	105	635	令和12年度	105	630
(人)	入学定員	収容定員																																
令和5年度	110	670																																
令和6年度	110	665																																
令和7年度	105	655																																
令和8年度	105	650																																
令和9年度	105	645																																
令和10年度	105	640																																
令和11年度	105	635																																
令和12年度	105	630																																

新設学部等の概要	文学部 総合人間学科	4	55	-	220	学士（文学）	平成17年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪 2丁目40-1		
	歴史学科	4	35	-	140	学士（文学）	平成17年4月 第1年次	同上		
	文学部 文学科	4	50	-	200	学士（文学）	平成17年4月 第1年次	同上		
	コミュニケーション 情報学科	4	30	-	120	学士（文学）	平成17年4月 第1年次	同上		
	(学部共通)			3年次 10	20	学士（文学）	平成11年4月 第3年次	同上		
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	220	-	880	学士（教育学）	令和4年4月 第1年次	同上		
	法学部 法学科	4	210 【10】	3年次 10	860 【40】	学士（法学）	平成16年4月 第1年次	同上	【 】の数字は、情報融合学環の内数とする入学定員数	
	理学部 理学科	4	200 【10】	-	800 【40】	学士（理学）	平成16年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪 2丁目39-1	同上	
	薬学部 薬学科	6	55	-	330	学士（薬学）	平成18年4月 第1年次	熊本市中央区大江 本町5-1		
	創薬・生命薬科学科	4	35	-	140	学士（創薬科 学），学士 （生命薬科	平成18年4月 第1年次	同上		
	工学部 土木建築学科	4	124 【6】	3年次 10	516 【24】	学士（工学）	平成30年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪 2丁目39-1	【 】の数字は、情報融合学環の内数とする入学定員数	
	機械数理工学科	4	108 【7】	3年次 10	452 【28】	学士（工学）	平成30年4月 第1年次	同上	同上	
	情報電気工学科	4	132 【20】	3年次 20	568 【80】	学士（工学）	平成30年4月 第1年次	同上	同上	
	材料・応用化学科	4	129 【7】	3年次 5	526 【28】	学士（工学）	平成30年4月 第1年次	同上	同上	
	半導体デバイス工学 課程	4	20	3年次 20	120	学士（工学）	令和6年4月 第1年次	同上	令和5年7月届出済み	
情報融合学環	4	60	-	240	学士（工学）	令和6年4月 第1年次	同上	同上		
計		1,657 (1,652)	3年次 101	7,135 (7,130)						
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	工学部 機械数理工学科〔定員減〕(Δ1) (令和6年4月) (3年次編入学定員) (Δ2) (令和6年4月) 情報電気工学科〔定員減〕(Δ17) (令和6年4月) (3年次編入学定員) (Δ15) (令和6年4月) 材料・応用化学科〔定員減〕(Δ2) (令和6年4月) (3年次編入学定員) (Δ3) (令和6年4月) 半導体デバイス工学課程 (20) (令和5年7月届出) (3年次編入学定員) (20) (令和5年7月届出) 情報融合学環 (60) (令和5年7月届出)							情報融合学環の入学定員は、法学部、理学部及び工学部の入学定員の内数		
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	-	-科目	-科目	-科目	-科目	-単位				
教員	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新	医学部 医学科	人	人	人	人	人	人	人	
		保健学科	18 (18)	8 (8)	3 (3)	13 (13)	42 (42)	0 (0)	229 (229)	
	文学部 総合人間学科	9 (9)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	221 (221)		

員 組 織 の 概 分	歴史学科	4 (4)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	221 (221)	令和5年7月届 出済み 令和5年7月届出 済み 学部等連係課程実 施基本組織
	文学科	7 (7)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	221 (221)	
	コミュニケーション情報学科	8 (8)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	221 (221)	
	教育学部 学校教育教員養成課程	35 (35)	36 (36)	1 (1)	0 (0)	72 (72)	0 (0)	221 (221)	
	法学部 法学科	16 (16)	19 (19)	2 (2)	0 (0)	37 (37)	0 (0)	221 (221)	
	理学部 理学科	31 (31)	27 (27)	2 (2)	5 (5)	65 (65)	0 (0)	215 (215)	
	薬学部 薬学科	15 (15)	12 (12)	1 (1)	9 (9)	37 (37)	0 (0)	229 (229)	
	創薬・生命薬科学科	6 (6)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	13 (13)	0 (0)	229 (229)	
	工学部 土木建築学科	17 (17)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	32 (32)	0 (0)	244 (244)	
	機械数理工学科	16 (16)	12 (12)	1 (1)	6 (6)	35 (35)	0 (0)	250 (250)	
	情報電気工学科	19 (19)	13 (13)	0 (0)	7 (7)	39 (39)	0 (0)	243 (243)	
	材料・応用化学科	18 (18)	17 (17)	0 (0)	11 (11)	46 (46)	0 (0)	243 (243)	
	半導体デバイス工学課程	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	情報融合学環	24 (24)	19 (19)	0 (0)	4 (4)	47 (47)	0 (0)	224 (224)	
	計	282 (282)	228 (228)	50 (50)	190 (190)	750 (750)	0 (0)	- (-)	
既 分 設	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
要	合 計	282 (282)	228 (228)	50 (50)	190 (190)	750 (750)	0 (0)	- (-)	
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種	専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員	399 人 (399)		557 人 (557)		956 人 (956)			
	技 術 職 員	105 (105)		293 (293)		398 (398)			
	図 書 館 専 門 職 員	8 (8)		0 (0)		8 (8)			
	そ の 他 の 職 員	1,147 (1,147)		610 (610)		1,757 (1,757)			
	計	1,659 (1,659)		1,460 (1,460)		3,119 (3,119)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	475,024(20,770)㎡	623㎡	0㎡		475,647(20,770)㎡			
	運 動 場 用 地	39,752(0)㎡	0㎡	0㎡		39,752(0)㎡			
	小 計	514,776(20,770)㎡	623㎡	0㎡		515,399(20,770)㎡			
	そ の 他	144,293(0)㎡	0㎡	0㎡		144,293(0)㎡			
	合 計	659,069(20,770)㎡	623㎡	0㎡		659,692(20,770)㎡			

校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計		放送大学熊本学習センターの専用1,112㎡		
		457,740㎡ (457,740㎡)	0㎡ (0㎡)	1,112㎡ (1,112㎡)	458,852㎡ (458,852㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		大学全体		
	122室	90室	1206室	9室 (補助職員 6人)	13室 (補助職員 3人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数				
		大学全体			770室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	1,255,975 [482,340] (1,255,975 [482,340])	21,266 [7,207] (21,266 [7,207])	17,031 [15,706] (17,031 [15,706])	2,184 (2,184)	67,684 (67,684)	35 (35)		
	計	1,255,975 [482,340] (1,255,975 [482,340])	21,266 [7,207] (21,266 [7,207])	17,031 [15,706] (17,031 [15,706])	2,184 (2,184)	67,684 (67,684)	35 (35)		
図書館		面積		閲覧座席数	収納可能冊数				
		12,347㎡		936	1,035,084				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		8,245㎡		陸上競技場 1面	プール 50m 8コース	大学全体			
			ラグビー場 1面	アーチェリー場 1基					
			サッカー場 1面	弓道場 1棟					
			テニスコート 14面	他					
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	—
		学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による
			— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		学生納付金以外の維持方法の概要		該当なし					
大学の名称		熊本大学							
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
文学部		年	人	年次人	人		倍		
総合人間学科		4	55	—	220	学士（文学）	1.03	平成17年度	熊本市中央区黒髪 2丁目40-1
歴史学科		4	35	—	140	学士（文学）	1.05	平成17年度	
文学科		4	50	—	200	学士（文学）	1.06	平成17年度	
コミュニケーション情報学科		4	30	—	120	学士（文学）	0.96	平成17年度	
(学部共通)				(3年次) 10	20	学士（文学）	1.26	平成17年度	
教育学部									
学校教育教員養成課程		4	220	—	440	学士（教育学）	1.04	平成11年度	熊本市中央区黒髪 2丁目40-1 令和4年度入学定員減（△10人）
小学校教員養成課程		4	—	—	220	学士（教育学）	—	令和4年度	
中学校教員養成課程		4	—	—	140	学士（教育学）	—	平成24年度	
特別支援教育教員養成課程		4	—	—	40	学士（教育学）	—	平成19年度	
養護教諭養成課程		4	—	—	60	学士（教育学）	—	昭和52年度	
法学部									
法学科		4	210	—	840	学士（法学）	0.99	平成16年度	熊本市中央区黒髪 2丁目40-1
(学部共通)				(3年次) 10	20	学士（法学）	0.99	平成12年度	
理学部									
理学科		4	200	—	800	学士（理学）	0.99	平成16年度	熊本市中央区黒髪 2丁目39-1

土木建築学専攻	2	75	—	150	修士（工学）, 修士（学術）	1.12	平成30年度	
機械数理工学専攻	2	65	—	130	修士（工学）, 修士（学術）	1.32	平成30年度	
情報電気工学専攻	2	103	—	206	修士（工学）, 修士（学術）	1.14	平成30年度	
材料・応用化学専攻	2	90	—	180	修士（工学）, 修士（学術）	1.05	平成30年度	
(博士後期課程) 理学専攻	3	12	—	36	博士（理学）, 博士（学術）	0.74	平成30年度	
工学専攻	3	46	—	138	博士（工学）, 博士（学術）	0.50	平成30年度	
大学院医学教育部 (修士課程) 医科学専攻	2	20	—	40	修士（医科学）, 修士（健康生命科学）	0.86	平成15年度	熊本市中央区本荘 1丁目1-1
(博士課程) 医学専攻	4	88	—	352	博士（医学）, 博士（生命科学）, 博士（健康生命科学）	0.71	平成20年度	
大学院保健学教育部 (博士前期課程) 保健学専攻	2	24	—	48	修士（保健学）, 修士（看護学）	0.87	平成22年度	熊本市中央区九品 寺4丁目24-1
(博士後期課程) 保健学専攻	3	6	—	18	博士（保健学）, 博士（看護学）	1.77	平成22年度	
大学院薬学教育部 (博士前期課程) 創薬・生命薬科学専攻	2	35	—	70	修士（薬科学）, 修士（健康生命科学）	1.02	平成22年度	熊本市中央区大江 本町5-1
(博士後期課程) 創薬・生命薬科学専攻	3	10	—	30	博士（薬科学）, 博士（生命科学）, 博士（健康生命科学）	1.76	平成24年度	
(博士課程) 医療薬学専攻	4	8	—	32	博士（薬学）	0.75	平成24年度	
<p>名称：教育学部附属幼稚園 目的：附属学校は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育又は保育を行うとともに、教育学部の教育計画に従って、次に掲げる事項を行うことを目的とする。 (1) 教育理論及び教育の実際に関する研究並びにその実証を行うこと。 (2) 教育学部学生の教育実習の実施及びその指導に当たること。 (3) 地方の教育に協力すること。 所在地：熊本県熊本市中央区城東町5番9号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 4,632㎡ 建物 1,199㎡</p> <p>名称：教育学部附属小学校 目的：附属幼稚園に同じ 所在地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 51,547㎡ 建物 7,282㎡</p> <p>名称：教育学部附属中学校 目的：附属幼稚園に同じ 所在地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 51,547㎡ 建物 5,885㎡</p>								

<p>名称：教育学部附属特別支援学校 目的：附属幼稚園に同じ 所在地：熊本県熊本市中央区黒髪5丁目17番1号 設置年月：昭和40年4月 規模等：土地 26,375㎡ 建物 4,164㎡</p>
<p>名称：病院 目的：診療を通して医学の教育及び研究に資することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区本荘1丁目1番1号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 82,463㎡ 建物 111,388㎡</p>
<p>名称：大学院生命科学研究所附属グローバル天然物科学研究センター 目的：薬用植物資源を活用した教育及び研究を行い、薬学の視点に立った環境問題への取組を通して、薬学の発展を図ることを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区大江本町5番1号 設置年月：平成22年4月 規模等：土地 51,264㎡ 建物 340㎡</p>
<p>名称：発生医学研究所 目的：発生学の視点から様々な生命現象を解明し、医学に貢献することを目指す発生医学の研究活動を、分子、細胞、組織、器官、個体へと連続する観点から、統合的に推進することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成21年4月 規模等：土地 25,088㎡ 建物 6,293㎡</p>
<p>名称：産業ナノマテリアル研究所 目的：未来材料“二次元マテリアル”を核として理論から産業実装化を目指した世界に類のない研究所として、新たな研究領域への展開、および産業振興・地域活性化を推進することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：令和2年4月 規模等：土地 115,176㎡ 建物 4,356㎡</p>
<p>名称：ヒトレトロウイルス学共同研究センター 目的：世界的課題である難治性ウイルス（HIV-1、HTLV-1、HBV及びその他の関連するウイルスをいう。）感染症について、本学と鹿児島大学の強みを統合することで、両大学が有する資源を有効に活用し、感染病態の基礎研究を基に、感染予防と治療を目指した世界的・全学的な研究及び教育の総合的推進を図ることを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成31年4月 規模等：土地 25,088㎡ 建物 2,165㎡</p>
<p>名称：大学院先導機構 目的：基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問分野において先端的・先導的研究等を推進することにより、若手研究者の育成、新しい研究拠点、新研究センター、新しい大学院教育システム等を創出することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成19年4月 規模等：土地 115,176㎡ 建物 3,767㎡</p>
<p>名称：熊本創生推進機構 目的：熊本における地域のニーズ及び課題に応じ、本学の有する知的・人的資源を最適化及び還元するとともに、県内の産業文化振興、雇用創出及び地域志向の人材育成を図り、熊本の地方創生に資することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：平成29年4月 規模等：土地 115,176㎡ 建物 5,362㎡</p>
<p>名称：グローバル推進機構 目的：グローバル戦略の企画立案を行い、教育研究における国際交流を推進するとともに、グローバル人材の育成及び地域社会のグローバル化に貢献することを目的とする。 所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号</p>

附属施設の概要

設置年月：平成27年3月	規模等：土地 169,619㎡ 建物 2,078㎡
名称：大学教育統括管理運営機構	目的：教養教育を含む学士課程教育及び大学院課程教育の理念及び目的が達成されるよう、大学教育を統括するとともに教養教育の円滑な運営・実施及び戦略的な入学者選抜の企画・立案を行うことを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号	設置年月：平成28年6月
規模等：土地 169,619㎡ 建物 427㎡	
名称：先進軽金属材料国際研究機構	目的：富山大学と連携し、リソースの有効活用と相互補完によるマグネシウム・アルミニウム研究の強化、チタン研究の育成、マグネシウム・アルミニウム・チタンの融合研究の促進および軽金属モノづくり高度人材育成を図り、日本の科学技術と産業の発展に貢献することを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号	設置年月：令和3年4月
規模等：土地 115,176㎡ 建物 2,431㎡	
名称：半導体・デジタル研究教育機構	目的：熊本大学における半導体分野及びデータサイエンスを含むデジタルトランスフォーメーション分野の研究教育機能を集約することにより、各分野の研究の高度化及び高度な知見を有する人材の育成を図り、もって地域産業の強靱化に資することを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号	設置年月：令和5年4月
規模等：土地 115,176㎡ 建物 10,639㎡	
名称：国際先端医学研究機構	目的：国際的な先端医学研究、人材発掘及び人材育成を行い、本学の生命科学分野の基礎研究から臨床応用並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号	設置年月：平成27年4月
規模等：土地 25,088㎡ 建物 982㎡	
名称：国際先端科学技術研究機構	目的：国際的な先端科学技術研究、人材発掘及び人材育成を行い、本学の自然科学分野の基礎研究から応用研究並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号	設置年月：平成28年4月
規模等：土地 115,176㎡ 建物 779㎡	
名称：五高記念館	目的：本学及び旧制第五高等学校、旧制第五高等学校その他本学の沿革にある学校の発足以来の資料の充実を図るとともに、質の高い学芸員教育を行い、地域文化の発展・向上に寄与することを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号	設置年月：平成18年12月
規模等：土地 169,619㎡ 建物 2,225㎡	
名称：永青文庫研究センター	目的：永青文庫資料をはじめとする熊本藩関係資料の総合的な研究を通じて当該資料に立脚した拠点的研究を組織するとともに、文化行政機関等との連携によって地域文化振興に貢献することを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号	設置年月：平成29年4月
規模等：土地 169,619㎡ 建物 117㎡	
名称：くまもと水循環・減災研究教育センター	目的：先進的な地下水循環、沿岸環境及び減災型社会システムに関する研究を推進することで、学生及び社会人の人材育成を行うとともに、その成果を国内外に発信・展開することを通じて地域と国際社会に貢献することを目的とする。
所在地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号	設置年月：平成29年4月
規模等：土地 115,176㎡ 建物 2,410㎡	

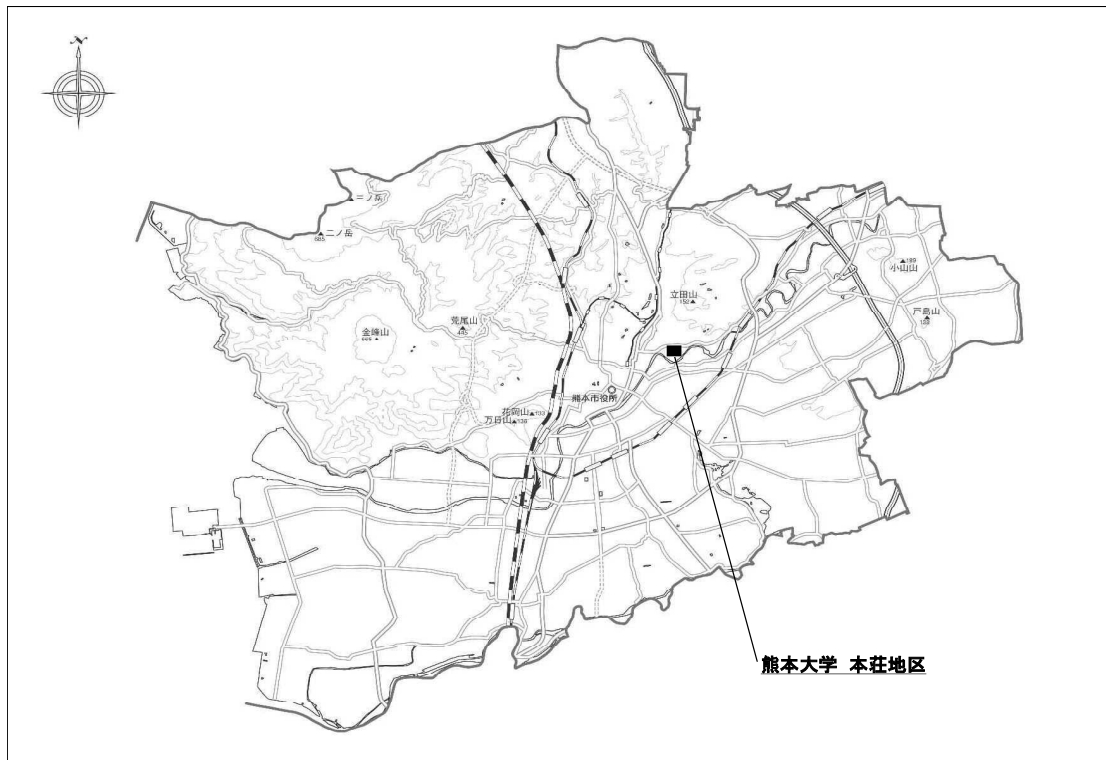
<p>名 称：先進マグネシウム国際研究センター</p> <p>目 的：我が国のマグネシウム研究を牽引し、マグネシウム合金に関する世界的研究拠点として、地域のみならず、我が国さらには世界の科学技術の発展及び産業の活性化に貢献することを目的とする。</p> <p>所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号</p> <p>設置年月：平成23年12月</p> <p>規 模 等：土地 115,176㎡ 建物 2,431㎡</p>
<p>名 称：生命資源研究・支援センター</p> <p>目 的：遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等とおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。</p> <p>所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号</p> <p>設置年月：平成15年4月</p> <p>規 模 等：土地 25,088㎡ 建物 15,322㎡</p>
<p>名 称：環境安全センター</p> <p>目 的：環境管理及び安全管理に係る教育研究の推進及び啓発を図ることにより、良好な教育研究環境及び教育研究活動等における職員、学生等の安全を確保することを目的とする。</p> <p>所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号</p> <p>設置年月：平成18年4月</p> <p>規 模 等：土地 169,619㎡ 建物 477㎡</p>
<p>名 称：埋蔵文化財調査センター</p> <p>目 的：本学に所在する遺跡を発掘調査するとともに、出土した埋蔵文化財を記録、研究、保存及び活用することを目的とする。</p> <p>所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号</p> <p>設置年月：平成23年10月</p> <p>規 模 等：土地 115,176㎡ 建物 514㎡</p>
<p>名 称：保健センター</p> <p>目 的：学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号</p> <p>設置年月：平成16年4月</p> <p>規 模 等：土地 169,619㎡ 建物 579㎡</p>

熊本大学 設置申請に係わる組織の移行表

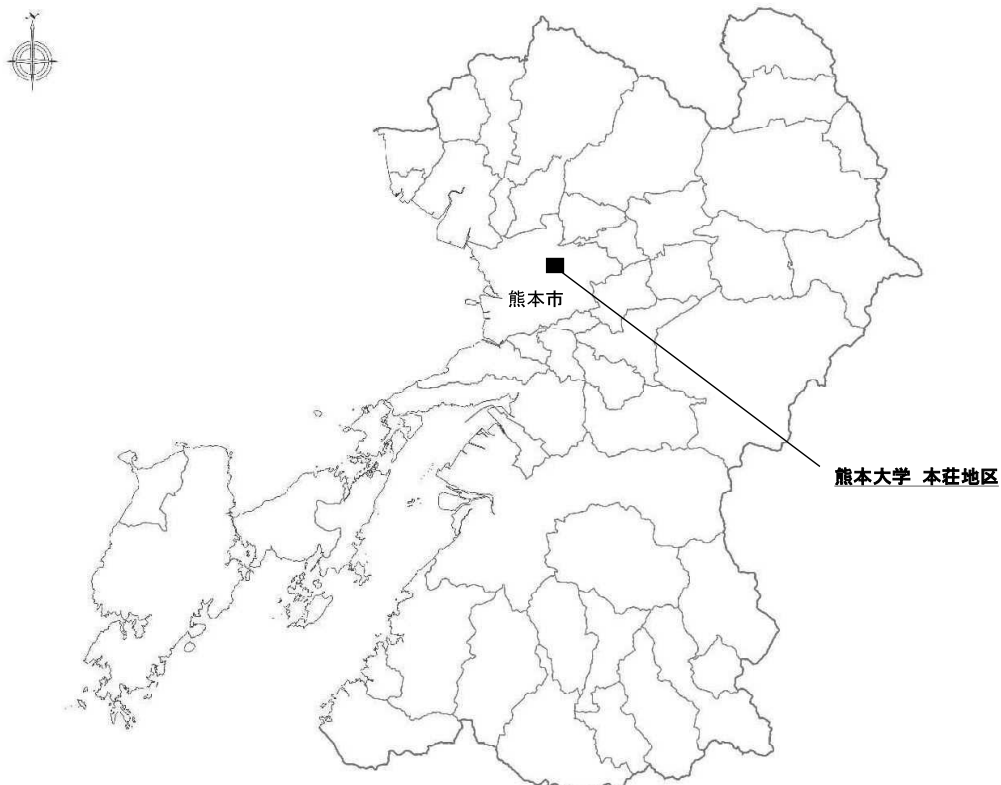
2023年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	2024年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
熊本大学				熊本大学				
文学部				文学部				
総合人間学科	55	-	220	総合人間学科	55	-	220	
歴史学科	35	-	140	歴史学科	35	-	140	
文学科	50	-	200	文学科	50	-	200	
コミュニケーション情報学科	30	-	120	コミュニケーション情報学科	30	-	120	
		<small>3年次</small>				<small>3年次</small>		
(学部共通)	-	10	20	(学部共通)	-	10	20	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	220	-	880	学校教育教員養成課程	220	-	880	
法学部				法学部				
		<small>3年次</small>				<small>3年次</small>		
法学科	210	10	860	法学科	210	10	860	情報融合学環の内数【10】
理学部				理学部				
理学科	200	-	800	理学科	200	-	800	情報融合学環の内数【10】
医学部				医学部				
医学科(6年制)	110	-	635	医学科(6年制)	110	-	<u>635</u>	医学部医学科臨時定員の令和2から6年度までの増員に伴う収容定員変更
		<small>3年次</small>				<small>3年次</small>		
保健学科	144	16	608	保健学科	144	16	608	
薬学部				薬学部				
薬学科(6年制)	55	-	330	薬学科(6年制)	55	-	330	
創薬・生命薬科学科	35	-	140	創薬・生命薬科学科	35	-	140	
工学部				工学部				
		<small>3年次</small>				<small>3年次</small>		
土木建築学科	124	10	516	土木建築学科	124	10	516	情報融合学環の内数【6】
機械数理工学科	109	12	460	機械数理工学科	<u>108</u>	<u>10</u>	<u>452</u>	定員変更(入学定員△1、編入学定員△2)、情報融合学環の内数【入学定員7】
情報電気工学科	149	35	666	情報電気工学科	<u>132</u>	<u>20</u>	<u>568</u>	定員変更(入学定員△17、編入学定員△15)、情報融合学環の内数【入学定員20】
材料・応用化学科	131	8	540	材料・応用化学科	<u>129</u>	<u>5</u>	<u>526</u>	定員変更(入学定員△2、編入学定員△3)、情報融合学環の内数【入学定員7】
				<u>半導体デバイス工学課程</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>120</u>	課程の設置(届出)
				<u>情報融合学環</u>	<u>【60】</u>		<u>【240】</u>	学部等連係課程実施基本組織の設置(届出)
計	1,657	<small>3年次</small> 101	7,135	計	1,657	<small>3年次</small> 101	7,135	

熊本大学大学院 教育学研究科 教職実践開発専攻(P)	30	-	60	熊本大学大学院 教育学研究科 教職実践開発専攻(P)	30	-	60
社会文化科学教育部 法政・紛争解決学専攻(M)	14	-	25	社会文化科学教育部 法政・紛争解決学専攻(M)	14	-	25
熊本大学・マサチューセツ ツ州立大学ボストン校紛争 解決学国際連携専攻(M)	4	-	8	熊本大学・マサチューセツ ツ州立大学ボストン校紛争 解決学国際連携専攻(M)	4	-	8
現代社会人間学専攻(M)	18	-	36	現代社会人間学専攻(M)	18	-	36
文化学専攻(M)	18	-	36	文化学専攻(M)	18	-	36
教授システム学専攻(M)	15	-	30	教授システム学専攻(M)	15	-	30
人間・社会科学専攻(D)	6	-	18	人間・社会科学専攻(D)	6	-	18
文化学専攻(D)	6	-	18	文化学専攻(D)	6	-	18
教授システム学専攻(D)	3	-	9	教授システム学専攻(D)	3	-	9
自然科学教育部				自然科学教育部			
理学専攻(M)	110	-	220	理学専攻(M)	110	-	220
土木建築学専攻(M)	75	-	150	土木建築学専攻(M)	75	-	150
機械数理工学専攻(M)	65	-	130	機械数理工学専攻(M)	65	-	130
情報電気工学専攻(M)	103	-	206	情報電気工学専攻(M)	103	-	206
材料・応用化学専攻(M)	90	-	180	材料・応用化学専攻(M)	90	-	180
理学専攻(D)	12	-	36	理学専攻(D)	12	-	36
工学専攻(D)	46	-	138	工学専攻(D)	46	-	138
医学教育部				医学教育部			
医科学専攻(M)	20	-	40	医科学専攻(M)	20	-	40
医学専攻(4年制D)	88	-	352	医学専攻(4年制D)	88	-	352
保健学教育部				保健学教育部			
保健学専攻(M)	24	-	48	保健学専攻(M)	24	-	48
保健学専攻(D)	6	-	18	保健学専攻(D)	6	-	18
薬学教育部				薬学教育部			
創薬・生命薬科学専攻(M)	35	-	70	創薬・生命薬科学専攻(M)	35	-	70
創薬・生命薬科学専攻(D)	10	-	30	創薬・生命薬科学専攻(D)	10	-	30
医療薬学専攻(4年制D)	8	-	32	医療薬学専攻(4年制D)	8	-	32
計	806	-	1,890	計	806	-	1,890

校地校舎等の図面



— 熊本市 —



— 熊本県 —



熊本大学本荘校地（本荘団地（北地区））

〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号

<交通アクセス>

・バス利用の場合	JR 熊本駅より約10分「大学病院前」下車	3Km
・電車利用の場合	JR 南熊本駅より徒歩約15分	1.5Km

改正	平成17年3月24日学則第2号	平成17年12月22日学則第4号	平成18年2月23日学則第2号
	平成18年9月7日学則第6号	平成18年10月26日学則第9号	平成18年10月26日学則第10号
	平成18年11月30日学則第12号	平成19年2月22日学則第3号	平成19年3月22日学則第5号
	平成19年9月27日学則第7号	平成20年1月24日学則第2号	平成20年3月27日学則第5号
	平成20年9月25日学則第6号	平成20年11月27日学則第8号	平成21年3月26日学則第2号
	平成21年12月24日学則第5号	平成22年2月24日学則第1号	平成22年3月24日学則第4号
	平成22年6月24日学則第7号	平成22年9月30日学則第9号	平成23年2月24日学則第1号
	平成23年5月26日学則第4号	平成23年7月28日学則第6号	平成23年9月22日学則第8号
	平成23年11月24日学則第10号	平成24年3月22日学則第2号	平成24年11月29日学則第6号
	平成25年2月28日学則第2号	平成25年7月25日学則第5号	平成26年4月25日学則第3号
	平成26年11月27日学則第6号	平成27年1月22日学則第1号	平成27年2月27日学則第4号
	平成27年3月26日学則第6号	平成27年6月25日学則第9号	平成28年1月28日学則第2号
	平成28年2月24日学則第4号	平成28年3月24日学則第6号	平成28年5月26日学則第8号
	平成28年9月23日学則第9号	平成29年2月23日学則第2号	平成29年11月24日学則第5号
	平成30年3月22日学則第2号	平成30年4月26日学則第5号	平成30年9月27日学則第6号
	平成30年12月27日学則第9号	平成31年2月28日学則第2号	平成31年3月28日学則第5号
	令和元年5月7日学則第7号	令和2年2月27日学則第2号	令和2年3月26日学則第4号
	令和2年9月24日学則第5号	令和2年10月2日学則第7号	令和3年2月24日学則第2号
	令和3年4月22日学則第4号	令和4年3月24日学則第2号	令和4年9月22日学則第6号
	令和5年2月22日学則第2号	令和5年3月23日学則第4号	

目次

第1章 総則

第1節 目的(第1条)

第2節 教育研究組織等(第2条―第14条)

第3節 技術支援組織(第14条の2)

第4節 職員組織(第15条―第16条の2)

第2章 学部等通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第17条―第22条)

第2節 入学(第23条―第33条)

第3節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第34条―第46条)

第4節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第47条―第55条)

第5節 健康管理(第56条・第57条)

第6節 卒業(第58条―第62条)

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第63条―第76条)

第8節 授業料等(第77条―第87条)

第9節 賞罰(第88条・第89条)

第10節 寄宿舎(第90条)

第11節 特別の課程(第91条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(教育研究上の目的)

第1条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育研究上の目的は、それぞれの学部等の規則で定め、公表するものとする。

第2節 教育研究組織等

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科

教育学部 学校教育教員養成課程

法学部 法学科

理学部 理学科

医学部 医学科 保健学科

薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科

工学部 土木建築学科 機械数理工学科 情報電気工学科 材料・応用化学科 半導体デバイス工学課程

2 収容定員は、別に定める。

3 学部に関する規則は、別に定める。

(学環及び収容定員)

第3条 本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号。以下「設置基準」という。)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、情報融合学環を置く。

2 収容定員は、別に定める。

3 学環に関する規則は、別に定める。

(専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科

人文社会科学研究部

先端科学研究部

生命科学研究部

社会文化科学教育部

自然科学教育部

医学教育部

保健学教育部

薬学教育部

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所)

第6条の2 本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所

産業ナノマテリアル研究所

2 研究所に関する規則は、別に定める。

(病院)

第6条の3 本学に、病院を置く。

2 病院に関する規則は、別に定める。

(附属学校)

第7条 本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校

2 附属学校に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設等)

第8条 本学に、次の学部、研究部、教育部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

文学部 漱石・八雲教育研究センター 国際マンガ学教育研究センター

教育学部 教育実践総合センター

法学部 地域の法と公共政策教育研究センター

工学部 工学研究機器センター グローバル人材基礎教育センター

大学院人文社会科学研究部 国際人文社会科学研究センター

大学院先端科学研究部 イノベーション研究教育センター 生物環境農学国際研究センター

大学院生命科学研究部 エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター 臨床医学教育研究センター

健康長寿代謝制御研究センター グローバル天然物科学研究センター

生体情報研究センター ワクチン開発研究センター

大学院自然科学教育部 総合科学技術共同教育センター

発生医学研究所 臓器再建研究センター 高深度オミクス研究センター

2 教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

(大学院先導機構)

第8条の2 本学に、大学院先導機構を置く。

2 大学院先導機構に関する規則は、別に定める。

(熊本創生推進機構)

第8条の3 本学に、熊本創生推進機構を置く。

2 熊本創生推進機構に関する規則は、別に定める。

(グローバル推進機構)

第8条の4 本学に、グローバル推進機構を置く。

2 グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

(大学教育統括管理運営機構)

第8条の5 本学に、大学教育統括管理運営機構を置く。

2 本学に、大学教育統括管理運営機構に附属する次の教育施設及び研究施設を置く。

数理科学総合教育センター

多言語文化総合教育センター

教職総合センター

3 大学教育統括管理運営機構及び附属施設に関する規則は、別に定める。

(先進軽金属材料国際研究機構)

第8条の6 本学に、先進軽金属材料国際研究機構を置く。

2 先進軽金属材料国際研究機構に関する規則は、別に定める。

(半導体・デジタル研究教育機構)

第8条の7 本学に、半導体・デジタル研究教育機構を置く。

2 本学に、半導体・デジタル研究教育機構に附属する教育施設及び研究施設として、情報統括センターを置く。

3 半導体・デジタル研究教育機構及び情報統括センターに関する規則は、別に定める。

(研究機構)

第8条の8 本学に、次の研究機構を置く。

国際先端医学研究機構

国際先端科学技術研究機構

2 研究機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

五高記念館

永青文庫研究センター

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

環境安全センター

埋蔵文化財調査センター

2 学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(ヒトレトロウイルス学共同研究センター)

第10条 本学に、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。

2 ヒトレトロウイルス学共同研究センターに関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(保健センター)

第12条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は、別に定める。

第13条 削除

(その他の組織)

第14条 本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第3節 技術支援組織

第14条の2 本学に、技術部を置く。

2 技術部に関する規則は、別に定める。

第4節 職員組織

(職員)

第15条 本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、学環には学環長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。)に研究科長(研究部にあつては研究部長、教育部にあつては教育部長。第6項において同じ。)を置く。

2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。

3 前2項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。

4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

6 学部長、学環長及び研究科長は、学部、学環又は研究科に関する校務をつかさどる。

- 7 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 第3項に規定する職員の職務については、別に定める。

第16条 附属学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。

5 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

6 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。

7 教諭は、児童等の教育をつかさどる。

8 養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。

9 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(職員の協働)

第16条の2 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、職員相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

第2章 学部等通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第17条 学部等の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては6年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学部等は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第18条 第69条に定める科目等履修生及び第91条に定める特別の課程履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第19条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6年を超えることができない。

3 第17条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部等規則の定めるところによる。

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する学期の期間は、前半及び後半に分けることができる。

3 前2項に規定する学期の区分及び期間は、学部等の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第22条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 11月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月3日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。

3 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部等の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第2節 入学

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 入学資格者は、学教法第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第150条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学教法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

(入学志願手続)

第25条 入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願い出なければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学志願者については、選考を行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第27条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第28条 合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2 合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第29条 入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

- (1) 願いにより退学した者又は第55条第1号、第4号、第5号若しくは第6号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後2年以内に再入学を願い出たもの
- (2) 学教法施行規則第155条第1項第7号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの
- (6) 大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの
- (7) 学教法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの
- (8) 大学に2年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの
- (9) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの
- (10) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度にお

いて位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(11) 学教法施行規則附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの

(12) 他の大学の学生で、転入学を願い出たもの

2 前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

(第3年次編入学)

第31条 第3年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。

(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)

第32条 前2条により入学を許可された者の在学期間は、第19条の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部等にあつては、学部等規則の定めるところによる。

(適用規定)

第33条 第23条、第25条及び第27条から第29条までの規定は、第30条及び第31条により入学する者に適用する。

第3節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第34条 各学部等は、学教法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部等が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。

(教育課程の編成方法等)

第35条 本学の教育課程は、リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies、基礎科目、キャリア科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第36条 各学部等の学生は、当該学部等所定の教育課程を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)及び学部等規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第37条 学部等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 学部等は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第38条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

2 他の学部等の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部等の長及び当該学部等の長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第38条の2 学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属学部等の長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第39条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)に応じ、当該授業による教育効果、授業時間

外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の2 学部等は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部等は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第40条 一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第41条 第35条第3項及び第4項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124 単位を超える単位数を卒業要件とする学部等にあつては、別に定める。

- 2 第43条から第45条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1年間の授業期間)

第42条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第45条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した単位(設置基準第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

第46条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

- 2 前3条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第4節 休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第47条 疾病その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部等の長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。

第48条 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第49条 休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。

2 第30条及び第31条により入学を許可された者並びに第51条により転部、転科又は転課程(以下「転部等」という。)を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部等の長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 休学期間を満了して復学する場合も、期間満了1か月前に、第1項に準じて願い出なければならない。

(転部、転科及び転課程)

第51条 転部等を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。

2 前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部等の教授会において行う。

3 第1項により転部等を許可された者の在学期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。ただし、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部等にあつては、学部等規則の定めるところによる。

(転学)

第52条 他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部等の長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(留学)

第53条 外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部等の長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

3 留学の期間は、第17条の修業年限に含まれるものとする。

(願いによる退学)

第54条 退学しようとする者は、所定の退学願により、学部等の長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、これを許可する。

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部等の長の申し出により、学長がこれを除籍する。

- (1) 行方不明の届出のあった者
- (2) 第19条、第32条及び第51条第3項に規定する期間を超えた者
- (3) 第49条第1項ただし書及び第2項に規定する期間を超えた者
- (4) 納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
- (6) 正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者
- (7) 成業の見込がないと認められる者

第5節 健康管理

(健康診断)

第56条 学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第57条 前条の健康診断のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適當な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第6節 卒業

(卒業の要件)

第58条 卒業の要件は、学部等所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。

(早期卒業)

第59条 本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第60条 卒業者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第61条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかった者については、次学期中にこれを行うことができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第62条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部等規則の定めるところによる。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第63条 本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部等の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることができる。

第64条 研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者(短期大学を含む。)
- (2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者
- (3) 教授会で適当であると認めたる者

第65条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願出しなければならない。

第66条 研究生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願出たときは、これを許可することができる。

第67条 研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第68条 研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部等の長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第69条 本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第70条から第72条まで 削除

(特別聴講学生)

第73条 本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校の学生があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第74条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部等学生に関する規則を準用する。

(外国人留学生)

第75条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実を図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第76条 前条第2項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第8節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第77条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除)

第78条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第79条 入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収方法)

第80条 授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1ずつを徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)

徴収期 4月1日から4月30日まで

後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)

徴収期 10月1日から10月31日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。
- 3 前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 4 学期の途中で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。
- 5 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。
- 6 研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第81条 授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第82条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 検定料を納めた者で、出願しなかったもの 当該検定料相当額
- (2) 検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの 当該検定料相当額
- (3) 一の入学試験に係る検定料を、2回以上納めた者 所定の検定料を超える額に相当する額
- (4) 学部等において、出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者 第2段階目の選抜に係る検定料相当額
- (5) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者 前号に定める額に相当する額
- (6) 入学を許可するときに授業料を納めた者で、3月31日までに入学を辞退したもの 当該授業料相当額
- (7) 前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの 当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第83条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第84条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

2 前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第85条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(免除、徴収猶予等の取消)

第86条 第79条の徴収猶予、第84条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。

(免除及び徴収猶予に関する規則)

第87条 この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第88条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に報告する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第89条 学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部等の長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。
 - 5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 寄宿舍

(寄宿舍)

第90条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

第11節 特別の課程

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学教法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを履修する者(以下「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 特別の課程履修生に対する単位の授与については、第40条の規定を準用する。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 次の学科については、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

法学部 公共政策学科

理学部 数理科学科 物理科学科 物質化学科 地球科学科 生物科学科 環境理学科

3 熊本大学学則等を廃止する規則(平成16年3月26日制定)により廃止された熊本大学学則(昭和24年6月1日制定)の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成16年3月31日に存続するものについては、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前2項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日学則第2号)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成17年12月22日学則第4号)

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則(平成18年2月23日学則第2号)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 次の学科については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学部 薬科学科

工学部 環境システム工学科 知能生産システム工学科 電気システム工学科 数理情報システム工学科

附 則(平成18年9月7日学則第6号)

この学則は、平成18年9月25日から施行する。

附 則(平成18年10月26日学則第9号)

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則(平成18年10月26日学則第10号)

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成18年11月30日学則第12号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日学則第3号)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成19年3月22日学則第5号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日学則第7号)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年1月24日学則第2号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月24日から施行する。

附 則(平成20年3月27日学則第5号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日学則第6号)

この学則は、平成20年9月25日から施行する。

附 則(平成20年11月27日学則第8号)

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日学則第2号)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第19条第2項、第32条第2項及び第51条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月24日学則第5号)

この学則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年2月24日学則第1号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日学則第4号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月24日学則第7号)

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日学則第9号)

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日学則第1号)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年5月26日学則第4号)

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年7月28日学則第6号)

この学則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日学則第8号)

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年11月24日学則第10号)

この学則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日学則第2号)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年11月29日学則第6号)

1 この学則は、平成24年12月1日から施行する。

2 改正後の第8条第1項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成30年

11月30日まで存続するものとする。

附 則(平成25年2月28日学則第2号)

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第6条の2に規定するパルスパワー科学研究所は、令和5年3月31日まで存続するものとする。

3 この学則による改正後の第19条第2項の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年7月25日学則第5号)

この学則は、平成25年7月25日から施行する。

附 則(平成26年4月25日学則第3号)

この学則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成26年11月27日学則第6号)

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年1月22日学則第1号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日学則第4号)

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日学則第6号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日学則第9号)

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月24日学則第4号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日学則第6号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月26日学則第8号)

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年9月23日学則第9号)

この学則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第30条第1項第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月23日学則第2号)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年11月24日学則第5号)

この学則は、平成29年12月9日から施行する。

附 則(平成30年3月22日学則第2号)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 工学部の物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科及び数理工学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センターは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に自然科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成30年4月26日学則第5号)

この学則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日学則第6号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日学則第9号)

この学則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日学則第2号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日学則第5号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月7日学則第7号)

この学則は、令和元年5月7日から施行する。

附 則(令和2年2月27日学則第2号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日学則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日学則第5号)

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月2日学則第7号)

この学則は、令和2年10月2日から施行する。

附 則(令和3年2月24日学則第2号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月22日学則第4号)

この学則は、令和3年4月23日から施行する。

附 則(令和4年3月24日学則第2号)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び養護教諭養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(令和4年9月22日学則第6号)

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日学則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本大学学生定員規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号）

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号 平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号
 平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号 平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号
 平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号 平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号
 平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号 平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号
 平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号 平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号
 平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和元年 5 月 7 日規則第 303 号
 令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号
 令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号 令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条並びに熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

（学生の収容定員）

第 2 条 本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部の収容定員の表(令和 6 年度)

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	-	-	-	110			110
	中学校教員養成課程	-	-	-	70			70
	特別支援教育教員養成課程	-	-	-	20			20
	養護教諭養成課程	-	-	-	30			30
	学校教育教員養成課程	220	220	220	-			660
	計	220	220	220	230			890
法学部	法学科	210 (10)	210	210	210			840 (10)

	(学部共通)			10	10			20
	計	210 (10)	210	220	220			860 (10)
理学部	理学科	200 (10)	200	200	200			800 (10)
	計	200 (10)	200	200	200			800 (10)
医学部	医学科	110	110	110	110	110	115	665
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	254	254	270	270	110	115	1,273
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	124 (6)	124	124	124			496 (6)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	108 (7)	109	109	109			435 (7)
	(学科共通)			10	12			22
	情報電気工学科	132 (20)	149	149	149			579 (20)
	(学科共通)			20	35			55
	材料・応用化学科	129 (7)	131	131	131			522 (7)
	(学科共通)			5	8			13
	半導体デバイス工学課程	20	-	-	-			20
	(課程共通)			20	-			20
	物質生命化学科	-	-	-	-			0
	マテリアル工学科	-	-	-	-			0
	機械システム工学科	-	-	-	-			0
	情報電気電子工学科	-	-	-	-			0
	計	513 (40)	513	578	578			2,182 (40)
情報融合 学環		60	-	-	-			60
	計	60						60
	合計	1,657	1,657	1,758	1,768	165	170	7,175

備考

- 1 (学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。
- 2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。
- 3 情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。

4 括弧書きの数字は、情報融合学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条 本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和5年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条 本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和5年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和5年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	学校教育実践専攻	—	—	0
	計	—	—	0
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻	4	4	8
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	69 (3)	66	135 (3)
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械数理工学専攻	65	65	130
	情報電気工学専攻	103	103	206
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	計	443	443	886
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70

合計	591 (3)	588	1,179 (3)
----	------------	-----	--------------

備考 括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。
各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条 本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和5年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	-	-	-		0
	環境共生工学専攻	-	-	-		0
	計	-	-	-		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	46	46	46		138
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第7条 本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和5年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	30	60
合計		30	30	60

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から令和元年度までとし、令和 2 年度からは 110 人とする。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 303 号)

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 110 人については、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、令和 7 年度からは 105 人とする。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊本大学学生定員規則の変更の事由及び変更点

変更の事由

医学部医学科の入学定員を見直すため、所要の改正を行うものである。

変更点

医学部医学科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備すること。

学則変更(案)様式

熊本大学学則(新)	熊本大学学則(旧)
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第1条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。</p> <p>2 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育研究上の目的は、それぞれの学部等の規則で定め、公表するものとする。</p> <p>第2節 教育研究組織等</p> <p>(学部、学科、課程及び収容定員)</p> <p>第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。</p> <p>文学部 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科</p> <p>教育学部 学校教育教員養成課程</p> <p>法学部 法学科</p> <p>理学部 理学科</p> <p>医学部 医学科 保健学科</p> <p>薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科</p> <p>工学部 土木建築学科 機械数理工学科 情報電気工学科 材料・応用化学科 半導体デバイス工学科</p> <p>2 収容定員は、別に定める。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 学部の教育研究上の目的は、それぞれの学部の規則で定め、公表するものとする。</p> <p>第2節 教育研究組織等</p> <p>(学部、学科、課程及び収容定員)</p> <p>第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。</p> <p>文学部 総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科</p> <p>教育学部 学校教育教員養成課程</p> <p>法学部 法学科</p> <p>理学部 理学科</p> <p>医学部 医学科 保健学科</p> <p>薬学部 薬学科 創薬・生命薬科学科</p> <p>工学部 土木建築学科 機械数理工学科 情報電気工学科 材料・応用化学科</p> <p>2 (同左)</p>

<p>3 学部に関する規則は、別に定める。</p> <p>(学環及び収容定員)</p> <p>第3条 本学に、<u>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号。以下「設置基準」という。)</u>第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、<u>情報融合学環を置く。</u></p> <p>2 <u>収容定員は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>学環に関する規則は、別に定める。</u></p> <p>第4条～第16条の2 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>3 (同左)</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>第4条～第16条の2 (略)</p> <p>第2章 (略)</p>
<p>熊本大学生定員規則 (新)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第2条第2項及び<u>第3条第2項</u>、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成16年4月1日制定)第3条第1項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成16年4月1日制定)第3条並びに<u>熊本大学大学院学則(平成16年4月1日制定)第12条</u>の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。</p> <p>(学生の収容定員)</p> <p>第2条 本学の学部及び<u>学環の収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <p>学部の収容定員の表(令和6年度)</p>	<p>熊本大学生定員規則 (旧)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第2条第2項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成16年4月1日制定)第3条第1項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成16年4月1日制定)第3条及び<u>熊本大学大学院学則(平成16年4月1日制定)第12条</u>の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。</p> <p>(学生の収容定員)</p> <p>第2条 本学の学部の収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>学部の収容定員の表(令和5年度)</p>

学部	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	-	-	110	110			220
	中学校教員養成課程	-	-	70	70			140
	特別支援教育教員養成課程	-	-	20	20			40
	養護教諭養成課程	-	-	30	30			60
	学校教育教員養成課程	220	220	-	-			440
	計	220	220	230	230			900
法学部	法学科	210	210	210	210			840
	(学部共通)			10	10			20
	計	210	210	220	220			860
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	-	-	110	110			110
	中学校教員養成課程	-	-	70	70			70
	特別支援教育教員養成課程	-	-	20	20			20
	養護教諭養成課程	-	-	30	30			30
	学校教育教員養成課程	220	220	220	-			660
	計	220	220	220	230			890
法学部	法学科	210	210	210	210			840
	(学部共通)	(10)						(10)
	計	210	210	220	220			860

理学部	理学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	800
	計	<u>200</u> (10)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	<u>800</u> (10)
医学部	医学科	110	110	110	110	110	110	110	110	110	115	665
	保健学科	144	144	144	144	144	144	144	144	144		576
	(保健学科共通)			16	16	16	16	16	16	16		32
	計	254	254	270	270	110	110	115	115	115	115	<u>1,273</u>
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科 学科	35	35	35	35	35	35					140
	計	90	90	90	90	90	90	55	55	55	55	470
工学部	土木建築学科	124	124	124	124	124	124	124	124	134	134	<u>496</u> (6)
	(学科共通)			10	10	10	10					20
	機械数理工学科	<u>108</u> (7)	109	109	109	109	109	109	109	121	119	<u>435</u> (7)
	(学科共通)			10	12	10	12					22
	情報電気工学科	<u>132</u> (20)	149	149	149	149	149	149	149	184	169	<u>579</u> (20)
	(学科共通)			20	35	20	35					55
	材料・応用化学 科	<u>129</u> (7)	131	131	131	131	131	131	131	139	136	<u>522</u> (7)
理学部	理学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	800
	計	<u>200</u> (10)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	<u>800</u> (10)
医学部	医学科	110	110	110	110	110	110	110	110	110	115	670
	保健学科	144	144	144	144	144	144	144	144	144		576
	(保健学科共通)			16	16	16	16	16	16	16		32
	計	254	254	270	270	110	110	115	115	115	115	<u>1,278</u>
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科 学科	35	35	35	35	35	35					140
	計	90	90	90	90	90	90	55	55	55	55	470
工学部	土木建築学科	124	124	124	124	124	124	124	124	134	134	<u>516</u>
	(新設)											
	機械数理工学科	<u>109</u>	109	109	109	109	109	109	109	121	119	<u>458</u>
	(新設)											
	情報電気工学科	<u>149</u>	149	149	149	149	149	149	149	184	169	<u>651</u>
	(新設)											
	材料・応用化学 科	<u>131</u>	131	131	131	131	131	131	131	139	136	<u>537</u>

	(学科共通)		5	8	13
	半導体デバイス 工学課程	20	-	-	20
	(課程共通)		20	-	20
	物質生命化学科	-	-	-	0
	マテリアル工学 科	-	-	-	0
	機械システム工 学科	-	-	-	0
	情報電気電子工 学科	-	-	-	0
	(削る)				
	計	513 (40)	578	578	2,182 (40)
情報融 合学環	計	60	-	-	60
	合計	1,657	1,758	1,768	7,175

備考

- 1 (学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。
- 2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。
- 3 情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。
- 4 括弧書きの数字は、情報融合学環の収容定員とする学部の収容定員の内数である。

	(新設)									
	(新設)									
	(新設)									
	物質生命化学科	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	マテリアル工学 科	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	機械システム工 学科	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	情報電気電子工 学科	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	(学部共通)									0
	計	513	513	578	558	1,748	1,770	1,770	2,162	
(新設)	合計	1,657	1,657	1,768	1,748	1,770	1,770	7,170		

備考 (学部共通)又は(保健学科共通)は、第3年次編入学定員である。
各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

第3条～第7条 (略)

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員110人については、令和2年度から令和6年度までとし、令和7年度からは105人とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第3条～第7条 (略)

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員110人については、令和2年度から令和5年度までとし、令和6年度からは105人とする。

目次

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 学則変更（収容定員変更）の内容 | P. 2 |
| 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性 | P. 2 |
| 3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更 | P. 3 |

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

熊本大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増（平成 29 年度に平成 31 年度まで延長）及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、また、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

平成 31 年度を期限とする 10 名の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員 5 名増を行い、令和 2 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に増員を行った。

さらに、地域の医師確保等の観点から、令和 2 年度からの増加と同様の枠組みを維持し、令和 5 年度に再度の入学定員 5 名増を行い、令和 6 年度の入学定員についても定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に増員を行う。

これにあわせて、収容定員についても令和 6 年度のみ臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 630 名から 635 名に増員する。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

熊本県の医療施設に従事する医師数は、人口 10 万人当たり、289.8 人（厚生労働省「平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師調査」）で、全国平均 246.7 人を上回っている。

しかしながら、熊本市と熊本市以外の地域を比較すると、熊本市（熊本圏域）では、414.1 人であるのに対して、熊本市以外の地域では、199.3 人となっている。熊本県の医療施設に従事する医師数（平成 30 年：5,091 人）について、その 6 割が熊本市に集中している。平成 28 年から平成 30 年の間に熊本市内の医師数が 7 人増加したのに対し、熊本市外の医師数は 83 人増加しており、熊本市外の医師数は増加傾向にあるものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況である。また、地域で勤務する医師のうち、65 歳以上の割合は年々高まっており、高齢化の傾向にある。【資料 1】

また、熊本県の地域医療における将来推計として、2036 年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向にあり、厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性がある。【資料 2】

これまで、熊本大学では、熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点から、平成 19 年度の「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の増員及び「経済財政改革の基本方針 2008」に伴う 5 名の増員によって、平成 21 年度から入学定員を 10 名増員した。

さらに平成 22 年度からは「経済財政改革の基本方針 2009」により、熊本県医師修学資金（地域枠）の給付を条件とした推薦入試（地域枠）を新設し、5 名増とした。

そして、平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数 10 名から 2 年間を通じて地域枠の学生を確保できていない定員数 4 名を減じた数 6 名を上限として増員申請数を熊本県

と協議し、令和3年度までの期限を付した再度の入学定員5名増を行った。

今回、熊本県から、上記のような状況を踏まえ、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、令和2年度からの増加と同様の枠組みを維持し、令和6年度のみ再度の5名増員を申請する。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更

(1) 教育課程の変更内容

これまで令和6年度増員後の入学定員110名と同じ人数の中で教育を実施しており、教育課程の変更を伴うことなく、同等の内容を担保できる。

なお、教育内容の充実のため、令和5年度から「地域医療総合演習」を開講し、様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力を学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する機会を設けている。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

医学教育モデル・コア・カリキュラムに求められている項目に関して、「地域医療のあり方と熊本県の現状と課題について講義し、医師として地域医療に貢献するためにはいかなる能力を身に付けるべきか」という観点から、地域医療の概要と実態について、以下の講義を行う。

また、熊本県内の地域医療とそれを取り巻く状況を学修し、「地域医療に従事する医師としてどのような実践能力を身につけるべきか」という観点から、以下の実習を行う。

上記については、現在も令和6年度増員後の入学定員110名と同じ人数の中で実施しており、同等の内容を担保できる。

【講義科目】

科目名	対象年次	授業概要
公衆衛生学	4	地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学修する。さらに地域における保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携及び多職種間の連携の必要性を講義し、現状と課題さらにあるべき姿を考察できるようにする。また、地域保健医療計画、衛生行政、地域保健における保健所の活動についても学修する。 (具体的な講義項目) ア 社会保障・社会福祉の理念：自由権から生存権 社会保障の目的・理念：責任の所在の変遷 イ 地域における福祉施設の体系と機能：①在宅と施設、 ②老人関係施設の種類→養護老人ホーム、特別養護老

		<p>人 ホーム、老人保健施設</p> <p>ウ 介護保険法制定後の老人福祉・医療施設の現状</p> <p>エ 地域における健康福祉システム(地域リハビリテーション)</p> <p>オ 地域保健・保健所の機能</p> <p>カ 医療法、医療保険制度</p>
医療と社会	4	<p>一部を地域医療の講義にあて、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学修する。また、熊本県における医師の偏在(地域及び診療科)の現状とその理由を学ぶ。さらに地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解する。</p> <p>(具体的な講義項目)</p> <p>ア 地域医療の実際</p> <p>イ 患者中心の医療</p>

【実習科目】

科目名	対象年次	授業概要
地域医療・福祉体験実習コース	1	地域医療機関や介護老人保健施設の体験実習を行う。今後は体制が整えば、保健所についても実施する。もって地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動について、熊本県の地域保健について学ぶ。
熊本大学病院医療体験実習コース	2	熊本大学病院における体験実習によって、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解をより深める。
地域医療・プライマリケア体験実習コース	3	地域医療機関(地域開業診療所等)の現状を自らの目で知ることを目的とした見学型実習を行う。もって熊本県の地域医療について学ぶ。
臨床実習	4、5	地域医療に貢献するためにはプライマリ・ケアの能力が必要である。そのため、「臨床実習」の際に、救急車同乗実習を行い、熊本市消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学び、併せて熊本市における救急患者受入れ状況を知ることを通し地域救急医療の現状を学ぶ。さらに体制が整えば、災害救急医療におけるト

		リアージを学ぶ。また、地域医療機関に学生を派遣して、地域のプライマリ・ケアの体験を充実させる。もって地域医療の基礎となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、医師としてどのような実践能力を身に付けるべきか学ぶ。
特別臨床実習	5、6	地域医療機関の中から、2015年に、熊本県北部の地域医療機関の中核である公立玉名中央病院からの寄附を受け、地域医療の実践教育を行う施設として、玉名教育拠点が開設され、寄附講座教員が常駐して、地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。さらに2019年からは、熊本県天草地区の地域医療機関の中核である天草地域医療センターからの寄附を受け、天草教育拠点が開設され地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。これらの施設において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学修する。
地域医療総合演習	5	様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力の中から一つのテーマを選択し協働的に学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する。そして、選択したテーマについて地域医療ゼミに参加する後輩や同僚に対して教育を実践する。教育的な実践やその準備などの一連の経験を通して、テーマについて深い学びを得ることや将来の医療者教育の素地を涵養する。

(3) 教員組織の変更内容

医学部医学科の専任教員を200名以上配置し、収容定員変更後の教育課程を実施・運営するための教員を十分に配置している。

平成28年4月に設置された「地域医療・総合診療実践学寄附講座」の教員を主体として、熊本県における地域医療の現状、地域医療に求められる医師像、地域医療における医療連携などを教授し、地域医療への関心を醸成し、熊本県地域医療構想についても理解を深めている。

また、地域医療を含む医学教育全般を統括する組織として「臨床医学教育研究センター」を平成22年度に設置し、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」との連携を図りながら、地域医療教育を充実させている。

さらに、令和5年1月に、医学教育を支援することを目的とした「総合医学教育学講座」を設置し、医学教育の更なる充実を図っている。

(4) 施設・整備の変更内容

平成 22 年度に設置した「臨床医学教育研究センター」に教育・学習スペースとして、チュートリアル室を増設し、地域医療連携を推進するため平成 12 年度に設置した「総合臨床研修センター」では、地域医療を担う医学部生や卒後臨床研修医の医療技術の修得・向上を目的とした基本的救命処置シミュレーター、心音シミュレーター、肺音シミュレーター等の各種臨床実地トレーニングシステムを整備しており、教育環境の充実を図ることができている。

資料目次

資料 1	第 7 次熊本県保健医療計画（抜粋）	P. 8
資料 2	熊本県の地域医療における現状・課題（抜粋）	P. 14
資料 3	「令和 6 年度入学定員増員計画」の写し	P. 17
資料 4	教育課程等の概要	P. 56

抜粋

第 7 次熊本県保健医療計画（別冊）

（熊本県医師確保計画・熊本県外来医療計画）

令和 2 年（2020 年）3 月

熊 本 県

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

- 本県では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目的として、医療法第30条の4に基づく「第7次熊本県保健医療計画」（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間）を策定し、関係者と連携してその推進に取り組んでいます。
- こうした中、平成30（2018）年7月に医療法が改正され、医師偏在対策の強化及び外来医療の確保を図るため、都道府県において新たに計画を策定することとされました。
- そのため、本県では、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在対策及び外来医療の不足・偏在等への対策を進めるため、熊本県医師確保計画及び熊本県外来医療計画を策定します。

2. 計画の位置付け

- 「第7次熊本県保健医療計画」の一部として、医療法第30条の4第2項第10号及び第11号に規定する「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」について定めるものです。

3. 計画の期間

- 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。

第2章 熊本県医師確保計画

第1部 地域医療を担う医師の確保

1. 現状・課題

- 本県の医療施設に従事する医師数（平成30（2018）年：5,091人）については、その6割が熊本市に集中しています（図1参照）。平成28（2016）年から平成30（2018）年の間に熊本市内の医師数が7人増加したのに対し、熊本市外の医師数は83人増加しており、熊本市外の医師数は増加傾向にあるものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況です。（表1・表2参照）。また、地域で勤務する医師のうち、65歳以上の割合は年々高まっており、高齢化の傾向にあります（図2参照）。
- 医師がへき地^①等の医療機関への従事を敬遠する理由としては、専門医^②志向の高まりや勤務環境、生活環境に関する不安が挙げられます。また、20代の若手医師については、専門医資格の取得、更新に対する不安など、地域におけるキャリア形成に対する不安も挙げられます。
- 地域の医療機関で勤務する自治医科大学卒業医師や医師修学資金^③の貸与を受けた医師は、令和元（2019）年度に21人となり、今後も増加が見込まれます。一方、これらの医師の中には、地域勤務に不安を抱く医師もいることから、不安解消のための支援体制の強化等が求められています。
- 本県の平成30（2018）年の医師全体に占める女性医師の割合は18.4%と年々増加傾向にあり、特に39歳以下の若年層では32.0%となっています（図3・図4参照）。また、自治医科大学卒業医師や学生、医師修学資金の貸与を受けた医師や学生に占める女性医師の割合は約40%となっており、地域で勤務する女性医師の就労継続に向けた環境整備が求められています。
- 平成30（2016）年度からスタートした新たな専門医制度^④については、令和2（2020）年度から専攻医^⑤の募集定員数について都道府県別・診療科別の上限（シーリング）が設定され、本県においては、内科、精神科、整形外科、麻酔科についてシーリングが設定されました。これらの診療科の医師は地域での需要も大きく、地域医療に与える影響も大きいことから、令和3（2021）年度以降のシーリングの内容について一般社団法人日本専門医機構等の動きを注視する必要があります。

① へき地とは、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって、「無医地区」、「準無医地区」及び「へき地診療所」の要件に該当する地域のことです。

② 専門医とは、それぞれの診療領域における適切な教育を受けて十分な知識・経験を持ち、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師のことです。

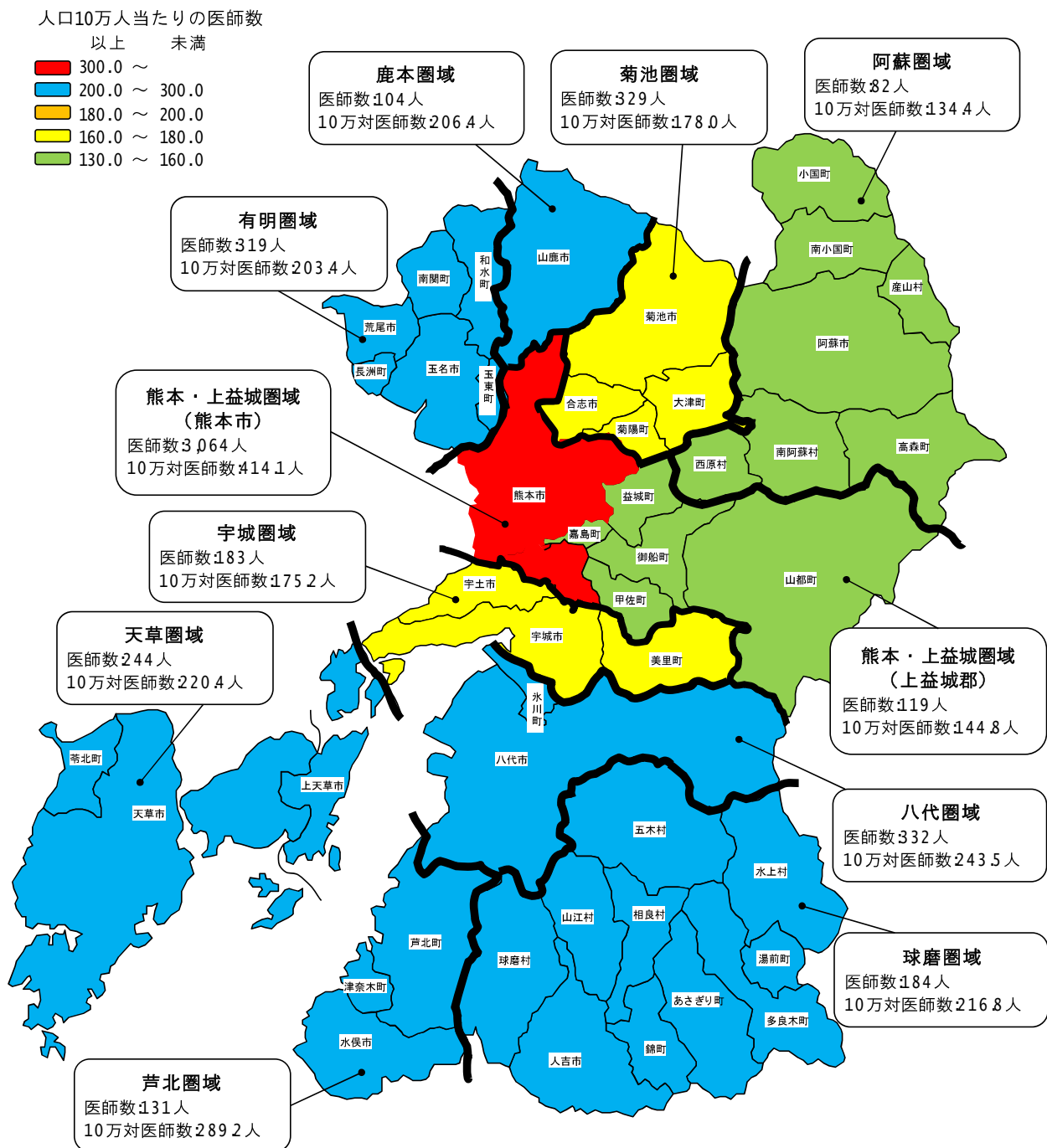
③ 医師修学資金とは、県内の地域医療を担う医師を確保するため、将来、医師が不足している地域の病院等に医師として勤務しようとする医学部生に対して貸与する修学資金のことです。大学卒業後の一定期間、知事が指定する病院等で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

④ 新たな専門医制度とは、これまで各学会が独自に専門医を育成し、その能力を検証し、認証する仕組みを運用してきたため、第三者機関として設立された一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と専門研修プログラムの認定を統一的に行う新たな制度のことです。

⑤ 専攻医とは、一般社団法人日本専門医機構の認定を受けた専門研修プログラムに登録し、実践中の医師のことです。

【図1】 県内の医療施設従事医師数

熊本県の医師数（実数）：5,091人
 <人口10万人当たりの医師数> 熊本県289.8人 熊本市外199.3人 全国246.7人



（厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」に基づき熊本県医療政策課作成）

【表1】県内の医療施設従事医師数の推移※

圏域	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	平成20年→平成30年	
							増減数	増減率
全国	271,897	280,431	288,850	296,845	304,759	311,963	40,066	14.7%
熊本県	4,450	4,679	4,814	4,938	5,001	5,091	641	14.4%
熊本・上益城	2,694	2,894	3,029	3,137	3,172	3,183	489	18.2%
熊本市	2,575	2,780	2,911	3,016	3,057	3,064	489	19.0%
上益城郡	119	114	118	121	115	119	0	0.0%
宇城	164	177	183	182	174	183	19	11.6%
有明	274	282	279	284	289	319	45	16.4%
鹿本	95	92	95	93	97	104	9	9.5%
菊池	285	296	312	311	322	329	44	15.4%
阿蘇	80	81	81	92	86	82	2	2.5%
八代	294	302	294	310	318	332	38	12.9%
芦北	135	135	133	134	136	131	▲4	-3.0%
球磨	181	174	166	161	176	184	3	1.7%
天草	248	246	242	234	231	244	▲4	-1.6%
熊本市外	1,875	1,899	1,903	1,922	1,944	2,027	152	8.1%

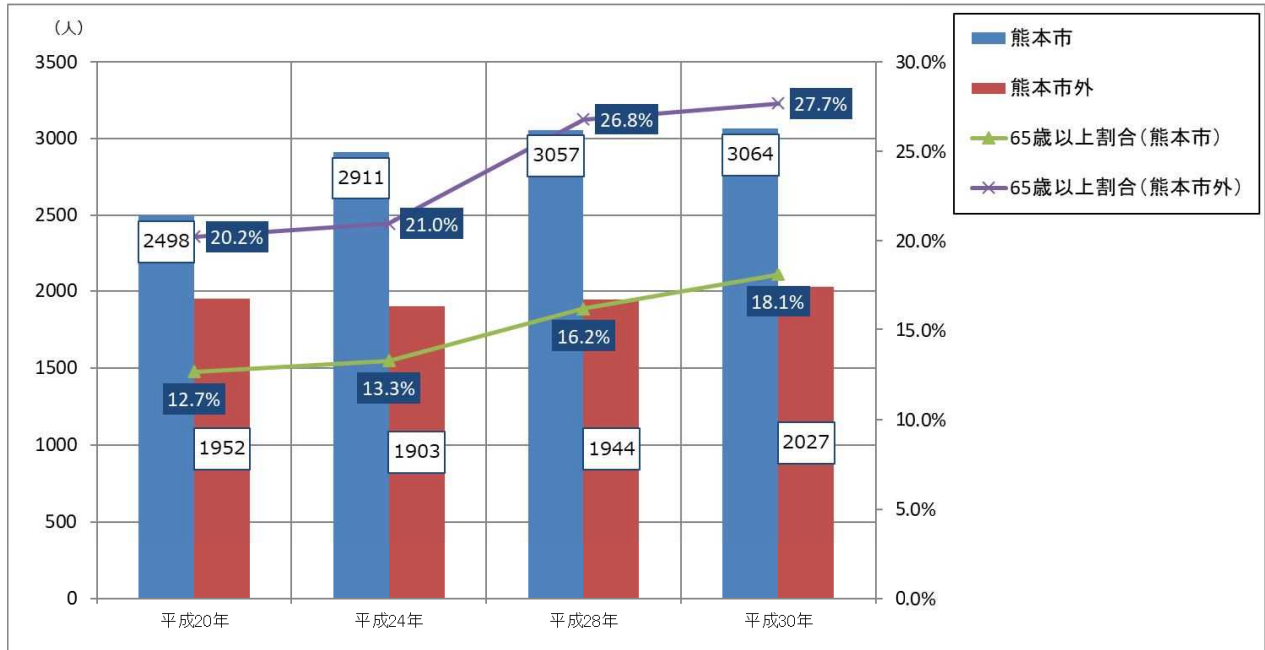
【表2】県内の人口10万人当たりの医療施設従事医師数の推移

圏域	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	平成20年→平成30年	
							増減数	増減率
全国	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1	246.7	33.8	15.9%
熊本県	244.2	257.5	266.4	275.3	281.9	289.8	45.6	18.7%
熊本・上益城	323.3	329.6	352.1	367.4	379.6	385.3	62.0	19.2%
熊本市	353.1	378.5	394.6	407.6	413.1	414.1	61.0	17.3%
上益城郡	134.9	130.4	136.1	140.5	137.4	144.8	9.9	7.3%
宇城	146.6	159.5	167.3	168.4	164.1	175.2	28.6	19.5%
有明	160.9	167.0	167.9	173.9	180.7	203.4	42.5	26.4%
鹿本	168.5	166.1	175.5	175.3	187.4	206.4	37.9	22.5%
菊池	166.7	170.0	175.6	172.3	176.7	178.0	11.3	6.8%
阿蘇	116.4	119.4	121.2	140.7	136.3	134.4	18.0	15.5%
八代	200.8	208.3	205.5	220.1	229.4	243.5	42.7	21.3%
芦北	255.8	262.9	266.1	277.2	290.1	289.2	33.4	13.1%
球磨	187.4	183.7	179.6	179.4	201.0	216.8	29.4	15.7%
天草	189.7	193.3	196.5	196.6	200.7	220.4	30.7	16.2%
熊本市外	171.6	175.4	177.9	182.3	187.8	199.3	27.7	16.1%

(〔表1・表2〕：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成)

※ 旧城南町、旧富合町及び旧植木町についてな熊本市の合併前から熊本・上益城圏域(熊本市)に、旧蘇陽町については旧矢部町及び旧清和村と合併して山都町となる前から熊本・上益城圏域(上益城)に含めています。

【図2】 熊本市・熊本市外における医師数及び65歳以上割合の推移



【図3】 県内の男女別・医師数の推移（全体）



【図4】 県内の男女別・医師数の推移（39歳以下）



([図3・図4]：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成)

抜粋

令和元年度 第2回熊本県地域医療対策協議会	資料 1-2
令和元年10月1日	

熊本県の地域医療における現状・課題

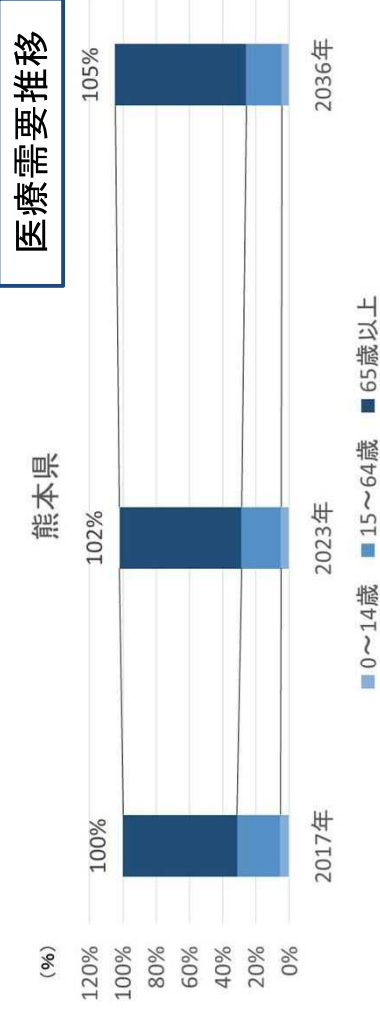
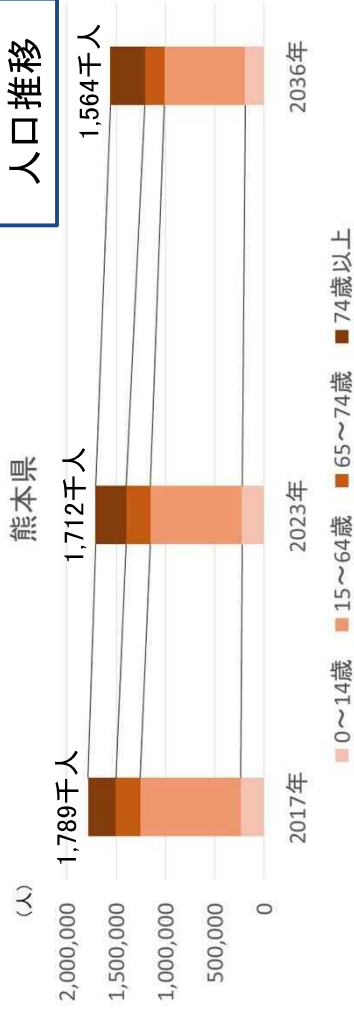
- 第1回熊本県地域医療対策協議会(7/2開催)資料を一部再掲
- 掲載データについては今後、可能な限り最新データを反映

熊本県健康福祉部

熊本県の地域医療における将来推計

1. 人口・医療需要の推計

- 2036年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向。
- ただし、圏域ごとに見ると、2036年に向けて医療需要が増加又は現状維持となるのは熊本・上益城、宇城及び菊池圏域のみ。



二次医療圏名	医療需要の推移 (2017年を100%)	
	2023年	2036年
県全体	102%	105%
熊本・上益城	108%	118%
宇城	101%	100%
有明	98%	92%
鹿本	96%	90%
菊池	107%	121%
阿蘇	98%	93%
八代	97%	92%
芦北	94%	83%
球磨	95%	87%
天草	94%	84%

熊本県の地域医療における将来推計

2. 厚生労働省資料に基づく2036年の必要医師数

- 厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性。

将来時点(2036年)における必要医師数

※下位:過去の医師増減実績を最小に見積もっても達成できる医師数
 上位:過去の医師増減実績を最大に見積もった時の医師数

二次医療圏名	2036年				
	必要医師数①	供給推計		過剰医師数 (②-①)	不足医師数 (③-①)
		下位②	上位③		
熊本県全体	4086	4576	6476	-	-
熊本・上益城	2264	2955	4181	690	-
宇城	289	147	208	-	▲ 81
有明	396	253	358	-	▲ 38
鹿本	139	87	123	-	▲ 17
菊池	500	283	401	-	▲ 99
阿蘇	190	75	106	-	▲ 84
八代	355	294	416	-	-
芦北	131	125	177	-	-
球磨	241	156	220	-	▲ 21
天草	306	202	285	-	▲ 21

(厚生労働省 医師需給分科会資料(H31.3.22))

令和 6 年度
医学部入学定員増員計画熊大経企第 1 1 号
令和 5 年 8 月 21 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人熊本大学長
小 川 久 雄

「地域の医師確保等の観点からの令和 6 年度医学部入学定員の増加について（令和 5 年 8 月 8 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	経営企画本部課長・岸 良一
	TEL	0 9 6 - 3 4 2 - 3 9 7 1
	FAX	0 9 6 - 3 4 2 - 3 0 0 7
	E-mail	sgo-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

大学名	国公立
熊本大学	国立

1. 現在（令和5年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	0	0	670

↑
(収容定員計算用)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
(ア) 入学定員	115	115	110	110	110	110	670
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	115	110	110	110	110	670

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和6年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105	0	0	630

↑
(収容定員計算用)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
(ア) 入学定員	105	105	105	105	105	105	630
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	105	630
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

3. 令和6年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	0	0	635

↑
(収容定員計算用)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
(ア) 入学定員	110	105	105	105	105	105	635
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	105	105	105	105	105	635
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

増員希望人数	5
↑ (内訳)	
(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	5
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	0
計	5

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数 5

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県 熊本県	5
大学所在地以外の都道府県	
計	5

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R5地域枠定員 (※1)	R5貸与者数 (※2)	R4とR5の貸与 者数のうち多い 方の数
熊本県	5	1	5	8	8
					0
					0
					0
					0
計	5	1	5	8	8

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和6年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和4年度に実施した地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	診療科の限定の有無	(診療科の限定(推奨)がある場合) その診療科名	開始年度	備考
			うち臨時定員分							
熊本県医師修 学資金地域枠 (学校推薦型 選抜Ⅱ(地域 枠))	(i) 学校推薦 型選抜	別枠(先行 型)	8	5	大学入学共通テスト、推薦書、 調査書、志望理由書(地域医 療に対する抱負や意見について 800字程度)及び面接の成績に より総合的に判定する。	熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から 4人以内とする。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から 3人以内とし、出願時において保護者が3年以上継続して 熊本県内に在住(住民登録)している者を対象とする。な お、学校推薦型選抜Ⅱ(一般枠)及び(熊本みらい医療 枠)との併願はできない。 志望学科への入学の意志が強く、かつ将来、熊本県内地 域医療を目指す者で、次の1)～4)までの全ての要件を 満たすもの。 1) 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は 中等教育学校を令和3年3月以降に卒業した者及び令和5 年3月卒業見込みの者 2) 上記1)の教育施設における学習成績の状況が4.0 以上であり、将来、熊本県の地域医療において中心的役 割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等につ いて当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 令和5年度本入学共通テストの5教科7科目以上を 受験した者 4) 合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入 学し、在学中は継続して貸与を受けられることを確約できる者 (注) (注) 卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定 する地域の病院等で勤務すること。	無		H22	
合計			8	5						

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

②令和5年度に実施する地域枠学生(令和6年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	診療科の限定の有無	(診療科の限定(推奨)がある場合)その診療科名	開始年度	備考
			募集人数	うち臨時定員分						
熊本県医師修学資金地域枠(学校推薦型選抜Ⅱ(地域枠))	(i) 学校推薦型選抜	別枠(先行型)	8	5	<p>大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書(地域医療に対する抱負や意見について800字程度)及び面接の成績により総合的に判定する。</p> <p>熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から4人以上以内とする。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から3人以上以内とし、出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住(住民登録)している者を対象とする。なお、学校推薦型選抜Ⅱ(一般枠)及び(みらい医療枠)との併願はできない。</p> <p>志望学科への入学の意志が強く、かつ将来、熊本県の地域医療を担う人材として、次の1)～4)までの全ての要件を満たすもの</p> <p>1) 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校を令和4年3月以降に卒業した者及び令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>2) 上記1)の教育施設における全体の学習成績の状況が4.0以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者</p> <p>3) 令和6年度大学入学共通テストの5教科7科目以上を受験した者</p> <p>4) 合相した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者</p> <p>(注) 卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務すること。</p>	推奨	総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産科、婦人科、整形外科	H22		
合計			8	5						

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和6年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、必修科目「地域医療・福祉体験実習コース」にて、療養型病院など地域の医療・介護・福祉の現場で患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、3年次には、必修科目「早期臨床体験実習Ⅲ（R5年度入学者からは「地域医療・プライマリケア体験実習コース」の科目名で開講）」にて、熊本県内各地の診療所等での体験実習を通じ、地域医療への理解を深めている。また、平成30年度より「特別臨床実習」の地域医療実習を必修化し、地域医療に関する教育を充実させている。

（参考：記入例）

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、熊本県医師修学資金地域枠の周知、地域枠学生へのキャリア形成支援などの取組を行ってきた。令和5年度までに95名の地域枠学生を確保し、そのうち46名が現在、臨床研修を終え、へき地等医療機関を中心に、県内の各地域で医師として地域医療に貢献している。

（参考：記入例）

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容を記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修/選択の別		講義/実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	地域医療・福祉体験実習コース(※R5年度入学者からの科目名となり、R4年度以前の入学者は「早期臨床体験実習Ⅰ」の科目名となる。)	全員	必修	必修	実習	1.5	H27
2	熊本大学病院医療体験実習コース(※R5年度入学者からの科目名となり、R4年度以前の入学者は「早期臨床体験実習Ⅱ」の科目名となる。)	全員	必修	必修	実習	1	H28
3	地域医療・プライマリケア体験実習コース(※R5年度入学者からの科目名となり、R4年度以前の入学者は「早期臨床体験実習Ⅲ」の科目名となる。)	全員	必修	必修	実習	1	H29
4	医療と社会	全員	必修	必修	講義	1	R1
4	公衆衛生学	全員	必修	必修	講義	4	H21以前
5,6	特別臨床実習	全員	必修	必修	実習	38	H30
5	地域医療総合演習	全員	選択	選択	実習	1	R5

(※1) 対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修/選択の別を「選択」と記載ください。)
 ※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：〇週間)	プログラムの概要 (1～2行程度)	開始年度
全学年	夏季地域医療特別実習	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院 地域医療・総合診療実践学寄附 講座」が主体として開催	2日間	熊本県医師修学資金被貸与者と自治医科大学学生(熊本出身)が協力し、聞き取り調査等により、地域の課題を探り出す。	H21以前
全学年	地域医療ゼミ	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院 地域医療・総合診療実践学寄附 講座」が主体として開催	毎月1回開催	地域医療に関して、教員によるレクチャー、学生による発表会を実施。	H21以前

(※1) 対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
 ※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む) (1～2行程度)

取組の名称	取組の概要 (1～2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

① 都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定 (推奨)がある場 合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の 有無（※1）			
熊本県	8	新入生	入学科相当額： 282,000円 (入学年度のみ) 授業料相当額： 535,800円 (年額) 生活費相当額： 75,000円 (月額)	8,896,800	(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許を取得すること。 (2) 医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。 (3) 臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。 (4) 返還免除に必要な指定病院等での勤務期間（貸与期間の1.5倍に相当する期間）を満たすこと。	④その他（備考欄に記入） ○	推奨	総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科	※選抜方法（選抜時期）について 医学科による学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）受験者の面接後、引き続き熊本県医師修学資金面接（熊本県職員及び熊本県地域医療支援機構（熊本大学病院地域医療支援センター）職員による面接）を実施。面接終了後、熊本県医師修学資金面接合格者のうち、地域枠合格者の上位8名を対象学生とする。 ※推奨診療科について 医師の診療科偏在、地域偏在の問題を解決するため、卒業後専門領域として選択する診療科を推奨する制度を令和6年度入学予定者より適用予定である。	

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにそのまま提出ください。

② その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒業後のキャリアパス形成等に対する支援）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
熊本県地域医療支援機構（熊本大学病院地域医療支援センター）及び熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」による取組	熊本県医師修学資金被貸与者への個人面談実施（年1回以上）、地域医療セミナー、講演会の開催、夏季地域医療特別実習の実施等	H21以前

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのまま提出ください。

3. その他

1～2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

令和4年度入学試験より新たに学校推薦型選抜Ⅱ（熊本みらい医療枠）を設けた。
この枠は卒業後の進路条件を地域枠より緩やかにするなど、志願者が選択できる幅を拡大。同枠の運用により、熊本県に定着し、地域医療を担う人材の確保を促進する。
その他、今後、熊本県と協議の上、地域枠における推奨診療科の明示や高校生向け説明会の開催を予定している。

令和5年度（2023年度）
学校推薦型選抜 学生募集要項

○学校推薦型選抜 II

（大学入学共通テストを課す）

教 育 学 部
医 学 部
薬 学 部
工 学 部

インターネットによる出願受付のみ



医学部

熊本大学医学部では、医学・保健学（看護学・放射線技術科学・検査技術科学）の発展に寄与し、広く社会に貢献できる医療者・研究者・教育者を育成するために、豊かな人間性、優れた協調性、高い倫理観、十分な基礎学力、科学的探究心、国際的視野を持つ人を求めています。

<医学科>

I 求める学生像

熊本大学医学部医学科の使命

豊かな人間性と高い倫理観を持ち、医学およびその関連領域における社会的な使命を追求、達成しうる医師・医学者を育てる。

アドミッション・ポリシー

熊本大学医学部医学科の使命を達成するために、医学部医学科では、次のような人を求めています。

1. 病める人たちやその家族の気持ちを理解できる人
2. チーム医療の中心的役割を果たすための優れた協調性を持つ人
3. 地域医療に関心を持ち、地域住民の健康増進に貢献する意欲を持つ人
4. 科学的探究心が旺盛で、国際的視野で医科学研究を展開する意欲に溢れる人
5. 社会に対する幅広い視野を有し、地域や国際社会における保健医療や福祉に深い関心を持つ人
6. 日々進歩する医学や医療の最新知識を吸収できる基礎学力を持ち、生涯にわたって自己学習を継続できる人
7. 医学と医療以外の幅広い分野にも興味を持ち、継続的に教養を深める意欲に溢れる人

II 入学者選抜の基本方針

医学部医学科の入学試験では、高等学校までの教育課程を踏まえ、基礎的知識（基礎学力）・論理的思考力・判断力・表現力等を評価します。

（医学科への入学までに身につけてほしいこと）

受験生の多様性に合わせて、大学入学共通テスト及び個別学力検査では物理・化学・生物から2科目選択となっていますが、入学後、医学科の様々な専門科目の基礎として、高等学校で学ぶ「生物・生物基礎」は重要な科目です。生物学の教科書はバランス良く構成されており、最新の生命現象についても平易に解説されていますので、幅広く学んでおくことが必要です。

また、教科の基礎学力だけでなく、論理的な文章を書くための国語力、グローバルでグローバルな医療の世界での共有言語である英語の素養を十分に身につけ、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を備えていることも重要です。

III 選抜方法

【特別選抜】

学校推薦型選抜II

「知識・技能」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を、個別学力検査により、入学後の学習とより密接にかかわる教科・科目について学力をより深く判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、推薦書、調査書及び面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

※ 各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重，○：大きい比重）

評価観点 入試区分	学力の3要素			求める人材像 (アドミッション・ポリシー)		
	知識・技能 (基礎学力)	思考力, 判断力, 表現力	主体性, 多様性, 協働性	チーム医療に 必要とされる コミュニケーション能力・ 協調性	地域医療 への関心 ・貢献	医学研究への関 心・持続 的な学習 意欲
前期日程	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選 抜Ⅱ(一般枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選 抜Ⅱ(熊本み らい医療枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選 抜Ⅱ(地域枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人 留学生選抜	◎	◎	◎	○	○	○

<保健学科>

I 求める学生像

保健学(看護学,放射線技術科学,検査技術科学)の発展を担い,広く社会に貢献できる
資質の高い医療者・研究者・教育者を育成するために,保健学科では次のような人を求めています。

1. 看護職(看護師,保健師,助産師)並びに診療放射線技師,臨床検査技師という職業
に魅力を感じ,専門分野において地域貢献するとともに,国際的な広い視野で物事を考
え,活躍する意欲と熱意のある人
2. 人間に対する尊厳の念を持ち,多様な価値観を受け入れる寛容さと優れた協調性を
備えた人間性豊かな人で,医療における高い倫理観とマナーを育ていける資質を持
った人
3. 高等学校までの履修科目の基礎事項を理解した上で,国語,外国語とともに2科目以
上の理科(生物,化学,物理)において優れた学力を有する人
4. 高等学校までに自らの目標に基づいて取り組んだ経験やクラブ活動あるいは生徒会
活動,ボランティア活動等の経験を有し,様々な社会環境を受け入れることができる
豊かな人間性を持った人
5. 専門分野の知識や技術に興味・関心を持って学び,実験や臨地実習においても真摯な
態度で自らの課題を設定して問題解決し,新しい分野にも積極的に取り組んでいくフ
ロントニア精神を持った人
6. 協調性に富み,チーム医療の一員としてお互いの仕事を尊重しつつ協同的に働き,専
門分野における役割・機能の責務を果たし,指導的役割を担える資質を有する人
7. 科学的探求心と積極的学習意欲を備え,学部卒業後は専門職業人や教育者・研究者と
しての能力を高め,指導的立場に立って社会貢献しようという意欲のある人

II 入学者選抜の基本方針

医学部保健学科の入学試験では,高等学校までの教育課程を踏まえ,知識・技能(基礎学
力)・思考力・判断力・表現力等を評価します。また,入学後のカリキュラムを考慮して,
選抜にあたっては数学・理科科目を主とした論理的思考力や科学的探究心,英語科目による

募集人員・出願方法

本学では、特別選抜として学校長（出願要件を満たす教育施設）の推薦に基づき、入学定員の一部について、次のとおり入学者選抜を実施します。

1. 募集人員

学 部	学 科 ・ 課 程 ・ 専 攻		募 集 人 員			
教育学部	学校教育教員養成課程	初等・中等教育コース	小学校専攻	(一般枠)	10人	
				(地域枠)	10人	
				(理数枠)	10人	
				理科専攻	5人	
			実技系専攻	音楽	(3人程度)	
				美術	(1人程度)	
				保健体育	(3人程度)	
				技術	(1人程度)	
	家庭	(2人程度)				
		特別支援教育コース	6人			
		養護教育コース	8人			
医学部	医学科		23人	(一般枠)	5人	
				(熊本みらい医療枠)	10人	
				(地域枠)	8人	
	保健学科	看護学専攻		18人		
放射線技術科学専攻		9人				
検査技術科学専攻		9人				
薬学部	薬 学 科		15人			
	創薬・生命薬科学科		10人			
工学部	土木建築学科		(ア)	26人	(イ) 各学科 若干名	
	機械数理工学科			21人		
	情報電気工学科			30人		
	材料・応用化学科			34人		
合 計			254人			

(備考)

- 教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの小学校専攻における学校推薦型選抜Ⅱは、一般枠、地域枠、理数枠を設定し、募集人員はそれぞれ10人とします。
教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの実技系専攻における募集人員（ ）内人数は、それぞれの合格者数の目安を示しています。
教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの実技系専攻（技術）の募集人員（1人程度）は、職業教育（工業・農業系）を主とする専門高校（学科）又は職業教育（工業・農業系）を主とする総合学科の出身者を対象としています。
- 医学部医学科（熊本みらい医療枠）の募集人員10人は、熊本県内高等学校の出身者または熊本県外高等学校の出身者（出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住している者）で、卒業後の初期臨床研修終了後、熊本大学大学院医学教育部への進学又は熊本大学病院専門研修プログラムを履修する者を対象としています。
医学部医学科（地域枠）の募集人員8人は、熊本県内高等学校の出身者または熊本県外高等学校の出身者（出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住している者）で熊本県医師修学資金の貸与を受ける者を対象としています。
- 工学部（イ）の募集人員若干名は、工学部（ア）の募集人員の枠内とし、職業教育を主とする専門高校（学科）及び総合学科の出身者を対象としています。
- 学校推薦型選抜の入学手続完了者が募集人員に満たない場合（合格者が募集人員に満たなかった場合も含む）は、その不足する人員を前期日程の募集人員に加えます。（医学部医学科（地域枠）の募集人員（臨時定員）を除く。）

※ 医学部医学科の募集人員について

地域における深刻な医師不足に対処するため、医学部医学科入学定員の増員が必要であると国から示されたことに対し、医学部医学科では、熊本県内の地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域等における医師不足を解消することを目的として、令和5年度入試の入学定員5人の増員申請を行い、文部科学省大学設置・学校法人審議会において認可されました。これにより令和5年度入試の入学定員（募集人員）は110人となり、一般選抜（前期日程）87人、学校推薦型選抜Ⅱ23人（一般枠5人、熊本みらい医療枠10人、地域枠8人）の募集人員とし、入学者選抜を実施します。

学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）による合格者は、在学中に「熊本県医師修学資金」（28ページ）の貸与を受け、卒業後は熊本県知事が指定する熊本県内の病院等に医師として一定期間従事する「キャリア形成プログラム」の対象者となります。

なお、今回の入学定員の増員は、令和5年度入試のみ適用され、臨時定員増員に関する令和6年度（2023年度）入試以降の取扱いは、現時点では未定です。

本件については、内容が確定次第、本学ウェブサイトで情報を更新していきますので、随時確認するようにしてください。（<https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi> 参照）

※ 工学部の教育プログラムについて

工学部では、4学科で学生を募集し、学科単位で選抜を行いますが（総合型選抜を除く。）、入学者は2年次進級の際にさらに学科毎に3つの教育プログラムに分かれて所属します。各教育プログラムの受け入れ可能な人数には制約があり、教育プログラムへの配属は希望と1年次の成績に基づいて決定されます。同一学科内であっても、配属される教育プログラムによって取得可能な資格等に違いがありますので注意してください。（<https://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/department/> 参照）

2. 出願方法

国公立大学（※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。）の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す選抜、課さない選抜を含めて）へ出願できるのは、一つの大学・学部・学科に限られています。

したがって、本学の学校推薦型選抜に出願した者は、他の国公立大学が実施する学校推薦型選抜に出願することはできません。

※公立大学協会ウェブサイト（<http://www.kodaikyo.org/nyushi>）参照

4. 医学部 医学科 (地域枠)

(1) 募集人員

医学科 8人

(2) 推薦の要件

熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から4人以内とします。

熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から3人以内とし、出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とします。

なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（熊本みらい医療枠）との併願はできません。

志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の1)～4)までの全ての要件を満たすもの

- 1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和3年3月以降に卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- 2) 上記1)の教育施設における学習成績の状況が4.0以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者
- 3) 令和5年度大学入学共通テストの5教科7科目以上（「(3)選抜方法」参照）を受験した者
- 4) 合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注）

（注）卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。

(3) 選抜方法

大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定します。

大学入学共通テストで受験を要する教科・科目

学 科	教 科 ・ 科 目
医 学 科	国 : 国語……1
	地歴 : 世B, 日B, 地理B
	公民 : 現社, 倫, 政経, 倫・政経
	数 : 数Ⅰ・数A……1
	数Ⅱ・数B, ※簿, ※情報から1
理 : 物理, 化学, 生物から2	
外 : 英, 独, 仏, 中, 韓から1	
	[5教科7科目]

- (注) 1. 「地歴」及び「公民」の教科について、2科目を受験している者の成績は、第1解答科目の成績を採用します。
2. 「地歴」及び「公民」の教科について、第1解答科目が医学科の指定した利用教科・科目でなく、第2解答科目が医学科の指定した利用教科・科目である場合は、当該利用教科・科目を「0点」として取扱います。
3. 大学入学共通テストで受験を要する教科・科目欄中※印の科目を選択解答できる者は、出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。

(4) 評価基準・配点

1) 評価基準

【面接】

医学科の教育を受けるために必要な基礎学力，科学的・知的探究心，医学（地域医療を含む）に対する熱意と適性，柔軟な思考力，高等学校における活動状況を参考とします。

調査書，推薦書及び志望理由書を参考にしながら，複数の面接官による個人面接を実施します。

2) 配点

区分 学科	大学入学共通テスト					計	個別学力検査等		合計
	教科・科目等						面接	計	
	国語	地歴・公民	数学	理科	外国語				
医学科	200	100	200	200	200	100	30	30	130
合計点を100点に換算する									

※大学入学共通テストで課す「外国語『英語』」については，リーディング100点満点を200点満点に，リスニング100点満点を50点満点に換算し，その合計点を200点満点に圧縮したうえで，学科における配点のとおり換算します。

なお，リスニング免除者及び英語以外の「外国語」受験者については，リーディング100点満点を200点満点に換算し，学科における配点のとおり換算します。

(5) 合否判定基準

- 1) 令和5年度大学入学共通テストの **5教科7科目以上を受験し，かつ，7科目合計点の概ね78%以上を得た者を対象に**，総得点の高い順に募集人員の範囲で合格者を決定します。
- 2) 面接について，複数の面接官が最低の評価点を与えた場合，又は面接点の合計点が一定基準を超えなかった場合は，合格としません。

(6) 試験日時等

- 1) 日 時 令和5年2月4日(土) 集合時間 12時30分
- 2) 試験場 熊本大学医学部医学科 熊本市中央区本荘1丁目1番1号

※ インターネット出願登録システムから出力した本学の受験票（学校推薦型選抜Ⅱ用）及び「大学入学共通テスト受験票」を持参してください。

[本件に関する問合せ先]

熊本大学医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当 電話：096-373-5027

「熊本県医師修学資金」について

熊本大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）による合格者は、熊本県医師修学資金の貸与を受けていただきます。

(1) 制度の概要

熊本県医師修学資金貸与制度は、医師が不足している地域の医師確保を目的とした制度です。

貸与を受けた方は、大学卒業後、貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（6年間貸与を受けた場合は9年間）、熊本県知事が指定する医師不足地域の病院等（知事指定病院等（※1））で勤務していただきます。（この期間には、熊本県内の基幹型臨床研修病院で行う2年間の臨床研修、熊本県内の医療機関で行う1年間の後期研修の期間を含みます。）必要な勤務期間を満了すると、貸与を受けた修学資金の返還が全額免除されます。（※2）

※1-1 知事指定病院等

- 1. 臨床研修
県内の基幹型臨床研修病院
- 2. 臨床研修修了後
知事が指定する右の第1～3
グループの医療機関
(令和5年4月時点)

【第1グループ】

圏域	医療機関名
有明	①荒尾市民病院 ②くまもと県北病院
鹿本	③山鹿市民医療センター
菊池	④熊本再春医療センター
八代	⑤熊本労災病院 ⑥熊本総合病院
芦北	⑦国保水俣市立総合医療センター
球磨	⑧人吉医療センター
天草	⑨天草地域医療センター ⑩天草中央総合病院

【第3グループ（うち病院）】

圏域	医療機関名
熊本	⑱こころの医療センター
宇城	⑳熊本南病院 ㉑こども総合療育センター ㉒済生会みすみ病院
有明	㉓和水町立病院
菊池	㉔菊池郡市医師会立病院 ㉕菊池病院
八代	㉖八代市医師会立病院 ㉗八代北部地域医療センター
天草	㉘牛深市民病院 ㉙苓北医師会病院

※1-2

第1～3グループの医療機関においては、次のとおり勤務していただきます。

- 第1グループ：2年間以内
- 第2グループ：2年間以上
- 第3グループ：残りの期間
(グループ間の順序は変更可)

【第2グループ】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑪阿蘇医療センター ⑫小国公立病院
上益城	⑬そよう病院
球磨	⑭公立多良木病院
天草	⑮上天草総合病院 ⑯河浦病院 ⑰新和病院 ⑱栖本病院

【第3グループ（うち診療所）】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑳産山村診療所
八代	㉑椎原診療所
天草	㉒湯島へき地診療所 ㉓御所浦診療所

※1-3

第3グループのうち、診療所で勤務した期間は、第2グループで勤務した期間とみなします。

※1-4

対象医療機関は、各地域の医師不足の状況等により変更になる場合があります。

※2 知事指定病院等で医師業務に従事しなかった場合等、被貸与者となった後、熊本県医師修学資金貸与条例第8条第1項に規定する事項に該当した場合、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を一定期間内に一括して返還する必要が生じますのでご注意ください。

(2) 貸与額

入学料相当額：282,000円（入学年度のみ）、授業料相当額：535,800円（年額）、
生活費相当額：75,000円（月額）（6年間で約900万円程度の貸与となります。）

※ 志願時同意書の提出

熊本大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）志願に当たり、以下の事項に同意の上、同意書を提出していただきます。

1. 熊本県医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、卒業後、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間、条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に規定する知事が指定する病院等において、医師としての業務に従事すること。
2. 上記1の勤務については、臨床研修（条例に規定する臨床研修をいう。）修了年度に公表されている熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムの中から選択したコースに沿って行うこと。
3. 死亡又は傷病等で県がやむを得ないと認める事由により本人が医師業務に従事できなくなったとき以外は、県は上記1及び2の従事要件からの離脱に同意しないこと。

～熊本県医師修学資金の詳しい内容については、以下の問合せ先へお尋ねください～
〔問合せ先〕熊本県医療政策課（電話）096-333-2204

令和6年度（2024年度） 入学者選抜要項

目 次

工学部半導体デバイス工学課程の新設について	1
情報融合学環の新設について	3
1. 令和6年度入学者選抜の主な変更点	6
2. インターネット出願	7
3. アドミッション・ポリシー	
(1) 各学部学科・課程等のアドミッション・ポリシー	8
(2) グローバルリーダーコース（文学部，法学部，理学部，工学部）の アドミッション・ポリシー	26
4. 入 学 者 選 抜 概 要	
(1) 募 集 人 員	29
(2) 出 願 資 格	31
(3) 志 望 方 法	32
(4) 推 薦 方 法	33
5. 入学者選抜実施日程	34
6. 入学者選抜方法等	35
7. 一 般 選 抜	
入学者選抜の実施教科・科目等	38
8. 特 別 選 抜	
(1) 総合型選抜【グローバルリーダーコース入試】	54
(2) 学校推薦型選抜	58
(3) 帰国生徒選抜	80
(4) 社会人選抜	83
(5) 私費外国人留学生選抜	84
9. 障がい等を有する入学志願者との事前相談	88
10. 入学志願者の入学検定料の免除	89
11. 学生募集要項等の公表時期及び入手方法	90
(参考資料)	
• 令和5年度入学試験実施状況表	91

[令和5年6月]

かわる教科・科目についての学力をより深く判定します。また、面接では、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を判定します。以上の判定結果を総合して合格者を決定します。

※ 各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重，○：大きい比重）

評価観点 入試区分	学力の3要素			求める人材像 (アドミッション・ポリシー)			
	知識・技能 (基礎学力)	思考力, 判断力, 表現力	主体性, 多様性, 協働性	論理的 思考力	科学的 探求心	応用力, 実践力	国際的情 報収集発 信能力, 外国語能 力
前期日程	◎	◎		◎		○	○
後期日程	◎	◎		◎		○	○
総合型選抜	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生選抜	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ 評価の観点の「求める人材像」の用語は、「I 求める学生像」の理学部が求める学生像を抽象化したものです。

医学部

熊本大学医学部では、医学・保健学（看護学・放射線技術科学・検査技術科学）の発展に寄与し、広く社会に貢献できる医療者・研究者・教育者を育成するために、豊かな人間性、優れた協調性、高い倫理観、十分な基礎学力、科学的探究心、国際的視野を持つ人を求めています。

<医学科>

I 求める学生像

熊本大学医学部医学科の使命

豊かな人間性と高い倫理観を持ち、医学およびその関連領域における社会的な使命を追求、達成しうる医師・医学者を育てる。

アドミッション・ポリシー

熊本大学医学部医学科の使命を達成するために、医学部医学科では、次のような人を求めています。

1. 病める人たちやその家族の気持ちを理解できる人
2. チーム医療の中心的役割を果たすための優れた協調性を持つ人
3. 地域医療に関心を持ち、地域住民の健康増進に貢献する意欲を持つ人
4. 科学的探究心が旺盛で、国際的視野で医科学研究を展開する意欲に溢れる人
5. 社会に対する幅広い視野を有し、地域や国際社会における保健医療や福祉に深い関心を持つ人
6. 日々進歩する医学や医療の最新知識を吸収できる基礎学力を持ち、生涯にわたって自己学習を継続できる人
7. 医学と医療以外の幅広い分野にも興味を持ち、継続的に教養を深める意欲に溢れる人

II 入学者選抜の基本方針

医学部医学科の入学試験では、高等学校までの教育課程を踏まえ、基礎的知識（基礎学力）、論理的思考力・判断力・表現力等を評価します。

(医学科への入学までに身につけてほしいこと)

受験生の多様性に合わせて、大学入学共通テスト及び個別学力検査では物理・化学・生物から2科目選択となっていますが、入学後、医学科の様々な専門科目の基礎として、高等学校で学ぶ「生物・生物基礎」は重要な科目です。生物学の教科書はバランス良く構成されており、最新の生命現象についても平易に解説されていますので、幅広く学んでおくことが必要です。

また、教科の基礎学力だけでなく、論理的な文章を書くための国語力、グローバルでグローバルな医療の世界での共有言語である英語の素養を十分に身につけ、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を備えていることも重要です。

III 選抜方法

【一般選抜】

1. 前期日程

「知識・技能」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を、個別学力検査により、入学後の学習とより密接にかかわる教科・科目について学力をより深く判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については調査書及び面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

【特別選抜】

2. 学校推薦型選抜Ⅱ

「知識・技能」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を、個別学力検査により、入学後の学習とより密接にかかわる教科・科目について学力をより深く判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、推薦書、調査書、小論文及び面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

3. 私費外国人留学生選抜

「知識・技能」については、日本留学試験を利用してこれまでの教育課程の教科・科目及び日本語に関する総合的な学力を、個別学力検査により、入学後の学習とより密接にかかわる教科・科目について学力をより深く判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

※ 各選抜で特に重視するポイント (◎：特に大きい比重, ○：大きい比重)

評価観点 入試区分	学力の3要素			求める人材像 (アドミッション・ポリシー)		
	知識・技能 (基礎学力)	思考力, 判断力, 表現力	主体性, 多様性, 協働性	チーム医療に 必要とされる コミュニケーション能力・ 協調性	地域医療 への関心・ 貢献	医科学研究 への関心・持 続的な学習 意欲
前期日程	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ (一般枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ (みらい医療枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ (地域枠)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生選抜	◎	◎	◎	○	○	○

4. 入学者選抜概要

(1) 募集人員

学部	学科・課程・専攻	入学定員	募集人員(人)											
			一般選抜		特別選抜									
			前期日程	後期日程	総合型選抜 (グローバルリーダーコース入試)	学校推薦型選抜		帰国生徒選抜	社会人選抜	私費外国人留学生選抜				
		学校推薦型選抜Ⅰ (大学入学共通テストを課さない)	学校推薦型選抜Ⅱ (大学入学共通テストを課す)											
文学部	総合人間学科	55	55	38	8		9				各学科 若干名			
	歴史学科	35	35	24	7		4							
	文学科	50	50	35	5		5							
	コミュニケーション情報学科	30	30	20	—		5							
	計	170	170	117	20	10	23							
教育学部	学校教育教員養成課程 初等・中等教育コース	220	小学校専攻	110	80				30			若干名		
			国語専攻	7	7				—					
			社会専攻	7	7				—					
			数学専攻	10	10				—					
			理科専攻	10	5				5					
			英語専攻	6	6				—					
			実技系専攻	音楽	20	10				10	(2人程度)			
				美術							(1人程度)			
				保健体育							(3人程度)			
				技術							(2人程度)			
				家庭							(2人程度)			
			計	170	125				45					
			特別支援教育コース	20	14				6					
養護教育コース	30	22				8								
計	220	220	161			59								
法学部	法学科	200	※1 200	145	25	10	20		若干名		若干名			
理学部	理学科	190	※2 190	140	40	10	—		—		若干名			
医学部	医学科	110	※3 110	87				23			各学科 若干名			
	保健学科	看護学専攻	70	50				18				2		
		放射線技術科学専攻	37	28				9				—		
		検査技術科学専攻	37	28				9				—		
		計	254	254	193			59				2		
薬学部	薬学科	55	55	40				15			各学科 若干名			
	創薬・生命薬科学科	35	35	25				10						
	計	90	90	65				25						
工学部	土木建築学科	118	118	76	11			26			各学科等 若干名			
	機械教理工学科	101	101	70	10			16						
	情報電気工学科	112	112	75	12			20						
	材料・応用化学科	122	122	78	12			27						
	半導体デバイス工学課程	20	20	15	—			5						
	計	473	※4 473	314	45	20		94						
情報融合学環		60	※5 60	45	—	—	—	15			若干名			
合計		1,657	1,657	1,180	130	50	43	252		2				

(備考) 1. 教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの国語専攻, 社会専攻, 数学専攻, 英語専攻は, 一般選抜(前期日程)のみで募集する。

教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの実技系専攻における一般選抜(前期日程)は, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭を統合して募集する。なお, 学校推薦型選抜Ⅱ募集人員における()内人数は, それぞれの合格者数の目安を示す。

教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの小学校専攻における学校推薦型選抜Ⅱは, 一般枠, 地域枠, 理数枠を設定し, 募集人員はそれぞれ10人とする。

教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースにおける実技系専攻(技術)の学校推薦型選抜Ⅱは, 職業教育(工業・農業系)を主とする専門高校(学科)又は職業教育(工業・農業系)を主とする総合学科の出身者を対象とする学校推薦型選抜の募集人員を示す。

2. 医学部医学科の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には, 地域枠(熊本県出身等の卒業見込み者及び卒業者を対象とした学校推薦型選抜)の募集人員(8人), みらい医療枠(熊本県出身等の卒業見込み者を対象とした学校推薦型選抜)の募集人員(10人)を含む。

3. 工学部の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には, 職業教育を主とする専門高校(学科)及び総合学科の出身者を対象とした学校推薦型選抜の募集人員(若干名)を含む。(学校推薦型選抜Ⅱ(イ)と称する。)

4. 総合型選抜, 学校推薦型選抜及び社会人選抜の入学手続完了者が募集人員に満たない場合(合格者が募集人員に満たなかった場合も含む)は, その不足する人員を前期日程の募集人員にそれぞれ加える。(医学部医学科の学校推薦型選抜Ⅱ地域枠の募集人員(臨時定員)を除く。)

5. 総合型選抜(グローバルリーダーコース入試)については, 学部単位での募集とする。

6. 情報融合学環の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には, データサイエンス, 情報学に対する強い勉学意欲と将来を見据えた明確な勉学目的を持つことはもとより, 従来の常識にとらわれずに新たなことに積極的にチャレンジし, 多様な視点や優れた発想から, 新たなイノベーション創出や社会の発展に貢献したいという意欲を持つ優秀な女子学生を対象とした学校推薦型選抜の募集人員(8人)を含む。(学校推薦型選抜Ⅱ(女子枠)と称する。)

※1 法学部法学科の募集人員について

法学部では、本来、入学定員（募集人員）が210人のところ、令和6年度（2024年度）入試における入学定員（募集人員）は200人となっています。これは、学部等連係課程「情報融合学環」の新設を計画しているためです。

今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、学部等連係課程「情報融合学環」の設置が認められた場合に、令和6年度入試における入学定員は200人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

なお、学校推薦型選抜Ⅰの募集人員内訳は、(ア)アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）10人、(イ)アドバンスト・リーダー・コース（地域公共人材クラス）10人となる予定です。

※2 理学部理学科の募集人員について

理学部では、本来、入学定員（募集人員）が200人のところ、令和6年度（2024年度）入試における入学定員（募集人員）は190人となっています。これは、学部等連係課程「情報融合学環」の新設を計画しているためです。

今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、学部等連係課程「情報融合学環」の設置が認められた場合に、令和6年度入試における入学定員は190人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

※3 医学部医学科の募集人員について

医学部医学科では、本来、入学定員（募集人員）が105人のところ、令和6年度（2024年度）入試における入学定員（募集人員）は110人（一般選抜（前期日程）：87人、学校推薦型選抜Ⅱ：23人（一般枠：5人、熊本みらい医療枠：10人、地域枠：8人））となっています。これは、熊本県内の地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域等における医師不足を解消することを目的として、令和5年度に引き続き、令和6年度においても入学定員5人の臨時定員を維持することを計画しているためです。

今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、臨時定員の維持が認められた場合に、令和6年度入試における入学定員は110人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

※4 工学部の募集人員について

工学部では、半導体デバイスの製造・評価・開発に携わることのできる人材を育成する「半導体デバイス工学課程」の新設を計画し、その設置準備を進めています。

今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、設置が認められた場合に、令和6年度入試における半導体デバイス工学課程の入学定員は20人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

※5 情報融合学環の募集人員について

熊本大学では、学生が所属する新しい学部組織（学士課程）として、DX、数理・データサイエンスの素養を身に付け、DX課題に対応することのできる人材を育成する学部等連係課程「情報融合学環」の新設を計画し、その設置準備を進めています。

今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、設置が認められた場合に、令和6年度入試における入学定員は60人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

以上の件については、内容が確定次第、本学ウェブサイトで情報を更新していきますので、随時確認するようにしてください。（<https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi> 参照）

〔学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ，帰国生徒選抜，社会人選抜〕

学部・学科等名			学校推薦型選抜										国	会	考	備			
			入学定員の一部について，出身学校長の推薦に基づき，個別学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する																
			学 共 通 テ ス ト を 課 す	個 別 学 力 検 査 を 免 除 す	2 段 階 選 抜 書 類 審 査 を 行 う	第 一 段 階 選 抜 に よ る 合 格 者 数 （ 募 集 人 員 に 対 す る 倍 率 ）	実 技 検 査 を 課 す	実 技 検 査 を 行 う	小 論 文 を 課 す	外 国 語 に お け る リ ス ニ ン グ	そ の 他	募 集 人 員							
文学部	総合人間学科		Ⅰ	×	○	×	×	×	○	○	×	×	9人	×	×				
	歴史学科			×	○	×	×	×	○	○	×	×	4人						
	文学科			×	○	×	×	×	○	○	×	×	5人						
	コミュニケーション情報学科			×	○	×	×	×	○	○	×	×	5人						
教育学部	学校 教育 教員 養成 課程	初等・中等教育 コース	小学校専攻	Ⅱ	○	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	×	×			
				一般枠														×	10人
				地域枠														×	10人
		Ⅱ	理科専攻	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(2人程度)						
			実技系専攻	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(1人程度)						
			音楽	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(3人程度)						
			美術	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(2人程度)						
			保健体育	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(2人程度)						
			技術	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(2人程度)						
			家庭	×	×	×	○	○	×	×	×	10人	(2人程度)						
特別支援教育コース	×	×	×	○	○	×	×	×	6人										
養護教育コース	×	×	×	○	○	×	×	×	8人										
法学部			Ⅰ	(ア)	×	○	○	約2倍	×	○	○	×	×	10人	○	×			
				(イ)	×	○	○	約2倍	×	○	○	×	×	10人					
医学部	医学科			Ⅱ	○	×	×	×	×	○	×	×	×	5人	×	×			
				一般枠														×	8人
	保健 学 科		看護学専攻	Ⅱ	○	×	×	×	×	○	×	×	×	18人	×	○			
				放射線技術科学専攻														Ⅱ	○
		検査技術科学専攻	Ⅱ	○	×	×	×	×	○	×	×	×	9人	×	×				
薬学部	薬学科		Ⅱ	○	×	×	×	×	○	×	×	×	15人	×	×				
	創薬・生命薬科学科		Ⅱ	○	×	×	×	×	○	×	×	×	10人						
工学部	土木建築学科		Ⅱ	(ア)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	26人	○	×			
				(イ)														(若干名)	
	機械数理工学科		Ⅱ	(ア)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	16人	○	×			
				(イ)														(若干名)	
	情報電気工学科		Ⅱ	(ア)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	20人	○	×			
				(イ)														(若干名)	
	材料・応用化学科		Ⅱ	(ア)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	27人	○	×			
				(イ)														(若干名)	
半導体デバイス工学課程		Ⅱ	(ア)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	5人	○	×				
			(イ)														(若干名)		
情報融合学環		Ⅱ	一般枠	○	×	×	×	×	○	×	×	×	7人	×	×				
			女子枠														8人		

- 注) 1. 「Ⅰ」は，「学校推薦型選抜Ⅰ」(大学入学共通テストを課さない推薦)を示し，「Ⅱ」は，「学校推薦型選抜Ⅱ」(大学入学共通テストを課す推薦)を示す。
2. 教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コース実技系専攻における()内の人数は，合格者数の目安を示す。
3. 教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コース実技系専攻(技術)は，職業教育(工業・農業系)を主とする専門高校(学科)又は職業教育(工業・農業系)を主とする総合学科の出身者を対象とする学校推薦型選抜の選抜方法及び募集人員を示す。
4. 工学部各学科等の(イ)は，職業教育を主とする専門高校(学科)及び総合学科の出身者を対象とする学校推薦型選抜の選抜方法及び募集人員を示す。

学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）（大学入学共通テストを課す）

<p>実施学部 ・学科等名</p>	<p>医学部 医学科</p>																			
<p>募 集 人 員</p>	<p>8 人</p>																			
<p>出 願 要 件</p>	<p>熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から4人以内とします。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から3人以内とし、出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とします。</p> <p>なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（みらい医療枠）との併願はできません。 志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の1)～4)までの全ての要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和4年3月以降に卒業した者及び令和6年3月卒業見込みの者 2) 上記1)の教育施設における全体の学習成績の状況が4.0以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 令和6年度大学入学共通テストの5教科7科目以上（選抜方法等欄参照）を受験した者 4) 合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注） （注）卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。 																			
<p>選 抜 方 法 等</p>	<p>大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定します。</p> <p>大学入学共通テストで受験を要する教科・科目</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td> <td>: 国語……1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地歴</td> <td>: 世B, 日B, 地理B</td> <td rowspan="2">} から 1</td> </tr> <tr> <td>公民</td> <td>: 現社, 倫, 政経, 倫・政経</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>: 数I・数A……1</td> <td rowspan="2">} 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>: 数II・数B, 簿, 情報から 1</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td>: 物, 化, 生から 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外</td> <td>: 英, 独, 仏, 中, 韓から 1</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[5教科7科目]</p> <p>（注）「簿」及び「情報」を選択解答できる者は、出願要件となる教育施設においてこれらの科目を履修した者に限ります。</p>	国	: 国語……1		地歴	: 世B, 日B, 地理B	} から 1	公民	: 現社, 倫, 政経, 倫・政経	数	: 数I・数A……1	} 2		: 数II・数B, 簿, 情報から 1	理	: 物, 化, 生から 2		外	: 英, 独, 仏, 中, 韓から 1	
国	: 国語……1																			
地歴	: 世B, 日B, 地理B	} から 1																		
公民	: 現社, 倫, 政経, 倫・政経																			
数	: 数I・数A……1	} 2																		
	: 数II・数B, 簿, 情報から 1																			
理	: 物, 化, 生から 2																			
外	: 英, 独, 仏, 中, 韓から 1																			
<p>出 願 期 間</p>	<p>令和6年1月15日（月）～令和6年1月19日（金）</p>																			
<p>選 抜 期 日</p>	<p>令和6年2月3日（土）</p>																			
<p>合 格 発 表 日</p>	<p>令和6年2月8日（木）</p>																			

<p>そ の 他</p>	<p>(1) 卒業後，専門領域として選択する診療科の推奨について</p> <p>地域枠入試で入学した方は，卒業後，2年間の臨床研修修了年度に公表されている「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」の中から選択したコースに沿って勤務していただきます。</p> <p>その際，地域の医療提供体制の確保に資する以下の診療科*のコースを選択することを推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合診療科」，「救急科」，「内科」，「外科」，「小児科」，「産婦人科」，「整形外科」 <p>※ いずれも新専門医制度の基本領域における診療科を指します。</p> <p>(2) 詳細について</p> <p>地域枠の趣旨及び(1)の診療科の推奨等について十分にご理解のうえ，受験していただくため，オープンキャンパスにおいて説明会を実施します。</p> <p>オープンキャンパスに参加できなかった方には，別途説明会の動画を視聴できる機会を数回設定します。</p> <p>なお，試験は，同説明会への参加又は動画の視聴を前提に実施します。受験を考えている方は，試験において不利益にならないように説明会に参加又は動画を視聴するようにしてください。</p> <p>オープンキャンパス後の動画による説明会の開催日程や申し込み方法は，熊本大学医学部医学科公式 Web(入試のご案内)で令和5年7月頃にお知らせします。</p> <p>URL : http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/admission/admission2.html</p>
--------------	---

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-011-62-0	2023通年	医学部(20027)	1	1.5	他
科目名(講義題目)			担当教員		
地域医療・福祉体験実習コース (R5以降入用) (地域医療・福祉体験実習コース)			深水 大天、古川 昇、王 百慧		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……20% B) 基本的診療能力 ……10% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……20% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……25% G) 地域医療と社会貢献 ……25%					
授業の形態	実習				
授業の方法	グループ学習、学外施設での実習、発表会				
授業の目的	医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育てることは極めて重要である。入学当初の一年次学生に医療・保健・福祉の現場で臨場体験を行うことによって、医学を学ぶためのモチベーションを獲得し、患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、医師、スタッフ、患者のチームワークのあり方を考えることを目的とする。さらに平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4)コミュニケーション能力」「A-5)チーム医療の実践」「A-6)医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-7)地域医療・地域保健」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2-14)リハビリテーション」「F-2-15)在宅医療と介護」にある学修目標の習得の足掛かりを得ることを目的とする。				
学修目標	<p>【A水準】 本実習で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。 具体的には、学修成果に関して以下の項目について十分に達成しているレベルをA水準とする。 レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3)</p> <p>レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力 (項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目2, 3)、G. 地域医療 (項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14)</p> <p>A. 豊かな人間性の項目1, 3, 4について観察・知識獲得すること、項目2, 5について考察することが求められる。B. 基本的診療能力の項目10は、現場を体験し知識・態度を獲得することが望まれる。C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、D. チーム医療と信頼される医療の実践については、医療現場での医療スタッフの職務を観察・一部経験し、その能力獲得のための知識と態度を学ぶことが重要である。またG. 地域医療の項目1, 2については実際の現場の体験を通じ知識の獲得と理解に努める。</p> <p>コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4)コミュニケーション能力」「A-5)チーム医療の実践」「A-6)医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-7)地域医療・地域保健」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2-14)リハビリテーション」「F-2-15)在宅医療と介護」にある学修目標の獲得がある程度できているものをA水準とする。</p> <p>【C水準】 本実習で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。 具体的には、学修成果に関して以下の項目について最低限達成しているレベルをC水準とする。 レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3)</p> <p>レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力 (項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目2, 3)、G. 地域医療 (項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14)</p> <p>A. 豊かな人間性の項目1, 3, 4について観察・知識獲得すること、項目2, 5について考察することが求められる。B. 基本的診療能力の項目10は、現場を体験し知識・態度を獲得することが望まれる。C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、D. チーム医療と信頼される医療の実践については、医療現場での医療スタッフの職務を観察・一部経験し、その能力獲得のための知識と態度を学ぶことが重要である。またG. 地域医療の項目1, 2については実際の現場の体験を通じ知識の獲得と理解に努める。</p> <p>また、コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4)コミュニケーション能力」「A-5)チーム医療の実践」「A-6)医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-7)地域医療・地域保健」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2-14)リハビリテーション」「F-2-15)在宅医療と介護」にある学修目標の獲得の足掛かりを得ることをC水準とする。</p>				
授業の概要	日時：令和5年9月11日～9月15日（発表会は9月28日、10月5日）。場所：各実習施設（心身障がい児(者)施設、慢性疾患療養施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、療養型病院、等）、熊本大学医学部医学科。内容：オリエンテーション・グループワークを行い、実習する施設にて学ぶべきことを確認する。施設での実習では、グループに分かれて各施設に赴き、医療・介護・福祉の現場で見学・体験実習を行う。具体的には、施設の全体像（施設、スタッフ、患者の概要、主な設備、活動の内容）の把握・記録、看護（介護）体験、リハビリ見学、ケースワーカーとの面接、ケースカンファレンス参加等。特定の患者についてのケースワーク（面接調査：現在の状況、既往歴、生活歴等）も可。施設での実習では、スタッフの指導・評価を受ける。グループで振り返りとまとめを行い、発表会にて口頭での発表を行う。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		「医学情報処理」での予習GW	「医学情報処理」にて、実習施設についての予習などを行う。		
2		月曜日、全日、施設でのオリエンテーション、実習	施設への移動と導入オリエンテーション、実習		
3		火曜日、全日、施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。		
4		水曜日、全日、施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。		
5		木曜日、全日、施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。		
6		金曜日、全日、施設での実習	実習先にてあらかじめ設定されたスケジュールで実習を行う。		

7		木曜日、3,4限、発表会1	グループごとに実習についてスライドソフトにてプレゼンテーションを行う。
8		木曜日、3,4限、発表会2	グループごとに実習についてスライドソフトにてプレゼンテーションを行う。
授業外学修時間の目安	本科目は、67.5時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は48時間分となるため、19.5時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、実習の理解を深めるために必要となる。		
テキスト	特にありません。		
参考文献	特にありません。		
履修条件	本授業に関連する基礎的な知識・技能・態度を有すること 実習前に4種抗体（麻疹、風疹、ムンプス、水痘）の抗体価を確認し、不十分であれば対応しておくことが望ましい。 少なくとも麻疹の抗体価については対応しておくこと。		
評価方法・基準	本実習の評価はオリエンテーション・発表会も含めた実習中の態度についてとなる。実習にやむを得ない理由（病気・怪我・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 総括的評価は実習先指導者による評価(70%)、およびグループでの口頭発表に対する教員と学生による評価(30%)にて行う。前記合計が60%以上で合格とする。 また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。		
使用言語	「日本語」による授業		
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト		
実務経験を 活かした授業	該当 (実習施設にて医療活動を行っている指導者より直接指導を受ける。)		

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-020-62-0	2023通年	医学部(20025)	2	1	他
科目名(講義題目)			担当教員		
早期臨床体験実習Ⅱ (H27～R4入用) (早期臨床体験実習Ⅱ)			古川昇, 王百慧		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……20% B) 基本的診療能力 ……10% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……20% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……30% E) 医科学研究 ……5% F) 国際的視野 ……5% G) 地域医療と社会貢献 ……10%					
授業の形態	実習				
授業の方法	大学病院における実習				
授業の目的	<p>医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。早期臨床体験実習2では、熊本大学医学部附属病院において臨床体験を行うことにより、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解をより深めることを目的とする。さらに平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4コミュニケーション能力」「A-5チーム医療の実践」「A-6医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2 基本的診療知識」にある学修目標の習得の足掛かりを得ることを目的とする。</p>				
学修目標	<p>【A水準】 早期臨床体験実習Ⅱで該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。</p> <p>学修成果に関しては以下の項目について十分に達成しているレベルをA水準とする。</p> <p>① レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性(項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力(項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目1, 2, 3)</p> <p>② レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野(項目2, 3)、G. 地域医療と社会貢献(項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>③ レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14)</p> <p>特に早期臨床体験実習Ⅱでは、A. 豊かな人間性の項目1, 3, 4について観察・知識獲得すること、項目2, 5についてさらに深い考察を行うことが求められる。B. 基本的診療能力については、医療スタッフの職務を観察・一部経験することにより基礎医学で得た知識を具体化するとともに臨床講義の準備として活用する。C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、D. チーム医療と信頼される医療の実践については、医療現場での医療スタッフの職務を観察・一部経験し、その能力獲得のためのさらなる考察・涵養が必要である。</p> <p>また、コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4コミュニケーション能力」「A-5チーム医療の実践」「A-6医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2 基本的診療知識」にある学修目標の獲得がある程度できているものをA水準とする。</p> <p>【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。</p> <p>学修成果に関しては以下の項目について最低限達成しているレベルをC水準とする。</p> <p>① レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性(項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力(項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目1, 2, 3)</p> <p>② レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野(項目2, 3)、G. 地域医療と社会貢献(項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>③ レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14)</p> <p>特に早期臨床体験実習Ⅱでは、A. 豊かな人間性の項目1, 3, 4について観察・知識獲得すること、項目2, 5について考察を行うことが求められる。B. 基本的診療能力については、医療スタッフの職務を観察・一部経験することにより基礎医学で得た知識を再確認する。C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、D. チーム医療と信頼される医療の実践については、医療現場での医療スタッフの職務を観察・一部経験し、その能力獲得のための足掛かりとなることが求められる。</p> <p>また、コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4コミュニケーション能力」「A-5チーム医療の実践」「A-6医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2 基本的診療知識」にある学修目標の獲得の足掛かりを得ることをC水準とする。</p>				
授業の概要	<p>日時：令和5年2月27日～3月4日。場所：熊本大学病院各診療科・各部署。内容：学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する診療科・部署は、学生の希望と診療科の許容人数に従い振り分ける。事前にオリエンテーションを行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。一週間の実習終了後、個人毎にレポートを提出する。レポートの内容は後日レポート集として編集し学生や受け入れ部署に配布する。</p>				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション1回目	早期臨床体験実習2全般の説明		
2	02/16	金曜日、1限、オリエンテーション2回目	医療情報取り扱い説明、看護部講義、受け入れ部署からの説明、実習の最終確認		
3	02/27	火曜日、全日、早期臨床体験実習2、1日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。		

3	02/27	火曜日、全日、早期臨床体験実習2、1日目	備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
4	02/28	水曜日、全日、早期臨床体験実習2、2日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
5	02/29	木曜日、全日、早期臨床体験実習2、3日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
6	03/01	金曜日、全日、早期臨床体験実習2、4日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
7	03/04	月曜日、全日、早期臨床体験実習2、5日目	学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。
授業外学修時間の目安	本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は40時間分となるため、5時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、実習の理解を深めるために必要となる。		
テキスト	特になし		
参考文献	各診療科・各部署より、必要に応じて適宜指示あり。		
履修条件	2年次医学科学生 実習前に4種抗体（麻疹、風疹、ムンプス、水痘）の抗体価を確認し、不十分であれば対応しておくこと。		
評価方法・基準	実習の評価は、オリエンテーション・振り返りも含めた実習中の態度による。実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 総括的評価は実習先指導者の評価(60%)、および学生からのレポートへの評価(40%)にて行う。レポートは内容の妥当性、著しい倫理的逸脱の有無、文章量などを観点として評価する。前記合計が60%以上で合格とする。 また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。		
使用言語	「日本語」による授業		
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト		
実務経験を活かした授業	該当（実習施設にて医療活動を行っている指導者より直接指導を受ける。）		

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-030-62-0	2023通年	医学部(20026)	3	1	他
科目名(講義題目)			担当教員		
早期臨床体験実習Ⅲ (H27～R4入用) (早期臨床体験実習Ⅲ)			古川 昇, 松井 邦彦, 高柳 宏史		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……30% B) 基本的診療能力 ……10% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……10% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……10% G) 地域医療と社会貢献 ……40%					
授業の形態	実験				
授業の方法	学外実習施設における実習				
授業の目的	この早期臨床体験実習3 (Early Clinical Exposure 3, ECE3)は医学部医学科3年次に課す必修科目の一つである。医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。1年次の早期臨床体験実習1では医療・保健・福祉の現場についての学習、2年次の早期臨床体験実習2では熊本大学病院で先進医療の現場における診療体制、チーム医療のあり方について学習した。早期臨床体験実習3では、地域社会(市中の医療機関、へき地・離島、等)で求められる医療・保健・福祉・介護等の活動を経験し、そこで求められる臨床能力を理解し、各々の実態や連携(多職種連携やチーム医療)とコミュニケーションの必要性を学ぶことを目的とする。				
学修目標	<p>【A水準】 早期臨床体験実習では、熊本大学医学部医学科学学修成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする。 レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性(項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力(項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目1, 2, 3)</p> <p>レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野(項目2)、G. 地域医療と社会貢献(項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14) 特にECE3では、レベルBの段階としてA(項目3,4,5)、D(項目1,2,3)、レベルCの段階としてB(項目5,6)、C(項目2,3)、D(項目4,5,6,7)、G(項目1,2,3,4,5)、レベルDの段階としてB(項目7,12,13)、以上の項目と段階については、地域医療の現場での体験を通してさらなる知識を獲得し、より深く観察・経験・考察し能力の獲得に努める。</p> <p>また、コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4)コミュニケーション能力」「A-5)チーム医療の実践」「A-6)医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2 基本的診療知識」にある学修目標の獲得がある程度できているものをA水準とする。</p> <p>【C水準】 早期臨床体験実習では、熊本大学医学部医学科学学修成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする。 レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: A. 豊かな人間性(項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力(項目10)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目1, 2, 3)</p> <p>レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目5, 6)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム(項目1, 2, 3, 4, 5)、D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野(項目2)、G. 地域医療と社会貢献(項目1, 2, 3, 4, 6)</p> <p>レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: B. 基本的診療能力(項目1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14) 特にECE3では、レベルBの段階としてA(項目3,4,5)、D(項目1,2,3)、レベルCの段階としてB(項目5,6)、C(項目2,3)、D(項目4,5,6,7)、G(項目1,2,3,4,5)、レベルDの段階としてB(項目7,12,13)、以上の項目と段階については、地域医療の現場での体験を通してさらなる知識を獲得し、より深く観察・経験・考察し能力の獲得に努める。</p> <p>また、コアカリキュラムでは、 「A-1-2)患者中心の視点」「A-1-3)医師としての責務と裁量権」「A-4)コミュニケーション能力」「A-5)チーム医療の実践」「A-6)医療の質と安全の管理」「A-7-1)地域医療への貢献」「B-1-6)社会・環境と健康」「B-1-8)保健・医療・福祉・介護の制度」「F-2 基本的診療知識」にある学修目標の獲得の足掛かりを得ることをC水準とする。</p>				
授業の概要	日時: 2023年12月1日、12月4日～12月8日。場所: 熊本大学医学部、熊本県内の医療機関。内容: 学生を各施設に配属し、各施設が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する施設は、学生の希望と施設の許容人数に従い振り分ける。12月1日に導入のワークを大学にて行う。12月4日から12月8日まで県内の医療機関において実習を行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し、実習先指導担当者と振り返りを行う。12月8日午後は大学に戻り、振り返りを行う。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション	実習の説明、実習先振り分けなど		
2	12/01	導入ワーク	講義室に集まり導入のための個人ワーク、グループワークを行う		
3	12/04	学外実習1日目	各実習施設にて実習を行う。		
4	12/05	学外実習2日目	各実習施設にて実習を行う。		
5	12/06	学外実習3日目	各実習施設にて実習を行う。		
6	12/07	学外実習4日目	各実習施設にて実習を行う。		
7	12/08	学外実習5日目	午前中まで各実習施設にて実習を行う。遠方での実習の場合は移動時間となる。		
8	12/08	振り返りワーク	実習最終日の午後大学の講義室に集まる。実習期間中に経験した内容をもとに振り返りを行う。		
授業外学修時間の目安	本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は44時間分となるため、1時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、実習の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	特になし				
参考文献	各施設より、必要に応じて適宜指示あり。				
履修条件	3年次医学科学生				
評価方法・基準	実習の評価は、大学で実施する導入・振り返りワークへの参加態度、提出物、さらに実習先指導担当者による実習期間中の評価票を合わせて、総合的評価を行う。実習にやむを得ない理由(傷病・事故・忌引など)なく欠席、遅刻、				

評価方法・基準	早退したものは評価対象としない。
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト
実務経験を 活かした授業	該当(地域の医療機関で診療・医学教育を担当したことのある教員が、本実習について担当する。)

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-100-79-0	2023前期	医学部(20061)	4	1	他
科目名(講義題目)			担当教員		
医療と社会 (H31以降入用) (医療と社会)			古川 昇, 王 百慧, 近本 亮, 西谷 陽子		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……20% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……20% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……15% E) 医科学研究 ……10% F) 国際的視野 ……20% G) 地域医療と社会貢献 ……15%					
授業の形態	講義				
授業の方法	基本的には対面授業も一部遠隔講義あり、複数の教官によるオムニバス形式				
授業の目的	<p>医療法制や医療行政、医療安全などを通して、社会的側面から医療や健康に関する問題を理解する。平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「A-7-2) 国際医療への貢献」「A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢」「B-1-8) 保健・医療・福祉・介護の制度」「B-4 医療に関連のある社会科学領域」の学修目標の習得を目的とする。特に「B-4 医療に関連のある社会科学領域」の以下の目標の習得を目的とする。</p> <p>① 医療社会学等の社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。 ② 病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。 ③ 自分が所属する文化を相対化できる。 ④ 人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。 ⑤ 国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。 ⑥ 社会をシステムとして捉えることができる。</p>				
学修目標	<p>【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。 学修成果について具体的には、 1. レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3), C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目4, 5, 6, 7, 8), F. 国際的視野 (項目3), G. 地域医療と社会貢献 (項目3, 4) 2. レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目4, 5), B. 基本的診断能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14), C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3), D. チーム医療と信頼される医療の実践(項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8), E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 4, 5), F. 国際的視野 (項目2, 4), G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 5, 6) 医学教育モデルコアカリキュラムについて具体的には、 ① 医療社会学等の社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。 ② 病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。 ③ 自分が所属する文化を相対化できる。 ④ 人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。 ⑤ 国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。 ⑥ 社会をシステムとして捉えることができる。</p> <p>【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。 学修成果について具体的には、 1. レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3), C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目4, 5, 6, 7, 8), F. 国際的視野 (項目3), G. 地域医療と社会貢献 (項目3, 4) 2. レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目4, 5), B. 基本的診断能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14), C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3), D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8), E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 4, 5), F. 国際的視野 (項目2, 4), G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 5, 6) 医学教育モデルコアカリキュラムについて具体的には、 ① 医療社会学等の社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。 ② 病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。 ③ 自分が所属する文化を相対化できる。 ④ 人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。 ⑤ 国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。 ⑥ 社会をシステムとして捉えることができる。</p>				
授業の概要	<p>以下の内容について学修する。</p> <p>1) 社会医学および医療倫理学を、科学的知見の進歩に基づき理解する。 2) 医師法など基本的な法律と医療裁判の現状について理解する。 3) 医療行政の現状について理解する。 4) 国際医療について理解する。 5) 医療安全について理解する。</p>				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1	05/10	水曜1限 医療の質の改善	近本亮先生 (医療の質・安全管理部・教授) 医療におけるプロフェッショナリズムとコミュニケーションについて		
2	05/17	水曜1限 医療安全	西谷陽子先生 (法医学講座・教授) リスクマネジメントの基本		
3	05/24	水曜1限 医事法制	西谷陽子先生 (法医学講座・教授) 医療安全を中心に講義を行う。		
4	05/24	水曜 (日程注意・午後5時より)	勝村久司先生 (医療情報の公開・開示を求める市民の会世話人・非常勤講師) 患者および家族の視点からの医療安全について、講義を行う。 (4月26日1限は休講となることに注意して下さい)		
5	05/31	水曜1限 顧みられない熱帯病 (NTDs)	濱野真二郎先生 (長崎大学熱帯医学研究所 寄生虫学分野教授・非常勤講師) 顧みられない熱帯病について講義を行う。		
6	06/05	月曜3限 災害医療、国際医療	岡村直樹先生 (熊本赤十字病院 国際医療支援部長・非常勤講師) 国際保健と災害医療		
7	06/07	水曜1限 世界の水銀汚染と水俣条約	井芹道一先生 (元熊本日日新聞社論説委員・非常勤講師) 水俣病の発生から半世紀以上が経過し、2013年10月、熊		

7	06/07	水曜1限 世界の水銀汚染と水俣条約	本市で国連の新環境条約「水銀に関する水俣条約」が採択された。いまだ水銀が地球環境問題化しているのか。その意義と水俣条約の中身を、国際取材の現場から解説する。
8	06/14	水曜1限 医事法制	原啓章先生（観音坂法律事務所 弁護士・非常勤講師） 法廷から見た医学と医療について、講義を行う。
9	06/21	水曜1限 保健医療行政	福島靖正先生（厚生労働省 医務技監） 保健医療行政について、講義を行う。
授業外学修時間の目安		本科目は1単位科目であるため、全体で45時間分の学修が必要な内容で構成されている。授業では、2h×9コマ＝18時間の学修を行うため、残り27時間の学修については、予習復習、レポート作成を行うこと。	
テキスト		特になし	
参考文献		特になし	
履修条件		特になし	
評価方法・基準		この講義では筆記試験を実施しない。学生の評価は学習態度と以下のレポート評価による。やむを得ない理由（傷病、事故、忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 評価方法 1. 各講義での小レポート(70%) 2. 講義期間を通じての総合レポート（レポート内容は講義で示す）(30%) 評価基準 レポートは内容の妥当性、著しい倫理的逸脱の有無、文章量などを観点として評価する。総括的評価として上記2項目合計が60%に満たないものは不可とする。 再試験は原則行わない。	
使用言語		「日本語」による授業	
教科書・資料の言語		「日本語」のテキスト	
実務経験を 活かした授業		該当（医療者、行政担当者など、様々な実務経験に基づく講義）	

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME2-360-81-0	2023前期	医学部(36014)	4	4	他
科目名(講義題目)			担当教員		
公衆衛生学 (H26以降入用) (公衆衛生学マインドの修得)			加藤 貴彦, 魏 長年, 盧 溪, 増田 翔太, 大森 久光, 古川 昇		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……20% B) 基本的診療能力 ……20% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……5% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……15% E) 医科学研究 ……15% F) 国際的視野 ……20% G) 地域医療と社会貢献 ……5%					
授業の形態	講義・演習				
授業の方法	講義授業				
授業の目的	21世紀のキーワードに高齢社会、情報社会、国際化があり、ヘルスプロモーションの理念と技術を基盤とする健康増進と疾病予防の新しい国際潮流がある。本科目ではこれらの時代的要請に応え、健康情報医学(疫学、生物統計学)、環境保健、産業保健、地域保健、感染症、国際保健医学、医療科学(保健・医療・福祉システム)に関する系統的な講義とともに、医学の社会的適用、医学と社会との関わりに関する理念、観察力、実践の手法を修得する。				
学修目標	<p>【A水準】 「熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする(熊本大学医学部医学科教育成果および講義実習対応表参照)。 レベルC(基盤となる技能・態度の修得): A. 豊かな人間性(項目3)、E. 医科学研究(項目1、2、3、4、5)、F. 国際的視野(項目4)、G. 地域医療と社会貢献(項目2、3、4、5) レベルD(基盤となる知識の修得): A. 豊かな人間性(項目4)、B. 基本的診療能力(項目1、2、3、5、6、7、8、9、14)、F. 国際的視野(項目1)、G. 地域医療と社会貢献(項目6)</p> <p>一般的学習目標GIO (General Instruction Objective) ①公衆衛生学マインドを身につける: 公衆衛生学の特徴は、臨床家の「clinical mind」に対し「public health mind」であることである。すなわち臨床家が一人の患者をみて病気を診断し治療する「patient oriented」であるのに対し、公衆衛生では、患者個人を対象とするのみならず、患者を含めて人々の存在する社会集団そのものを視野にいれている「population oriented」であることに大きな特徴がある。「population」とは、ある国全体、あるいは一定の地域の住民、産業職場で働く人々、学童など、特定の間人集団を対象にする。公衆衛生学では、患者の診断、治療行為にとどまらず、人々が日々充実して過ごすための身体的、精神的、社会的な健康基盤を確保することを目標にする。 ②健康の概念の理解している ③日本の医療・保健・福祉制度の理解している ④疫学的手法を理解し、研究計画の立案ができる ⑤健康教育理論の理解と具体的な実践方法を身につける ⑥国際的視野を身につける ⑦環境問題(保健)についての現状と課題について理解している ⑧産業保健の現状と課題について理解し、予防・対策の考察ができる ⑨感染症の疫学的指標を理解、予防・対策について立案できる。⑩母子・小児・成人・老人保健といった、人のライフステージに応じた健康維持・予防方策について理解し、説明できる。</p> <p>【C水準】 水準については、医学教育モデル・コア・カリキュラムおよび熊本大学医学部医学科の学習成果の達成状況に基づいて評価を行う。A水準とは、上記GIOに基づき、目標水準を達成し、さらに自ら課題を設定し解決できる能力を保持している。C水準とは、上記GIOに基づき、目標水準を最低限達成している。</p>				
授業の概要	個別学習目標SBO (Specific Behavored Objective) 社会医学の分野として、下記項目に関して最新の情報も加味して講義を行う。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1	04/04	健康・疾病・障害の概念と社会環境①: 加藤	序論、公衆衛生・予防医学の概念		
2	04/04	健康・疾病・障害の概念と社会環境②: 魏	序論、衛生学の概論・歴史		
3	04/11	地域保健、地域医療①: 魏	医学的・文化的・社会的文脈における健康		
4	04/11	社会保障制度と医療経済①: 加藤	医療費、医療制度、医療保険、医療資源の公平な分配		
5	04/18	予防医学と健康増進①: 魏	予防、スクリーニング		
6	04/18	疫学とその応用①: 加藤	疫学概論: 疫学の特徴、実践的方法論との違い		
7	04/25	予防医学と健康増進②: 魏	地域医療・保健 プライマリケアのアプローチ		
8	04/25	疫学とその応用②: 加藤	疫学研究に用いる指標: 診断、感度や特異度		
9	05/09	国際保健①: 魏	グローバルヘルスの役割や医療体制①		
10	05/09	疫学とその応用③: 増田	研究デザイン、EBM、診療ガイドライン		
11	05/16	国際保健②: 魏	グローバルヘルスの役割や医療体制②		
12	05/16	保健・医療・福祉・介護の仕組み①: 剣	地域保健の実践の場としての保健所機能		
13	05/23	環境保健①: 加藤	環境保健総論、化学物質のリスク評価		
14	05/23	人口統計と保健統計①: 増田	主な人口統計(人口動態と人口動態)		
15	05/30	環境保健②: Lu	毒性学概論、実践的対処法、地球環境、環境による疾患		
16	05/30	人口統計と保健統計②: 増田	死因・疾病・障害の分類・統計		
17	06/06	母子保健・小児保健: Lu	母子の健康、小児保健における予防接種の意義と内容、児童虐待		
18	06/06	国民栄養と食品保健: 増田	食品・栄養関連施策、食中毒統計		
19	06/09	社会保障制度と医療経済②: 増田	社会保障制度、災害時の医療制度		
20	06/09	保健・医療・福祉・介護の仕組み②: 増田	医療従事者の資格免許、現状と業務範囲、職種間連携、医療従事者の健康管理		
21	06/13	学校保健: 高野	様々な学校保健活動、生徒のQOL評価		
22	06/13	感染症疫学: 加藤	レジオネラ属菌感染症事例		
23	06/15	地域保健、地域医療②: 佐土原	地域における我が国の医療供給体制の実際、プライマリケア		

24	06/15	感染症対策：増田	感染症に関する制度・法律、院内での感染制御
25	06/16	産業保健①：大森	産業保健総論、実践的活動
26	06/16	予防医学と健康維持増進④：古川	メタボリックシンドローム、特定健診・特定保健指導
27	06/20	産業保健②：加藤	過重労働、産業ストレスとストレスコーピング
28	06/20	産業保健③：加藤	作業様態に起因する障害、物理的環境、温度湿度騒音等
29	06/22	産業保健④：加藤	産業安全衛生マネジメントシステム、労働災害、化学物質、皮膚アレルギー、職業癌
30	06/22	トピック④統計学：Lu	基本保健統計学、サンプル数
31	06/22	精神保健福祉①：井形	精神保健と健康、ストレス対策
32	06/22	精神保健福祉②：井形	自殺問題と予防、ストレスコーピング
33	06/23	行動科学：加藤	人の行動決定原理、患者への行動変容の促し
34	06/23	予防医学と健康維持増進⑤：大森	予防医学と健康増進、生活習慣病とリスク要因
35	06/29	高齢者保健：Lu	介護保険、高齢者福祉と高齢者医療の特徴
36	06/29	トピック②こうのとりのゆりかご：蓮田	こうのとりのゆりかごをめぐる現状と課題
37	06/29	地域保健、地域医療③：魏	農村保健の現状と課題
38	06/29	地域保健、地域医療④：魏	農村保健の現状と課題②
39	06/30	トピック①：疫学調査の実際：小田	国家プロジェクトによる大規模出生コホート「エコチル調査」について
40	06/30	トピック⑤社会医学の立ち位置：加藤	水俣病を通じて考える
授業外学修時間の目安	本科目は100時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は80時間分（2h×40コマ）となる。一層の知識を得るために、20時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）を実行すると授業の理解を深めることができる。参考図書や新聞記事から社会医学的情報を収集を自ら学ぶことが望ましい。		
テキスト	特になし（各担当教官がプリント資料を作成する） 推薦図書：NEW予防医学・公衆衛生学、シンプル衛生公衆衛生学		
参考文献	1) シンプル衛生公衆衛生学、南江堂 2) NEW予防医学・公衆衛生学、南江堂 3) 厚生省の指標（臨時増刊）国民衛生の動向：厚生統計協会、東京 4) 基礎から学ぶ楽しい疫学（医学書院） 5) 医学的研究のデザイン、研究の質を高める疫学的アプローチ 第4版 メディカル・サイエンス・インターナショナル		
履修条件	公衆衛生分野の成果は、国や自治体などの政策、保健医療制度の見直し、新しい環境基準の設定とガイドライン作成などにもつながり社会的に重要な意味を持つ。第一線で働く臨床医としても、公衆衛生学、産業医学、予防医学、地域医療などの社会医学を学び、疫学的手法を習得することはますます重要となっている。公衆衛生分野の講義を受講するには、いわゆる「public health mind」の習得できる社会性を有していることが条件となる。		
評価方法・基準	課題レポートと学士筆記試験成績による。学士筆記試験の受験資格は医学部規則第11条2項による。課題レポート・学士筆記試験の評価基準の合計は60点（60%）以上を合格とする。再試験は1回実施する。		
使用言語	「日本語と英語によるミックス」授業（日本語）		
教科書・資料の言語	「日本語と英語を併用した」テキスト（日本語）		
実務経験を活かした授業	非該当		

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME4-830-62-0	2023通年	医学部(46081)	6	38	他
科目名(講義題目)			担当教員		
特別臨床実習 (H26以降入用) (特別臨床実習(クリニカルクラークシップ、クリニカルインターンシップ))			古川 昇, 王 百慧, 中村公俊		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……15% B) 基本的診療能力 ……25% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……15% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……20% E) 医科学研究 ……5% F) 国際的視野 ……5% G) 地域医療と社会貢献 ……15%					
授業の形態	実技				
授業の方法	特別臨床実習 (クリニカルクラークシップ、クリニカルインターンシップ)				
授業の目的	診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら医師として最低限必要な医学知識、臨床推論、臨床判断・技能・態度などの能力を以下の4項目を行うことを通して身につけることを目標とする。(1) 臨床推論に基づいた情報収集(医療面接、身体診察、基本的臨床手技、連絡・報告)。(2) 診療計画の立案(基礎的な医学的知識の獲得の機会を提供する、教科書文献的知識と検索技法、症例提示と検討会、診療録記載)。(3) 治療計画の実施(基本的治療手技、他医療職や患者への伝達、文書作成、連絡・報告)。(4) 診療・学習行動の基盤となる倫理・態度(医師のプロフェッショナリズム:患者や患者家族および他の医療職への接し方、自己の職業的能力とその限界に即した行動、助力と助言の受け入れ、自己学習への意欲 など)。また平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「G 臨床実習」の学修目標の習得を目的とする				
学修目標	<p>【A水準】</p> <p>この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学学修成果の詳細は、医学科学学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。</p> <p>学修成果について以下の項目について十分に達成しているレベルをA水準とする。</p> <p>① レベルA(診療や研究の現場で実践できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目1, 2, 3, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6)</p> <p>② レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 5)</p> <p>医学教育モデルコアカリキュラムについては、「G 臨床実習」にある学修目標の獲得が十分にできており、初期臨床研修1年目修了レベルをA水準とする。</p> <p>【C水準】</p> <p>この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学学修成果の詳細は、医学科学学修成果および、その対応表 (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/) を参照する。</p> <p>学修成果について以下の項目について最低限達成しているレベルをC水準とする。</p> <p>① レベルA(診療や研究の現場で実践できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目1, 2, 3, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6)</p> <p>② レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 5)</p> <p>医学教育モデルコアカリキュラムについては、「G 臨床実習」にある学修目標の獲得が最低限達成し初期臨床研修開始レベルをC水準とする。</p>				
授業の概要	<p>クリニカルクラークシップ</p> <p>5年次から6年次にかけて、1ターム3週間、合計13ターム、39週間。学生を13グループに分け、必修(産科婦人科、小児科、神経精神医学、地域医療)、選択必修(内科系、感覚運動系、外科系、総合系)、選択(学生の希望をもとに配属、5ターム)を周る。6年次は第11タームから第13タームまで。</p> <p>クリニカルインターンシップ</p> <p>6年次、1ターム3週間、合計2ターム、6週間。各診療科に配属され、診療参加型の臨床実習を行う。配属診療科は学生の希望をもとに調整する。実習の詳細は「特別臨床実習の手引き」を参照すること。</p>				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		クリニカルクラークシップ	5年次から6年次にかけて、1ターム3週間、合計13ターム、39週間。学生を13グループに分け、必修(産科婦人科、小児科、神経精神医学、地域医療)、選択必修(内科系、感覚運動系、外科系、総合系)、選択(学生の希望をもとに配属、5ターム)を周る。診療チームの一員として、病棟、外来、検査室、手術室等での患者診療に参加する。実習内容は各実習先から提示される。		
2		クリニカルインターンシップ	6年次、1ターム3週間、合計2ターム、6週間。各診療科に配属され、診療参加型の臨床実習を行い卒後の臨床研修への橋渡しとする。配属診療科は学生の希望をもとに調整する。		
授業外学修時間の目安	本科目は、1710時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は1710時間分となる。				
テキスト	なし				
参考文献	なし				
履修条件	CBT、OSCEを合格し、Student Doctorの称号を付与された者。				
評価方法・基準	特別臨床実習の総括的評価は、特別臨床実習中の観察評価、統合卒業試験、臨床実習後OSCEによる。特別臨床実習中の観察評価は、指導教員(あるいは指導医)による評価を各講座で行い、集計する。実習にやむを得ない理由(傷病・事故・忌引など)なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。全講座での観察評価合計60%以上で合格とする。統合卒業試験本試験は、正答率65%以上を合格とする。統合卒業試験は1回のみ再試験を行う。再試験は正答率70%以上で合格とする。臨床実習後OSCEも合格基準を満たせば合格とする。特別臨床実習観察評価、統合卒業試験、臨床実習後OSCEすべてで合格基準を満たすことが必要である。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	該当(実臨床を実施している教員の指導の下、学生は診療チームに参加し、その一員として業務を担当しながら実務を学ぶ。)				

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-140-79-0	2023通年	医学部(20160)	5	1	他
科目名(講義題目)			担当教員		
地域医療総合演習(地域医療総合演習)			高柳 宏史, 松井邦彦		
学修成果とその割合					
A) 豊かな人間性 ……10% B) 基本的診療能力 ……10% C) 自己研鑽とプロフェッショナリズム ……20% D) チーム医療と信頼される医療の実績 ……10% E) 医科学研究 ……10% G) 地域医療と社会貢献 ……40%					
授業の形態	その他				
授業の方法	本演習を履修している学生が、地域枠学生を対象とした地域医療ゼミの一コマで教育セッションを実施・担当する。そのために、担当教員から適宜指導を受けながら計画的に準備し、実施後の評価までの一連の教育指導活動を通して学修する。また最後にはそれらの経験をまとめ報告書を作成する。				
授業の目的	地域医療総合演習は医学部医学科5年次の学生が選択できる選択科目である。この演習では、様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力の中から一つのテーマを選択し協働的に学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する。そして、選択したテーマについて地域医療ゼミに参加する後輩や同僚に対して教育を実践する。教育的な実践やその準備などの一連の経験を通して、テーマについて深い学びを得ることや将来の医療者教育の素地を涵養することを目的とする。				
学修目標	<p>【A水準】 本演習の到達目標は、熊本大学医学部医学科教育成果においては、以下の項目はレベルA（診療や研究の現場で実践できる）の能力を獲得することとする。 A.豊かな人間性、B.基本的診療能力、C.自己研鑽とプロフェッショナリズム、D.チーム医療と信頼される医療の実践、E.医科学研究、G.地域医療と社会貢献。</p> <p>【C水準】 各回の演習の取り組みに参加し、教育実践のために役割を持ち、最終成果物作成に関わることを目的とする。</p>				
授業の概要	11月16日（木）の地域医療ゼミ（18時～19時30分）で教育セッションを実施するために、8月を除いた4月から10月までの第2木曜日の夕方18時から演習を行う。教員のレクチャーののち、グループでディスカッションし各回で11月の教育セッションの準備を進める。各自または協同的な取り組みで教育セッションで取り扱うテーマについては学修を行う。地域医療ゼミでの教育セッション後は、事後アンケートの集計と分析を行う。12月には集計結果を参考に実施者として振り返り、カリキュラム評価を実施する。一連の取り組みをまとめて、最後に報告書を作成し提出する。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		地域医療総合演習 1	教育計画書とは。教育計画書作成のための基礎知識		
2		地域医療総合演習 2	学習者のレディネスの把握ならびに教育テーマ決定のための事前アンケートの作成と準備		
3		地域医療総合演習 3	事前アンケートの集計と分析。教育テーマの決定。		
4		地域医療総合演習 4	教育計画書作成のための教育方略についての基礎知識と方略の決定		
5		地域医療総合演習 5	教育計画書作成のための学習者・カリキュラム評価に関する基礎知識と評価の決定		
6		地域医療総合演習 6	教育セッション実施のための準備・予演・役割分担などの確認 事後アンケートの作成		
7		地域医療総合演習 7	11月16日の地域医療ゼミにおいて、準備した教育セッションを実施。事後アンケートの実施。		
8		地域医療総合演習 8	事後アンケートの集計・分析を行い、カリキュラム評価を行う。 報告書作成の準備		
授業外学修時間の目安	本演習は1単位（45時間）の学修が必要な内容で構成されている。演習は1.5h×8コマ＝12時間分であるため、残りの32時間は、事前・事後学修が演習の理解を深めるために必要となります。				
テキスト	演習の中で掲示します				
参考文献	演習の中で掲示します				
履修条件	医学部医学科5年次				
評価方法・基準	「全8回の演習における取組」と「演習時間外における学修や教育の実践のための取組」に対して総括評価を行う				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	該当(地域における診療経験を活かして、将来地域で診療する際に求められる知識や内容について学生にフィードバックをしながら学修をすすめていく)				

医政第303号
令和5年（2023年）8月16日

厚生労働省医政局長 様

熊本県健康福祉部長

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和5年（2023年）8月8日付け5文科高第669号、医政発0807第12号に基づき、下記のとおり、令和6年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第4条に規定する都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

5名

- ・熊本大学医学部における地域枠：5名

担 当：熊本県健康福祉部健康局医療政策課
企画・医師確保班 足立、村川
電話番号：096-333-2204
E-mail:adachi-m@pref.kumamoto.lg.jp

別記様式第2号(その2の1)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(医学部医学科)														
科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	
教養教育	リベラル アーツ 科目	文系のための数学入門	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		数学の世界	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		物理学入門	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼7
		教養の化学	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		生物の世界	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼10
		地球環境の現状と人類	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		持続可能な都市と地域づくり	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		豊かさを持続させるものづくり	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼2
		日々の生活に垣間見る情報と通信	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼2
		倫理学入門	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼2
		心と世界	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		思考と論理	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		現代心理行動学	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		こころの科学	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		芸術文化論	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼2
		言語の諸相	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		文学の諸相	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼2
		モノが語る歴史	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		地域の世界史	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		日本社会の歴史	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		法学の基礎	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼4
		現代政治の諸相	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼1
		最前線の社会文化研究	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼7
		現代社会の解読	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		自然と人間の地理学	1・2前・後・①・ ②・③・④	1又は2			○							兼3
		小計(25科目)		—	0	25~50	0	—	0	0	0	0	0	0

M u l t i d i s c i p l i n a r y	Introduction to Science and Technology I	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼4				
	Introduction to Science and Technology II	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼1				
	Socio-Cultural Studies	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼7				
	World History	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼1				
	Area Studies	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼6				
	Comprehensive English Communication	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼1				
	Global Career Development	1・2前・後・①・②・③・④	1又は2	○											兼2				
小計 (7科目)		—	0	7~14	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	兼10	—			
教 養 教 育	基 礎 科 目	外 国 語 科 目	英語A-1	1前・後	1		○									兼14			
			英語A-2	1前・後	1		○										兼20		
			英語B-1	1前・後	1		○										兼17		
			英語B-2	1前・後	1		○										兼18		
			日本語A-1	1・2前	1		○										兼1		
			日本語A-2	1・2前・後	1		○										兼2		
			日本語B-1	1・2前	1		○										兼1		
			日本語B-2	1・2後	1		○										兼1		
			日本語C-1	1・2前	1		○										兼1		
			日本語C-2	1・2後	1		○										兼1		
			日本語D-1	1・2前	1		○										兼1		
			日本語D-2	1・2後	1		○										兼1		
			英語 I-1	1前	1		○										兼1		
			英語 I-2	1後	1		○										兼1		
			ドイツ語 I-1	1前	1		○										兼2		
			ドイツ語 I-2	1後	1		○										兼2		
			ドイツ語 II-1	2前	1		○										兼1		
			ドイツ語 II-2	2後	1		○										兼1		
			フランス語 I-1	1前	1		○										兼1		
			フランス語 I-2	1後	1		○										兼1		
			フランス語 III-1	2前	1		○										兼1		
			フランス語 III-2	2後	1		○										兼1		
			中国語 I-1	1前	1		○										兼1		
			中国語 I-2	1後	1		○										兼1		
			ロシア語 I-1	1前	1		○										兼1		
			ロシア語 I-2	1後	1		○										兼1		
			ラテン語 I-1	1前	1		○										兼1		
			ラテン語 I-2	1後	1		○										兼1		
			スペイン語 I-1	1前	1		○										兼1		
			スペイン語 I-2	1後	1		○										兼1		
			スペイン語 II-1	2前	1		○										兼1		
			スペイン語 II-2	2後	1		○										兼1		
			ヘブライ語 I-1	1前	1		○										兼1		
			ヘブライ語 I-2	1後	1		○										兼1		
			イタリア語 I-1	1前	1		○										兼1		
			イタリア語 I-2	1後	1		○										兼1		
			日本語 I-2	1・2前・後	1		○										兼2		
			日本語 II-2	1・2前・後	1		○										兼2		
			日本語 III-1	1・2前	1		○										兼1		
			日本語 III-2	1・2前・後	1		○										兼3		
			日本語 IV-1	1前	1		○										兼1		
			日本語 IV-2	1・2前・後	1		○										兼3		
			小計 (46科目)		—	4	42	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	兼51	—
			情 報 科 目	情報基礎A	1前	1			○									兼7	
				情報基礎B	1後	1			○									兼7	
				小計 (2科目)		—	2	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	兼7	—

教養教育	肥後熊本 学	肥後熊本学	1①・②・③・④	1			○			1						兼8				
		小計 (1科目)	—	1	0	0	—				1	0	0	0	0	0	兼8	—		
	理系 基礎 科目	数学概論	1前	2				○									兼1			
		統計学概論	1後	2				○									兼1			
		物理学 I	1前	2				○									兼1			
		化学 I	1前	2				○									兼1			
		物理学 II	1後	2	2			○									兼1	選択必修		
		化学 II	1後	2	2			○									兼1	選択必修		
	小計 (6科目)	—	8	4	0	—				0	0	0	0	0	0	兼5	—			
	体 育・ スポ ーツ 科 学 科 目	体育・スポーツ科学	1・2①・②・③・ ④		1又は2			○									兼6			
		小計 (1科目)	—	0	1~2	0	—				0	0	0	0	0	0	兼6	—		
キ ャ リ ア 科 目	キャリア科目	1・2前・後・①・ ②・③・④		1又は2			○									兼7				
	小計 (1科目)	—	0	1~2	0	—				0	0	0	0	0	0	兼7	—			
開 放 科 目	開放科目	1・2前・後・①・ ②・③・④		1又は2			○									兼6				
	小計 (1科目)	—	0	1~2	0	—				0	0	0	0	0	0	兼6	—			
小計 (119科目)		—	15	110~174	0	—				5	1	0	0	0	0	兼229	—			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目	医学情報処理	1前	2			○			1	1		1							
		生物学	1前	1.5			○			2								オムニバス		
		地域医療・福祉体験実習コース	1通	1.5						1	1		2							
		熊本大学病院医療体験実習コース	2通	1							1		2							
		地域医療・プライマリケア体験実習コース	3通	1						1	1		3							
		分子細胞生物学I	1前	2				○			2	2	2						オムニバス	
		医学概論	1前	1				○			4								オムニバス	
		放射線基礎医学	2前	1				○			2	1	1	3					オムニバス	
		医学英語	2通	2				○			4	4	1	6					オムニバス	
		医療と情報	3通	1				○			1									
		最新医学セミナー	1前	2				○			13								オムニバス	
		医療と社会	4前	1				○			2	1		1					オムニバス	
		行動科学 I	1前	1				○			3	1		1					オムニバス	
		行動科学 II	4前	1				○				1		2					オムニバス	
		地域医療総合演習	5通			1			○		1			1						
	小計 (15科目)		—	19	0	1	—			31	7	4	10	0	0	—	—	—		
	専 門 科 目	分 子 細 胞 生 物 学	分子遺伝学	1前	1.5			○			2	2	1	1					オムニバス	
			人体発生・肉眼解剖学	1後	3			○			3	1	1							オムニバス
		生 体 構 造 学	解剖学実習	2前	4					○	1		1	2						オムニバス
			神経解剖学	2前	2				○		1	1	1	1						オムニバス
			組織学	2通	4				○		1			1						オムニバス
			生 体 機 能 学	生化学I	1通	1.5			○			3	1		1					オムニバス
		生化学II	1通	1.5			○			1	1		1						オムニバス	
生理学I		1後	3				○		1			1						オムニバス		
生理学II		2通	3				○		1		1	1						オムニバス		
感 染 免 疫 学		免疫学	2通	2				○		1		1	1						オムニバス	
		感染防御学	2通	2				○		1	1		1						オムニバス	
		微生物学(寄生虫病学を含む。)	2前	3				○		1			2						オムニバス	
病 態 学		薬理学	2後	4.5				○		1	1	1	3						オムニバス	
		病理学I	2後	2				○		2	1		1						オムニバス	
		病理学II	2後	3.5				○		2			3						オムニバス	
社 会 医 学		公衆衛生学	4前	4				○		1	3		1						オムニバス	
		法医学	4前	3				○		1			3						オムニバス	
		生命倫理学	4前	2				○		1									オムニバス	
総 合 医 学	基礎一般実習コース	3前	6					○	8	2	3	7								
	基礎演習	3前	10					○	23	8	6	25								
小計 (20科目)		—	65.5	0	0	—			26	12	6	27	0	0	—	—	—			
内 科 学	呼吸器内科学	3後	2.5				○		1	1	2	8						オムニバス		
	消化器内科学	3後	2.5				○		1	1		8						オムニバス		
	血液・膠原病・感染症内科学	3後	3.5				○		2	2	4	3						オムニバス		
	腎臓内科学	3後	2.5				○		1	4		4						オムニバス		
	代謝・内分泌内科学	3後	3.5				○			2	2	1						オムニバス		
	循環器内科学	3後	2.5				○		1	1	3	9						オムニバス		

専門教育	専 門 科 目	臨床医学科目	外科	心臓血管外科学	3後	1			○			1				3			オムニバス			
			呼吸器外科学	3後	1			○			1	1					1			オムニバス		
			消化器外科学	3後	3.5			○			2	3	1				3			オムニバス		
			乳腺・内分泌外科学	3後	1			○			1						3			オムニバス		
			泌尿器科学	3後	1			○			1		1				4			オムニバス		
			産科婦人科学	3後	2			○			1	1	2				2			オムニバス		
			成育医学	小児科学(小児発達学を含む。)	4前	3			○			1	1	3			6			オムニバス		
			小児外科学	4前	1			○			1	1					2			オムニバス		
			感覚・運動科学	皮膚科学	3後	2.5			○			1	1	2			2				オムニバス	
				整形外科	3後	2.5			○			2		1			10				オムニバス	
				歯科口腔外科学	3後	1			○			1									オムニバス	
				耳鼻咽喉科学	3後	2.5			○			1		3			2				オムニバス	
				眼科学	3後	1			○			1	1	1			1				オムニバス	
				脳・神経・精神科学	脳神経内科学	3後	2.5			○			2		2			3				オムニバス
			麻酔科学		4前	2.5			○			3	1	1			1				オムニバス	
			神経精神医学		3後	2.5			○			1	1				6				オムニバス	
			脳神経外科学		3後	2.5			○			1	1	1			5				オムニバス	
			総合医学	総合診療学	4前	1			○			1					5				オムニバス	
				画像診断学	3前	1			○			1	2	1			3				オムニバス	
				放射線腫瘍学	4前	1			○			1		1			1				オムニバス	
				臨床検査医学	3前	1.5			○				1				1				オムニバス	
				救急医学	4前	1			○			2					1				オムニバス	
				腫瘍医学	4前	2			○			2	1								オムニバス	
				臨床実習入門	4通	4							1				2					
				チューリアル実習(総合講義を含む。)	4通	2.5								1			2					
				臨床実習	5通	26						○	○	35	26	32	107					
				特別臨床実習	6通	38						○	○	35	26	32	107					
臨床形態診断学	4前	1				○				1	2			5				オムニバス				
漢方医学	4前	1			○				1													
小計(35科目)		—	130	0	0	—			35	28	32	107	0	—	—							
みらい医療科目	みらい医療演習Ⅰ	1通			16			○	1													
	みらい医療演習Ⅱ	2通			16			○	1													
	みらい医療演習Ⅲ	3通			16			○	1													
	みらい医療セミナーⅠ	1通			1			○	1													
	みらい医療セミナーⅡ	2通			1			○	1													
	みらい医療セミナーⅢ	3通			1			○	1													
	みらい医療セミナーⅣ	4通			1			○	1													
みらい医療セミナーⅤ	5通			1			○	1														
みらい医療セミナーⅥ	6通			1			○	1														
小計(9科目)		—	0	0	54	—			1	0	0	0	0	—	—							
小計(68科目)		—	214.5	0	55	—			59	36	38	131	0	—	—							
合計(187科目)		—	229.5	110~174	55	—			63	37	38	131	0	兼229	—							
学位又は称号		学士(医学)			学位又は学科の分野				医学関係													
卒業要件及び履修方法								授業期間等														
医学科に6年以上在学し、教養教育において必修科目17単位(物理学Ⅱ(2単位)、化学Ⅱ(2単位)のいずれを選択必修として含む。)及び選択科目10単位以上を修得、専門教育において必修科目214.5単位を修得した者を卒業と認定する。								1学年の学期区分				2期										
								1学期の授業期間				15週										
								1時限の授業時間				90分										

目次

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況 | P. 2 |
| (2) 人材需要の動向等社会の要請 | P. 6 |

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

喫緊の社会的問題である地域における医師不足について、熊本県の医療施設に従事する医師の6割が熊本市内（都市部）に集中しており、医師の偏在が課題となっている。また、地域で勤務する医師のうち、65歳以上の割合は年々高まっており、高齢化が進んでいる。

これまで医学部医学科において、熊本県に定着し、地域医療を担う医師の確保を促進するため、学校推薦型選抜に「地域枠」を設け、人材の育成・輩出に貢献してきたが、地域医療を担う医師の確保に向けて、今後も熊本県と連携して取り組む必要がある。

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

熊本県が2020年に策定した「第7次熊本県保健医療計画」（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間）の熊本県医師確保計画において、本県の医療施設に従事する医師数（平成30（2018）年：5,091人）については、その6割が熊本市に集中し、平成28（2016）年から平成30（2018）年の間に熊本市内の医師数が7人増加したのに対し、熊本市外の医師数は83人増加しており、熊本市外の医師数は増加傾向にあるものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況にあるとされ、また、地域で勤務する医師のうち、65歳以上の割合は年々高まっており、高齢化の傾向にあることも課題であるとされている。【資料1】

その他、熊本県の地域医療における将来推計として、2036年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向にあり、厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性がある。【資料2】

これまで、熊本大学では、熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点から、令和5年度までに95名の地域枠学生を確保し、そのうち46名が現在、臨床研修を終え、へき地等医療機関を中心に、県内の各地域で医師として地域医療に貢献している。

ウ 趣旨目的、教育内容、定員設定等

熊本大学医学部医学科では、医学科学生が卒業する際に獲得しているべき能力を明文化した「熊本大学医学部医学科学修成果」を定めており、7つのコア教育成果を掲げている。その一つに「地域医療と社会貢献」があり、「地域医療の現状と問題点を認識し、地域住民の健康増進に貢献するため、地域の保健・医療・福祉・介護及び行政との連携協力するための知識、技能、態度を有する」よう教育することとしている。

地域医療を担う医師養成の観点から、1年次には、必修科目「地域医療・福祉体験実習コース」にて、療養型病院など地域の医療・介護・福祉の現場で患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、3年次には、必修科目「早期臨床体験実習Ⅲ（R5年度入学者からは「地域医療・プライマリケア体験実習コース」の科目名で開講）」にて、熊本県内各地の診療所等での体験実習を通し、地域医療への理解を深めている。また、平成30年度より「特別臨床実習」の地域医療実習を必修化し、地域医療に関する教育を充実させている。

さらに、熊本県医師修学資金被貸与者と自治医科大学生(熊本県出身)が協力し、聞き取り調査等により、地域の問題点を探り出す「夏季地域医療特別実習」を実施するとともに、地域医療に関して、教員によるレクチャー、学生による発表会を「地域医療ゼミ」として実施している。

これらの教育によって、地域医療を担う医師を養成し、地域の課題解決に向け、貢献する。入学定員の増員に係るこれまでの経過は以下のとおりである。

[平成 21 年度 入学定員：110 名]

平成 19 年度の「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の増員及び「経済財政改革の基本方針 2008」に伴う 5 名の増員によって、平成 21 年度から入学定員を 10 名増員した。

[平成 22 年度～平成 31 年度 入学定員：115 名]

「経済財政改革の基本方針 2009」により、熊本県医師修学資金（地域枠）の給付を条件とした推薦入試（地域枠）を新設し、5 名増とした。

[令和 2 年度～令和 5 年度 入学定員：105 名]

平成 31 年度までに認可を受けた臨時的な定員数 10 名から 2 年間を通じて地域枠の学生を確保できていない定員数 4 名を減じた数 6 名を上限として増員申請数を熊本県と協議し、令和 3 年度までの期限を付した再度の入学定員 5 名増を行った。

次いで、今回、熊本県から、上記のような状況を踏まえ、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、令和 2 年度からの増加と同様の枠組みを維持し、引き続き 5 名増員を設定した。(令和 6 年度入学定員：105 名)

入学金、授業料については、文部科学省令「国立大学の授業料その他の費用に関する省令」に基づき、「国立大学法人熊本大学諸料金規則」に定める入学料 282,000 円、授業料年額 535,800 円とする。

エ 学生確保の見通し

A. 学生確保の見通しの調査結果

本学医学部医学科の志願倍率は、以下の図 1 に示すとおり、平成 21 年度から令和 5 年度まで、常に 3.5 倍以上を維持している。一般入試に面接試験を導入した平成 26 年度以降は、志願者数が微減しているが、長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者が存在することが推測できる。



図 1 熊本大学医学部医学科の志願倍率の推移（平成 21 年度～令和 5 年度の実績値）

次に、以下の表1に示すように、地域枠受験者の中で、大学入学共通テストの難化により、合格判定基準を満たさず合格者が少なかった令和4年度入試を除き、入学者数も定員を充足しており、熊本県内出身者は30～40%を占めている（地域枠入学者含む）。

また、表2に示すように、過去10年（平成26年度～令和5年度）の地域枠の志願倍率は、大学入学共通テストの難化の影響により志願者が少なかった令和4年度を除き、2.0倍以上を維持している。なお、令和4年度の大学入学共通テストの難化により、合格判定基準を満たさず合格者が少なかった状況を踏まえ、合否判定基準の見直しを行っている。

以上のことを踏まえ、臨時定員の増員後においても、十分に入学定員を充足できると考えている。

表1 熊本大学医学部医学科 志願者・入学者状況

区分	入学定員	全体		熊本県内			九州内（熊本県を除く）			九州外		
		志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合
平成21年度	110	886	111	243	41	37%	329	49	44%	314	21	19%
平成22年度	115	871	116	272	45	39%	349	55	47%	250	16	14%
平成23年度	115	923	116	290	52	45%	354	44	38%	279	20	17%
平成24年度	115	1,133	116	292	42	36%	415	35	30%	426	39	34%
平成25年度	115	868	116	210	40	34%	352	56	48%	306	20	18%
平成26年度	115	609	116	141	26	22%	270	54	47%	198	36	31%
平成27年度	115	770	115	149	31	27%	299	54	47%	322	30	26%
平成28年度	115	411	115	107	36	31%	151	52	45%	153	27	24%
平成29年度	115	599	116	132	42	36%	184	37	32%	283	37	32%
平成30年度	115	410	115	116	40	35%	147	46	40%	147	29	25%
平成31年度	115	620	116	129	45	39%	209	50	43%	282	21	18%
令和2年度	110	574	110	123	41	37%	206	54	49%	245	15	14%
令和3年度	110	388	110	125	51	46%	151	45	41%	112	14	13%
令和4年度	110	481	108	126	39	36%	166	55	51%	189	14	13%
令和5年度	110	432	110	135	43	39%	163	47	43%	134	20	18%

表2 熊本大学医学部医学科 地域枠志願者・入学者状況

年度	入学定員	(内訳)			地域枠			
		一般入試	推薦入試		志願者数	志願倍率	入学者数	定員充足率 (%)
			一般枠等	地域枠				
平成26年度	115	95	15	5	10	2.0	5	100.0%
平成27年度	115	95	15	5	10	2.0	5	100.0%
平成28年度	115	95	15	5	11	2.2	5	100.0%
平成29年度	115	95	15	5	13	2.6	5	100.0%
平成30年度	115	95	15	5	18	3.6	5	100.0%
平成31年度	115	95	15	5	15	3.0	5	100.0%
令和2年度	110	90	15	5	14	2.8	5	100.0%
令和3年度	110	90	15	5	10	2.0	5	100.0%
令和4年度	110	87	15 [※]	8	8	1.0	1	12.5%
令和5年度	110	87	15 [※]	8	18	2.3	8	100.0%

※熊本みらい医療枠10名を含む。

B. 医学部医学科の分野の動向

今回、近隣大学として、九州内の医学部の志願動向を調査した。

【資料3】のとおり、令和4年度入学者選抜において、どの大学も実質競争倍率は2.2倍以上であり、医学部医学科の需要が確認できる。

本学においても実質競争倍率は4.26倍であり、近隣大学と変わらず需要があり、定員を充足できると考えている。

C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

18歳人口（男女別）の将来推計【資料4】において、2018年以降再び減少局面に突入り、今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少するという推計が示されており、熊本県における18歳人口についても、以下の表3のとおり2016年から減少傾向にある。

表3 熊本県18歳人口推移

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	グラフ
熊本県 18歳人口数	17,403	17,235	17,014	16,628	15,977	16,164	16,269	

(出典：熊本県HPの「熊本県の人口と世帯数」を基に作成)

また、大学入学者数等の将来推計について【資料5】、2040年の大学入学者数は510,110人と推計され、2022年度の大学入学定員の総数626,532人に比べ約8割になるとされている。

しかしながら、18歳人口が減少傾向にあるところ、上記図1で示したとおり、本学の医学部医学科の志願倍率は、常に3.5倍以上を維持している。

あわせて、九州外からの志願者が他学部は10%程度であるのに対し、以下の表4のとおり医学部医学科では30~40%程度を占めており、九州外からも十分な志願者を得られる見込みである。

表4 熊本大学医学部医学科 熊本県、九州内、九州外志願者状況

区分	入学定員	全体		九州内 (熊本県を除く)		九州外		
		志願者数	全体に占める割合	志願者数	全体に占める割合	志願者数	全体に占める割合	
								志願者数
平成21年度	110	886	243	27%	329	37%	314	35%
平成22年度	115	871	272	31%	349	40%	250	29%
平成23年度	115	923	290	31%	354	38%	279	30%
平成24年度	115	1,133	292	26%	415	37%	426	38%
平成25年度	115	868	210	24%	352	41%	306	35%
平成26年度	115	609	141	23%	270	44%	198	33%
平成27年度	115	770	149	19%	299	39%	322	42%
平成28年度	115	411	107	26%	151	37%	153	37%
平成29年度	115	599	132	22%	184	31%	283	47%
平成30年度	115	410	116	28%	147	36%	147	36%
平成31年度	115	620	129	21%	209	34%	282	45%
令和2年度	110	574	123	21%	206	36%	245	43%
令和3年度	110	388	125	32%	151	39%	112	29%
令和4年度	110	481	126	26%	166	35%	189	39%
令和5年度	110	432	135	31%	163	38%	134	31%

以上のことから、今後 18 歳人口は減少することが予想されるが、これまでの志願倍率や他の地域からの志願状況を踏まえると、今後も十分な志願者数を確保できると考えている。

D. 競合校の状況

今回、九州内に限定せず、全国の医学部の志願動向を調査した。

【資料 3】(再掲) のとおり、令和 4 年度入学者選抜において、国立大学全体の実質競争倍率は 3.13 倍であり、全国的な医学部医学科の需要が確認できる。

前述のとおり、本学においても実質競争倍率は 4.26 倍であり、全国の大学と変わらず、定員を充足できると考えている。

E. 既設学部等の学生確保の状況

適切な定員管理を行いながら、既存学部において、常に 100%以上の入学定員充足状況であることから、医学部医学科においても、既存学部と変わらず、定員を充足できると考えている。

オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

1) オープンキャンパス

毎年 8 月に、全学をあげてオープンキャンパスを開催している。医学部医学科では、学部長の挨拶に続いて、本医学科の歴史、特徴やカリキュラムの紹介、アドミッションポリシーを含め入試等に係る説明を行った後、施設見学・実習体験等を実施し、医学に対する関心に対応している。

また、オープンキャンパスに参加する受験生や保護者等を対象に入試制度等の説明を行うほか、熊本県医療政策課による熊本県医師修学資金の説明の時間を設け、より広く制度の周知を行っている。

2) ガイダンス

新入生ガイダンス、在学生ガイダンス等でも同様に熊本県医師修学資金に関する説明の時間を設け、広報活動を行っている。

3) その他

県内高等学校長との懇談会、県内高等学校進路指導連絡協議会との懇談会、九州地区国立大学・高等学校連絡協議会及び各種進学説明会等のあらゆる機会を通じて、熊本県医師修学資金及び地域枠に関する広報活動を行っている。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

熊本大学医学部医学科では、医学科学生が卒業する際に獲得しているべき能力を明文化した「熊本大学医学部医学科学修成果」を定めており、7 つのコア教育成果を掲げている。その一つに「地域医療と社会貢献」があり、「地域医療の現状と問題点を認識し、地域住民

の健康増進に貢献するため、地域の保健・医療・福祉・介護及び行政との連携協力するための知識、技能、態度を有する」よう教育することとしている。

全国レベルの医師不足を反映して、熊本県においても地域・診療科間の医師の偏在が顕著となり医療の提供に支障を来しているため、熊本県と協議を行い、臨時定員増により地域医療において不足する医師の養成・確保を行うこととした。

②上記が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

熊本県から、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、平成31年度に認可を受けた臨時的な定員数5名を上限として増員申請数を熊本県と協議し、5名分の増員を再度申請することとした。

熊本県の状況として、熊本県の医療施設に従事する医師数（平成30年：5,091人）については、その6割が熊本市に集中している。平成28年から平成30年の間に熊本市内の医師数が7人増加したのに対し、熊本市外の医師数は83人増加しており、熊本市外の医師数は増加傾向にあるものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況である。また、地域で勤務する医師のうち、65歳以上の割合は年々高まっており、高齢化の傾向にある。

また、熊本県の地域医療における将来推計として、2036年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向にあり、厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性がある。そのため、定員増暫定措置の延長による地域卒学生の確保を希望している。

なお、熊本県内出身者を対象とした医師修学資金貸与を受けた医師は、熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム（熊本県医師修学資金貸与条例、熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱で規定）の対象となり、大学卒業後には貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間、熊本県知事が指定する医師不足地域の病院等で勤務し、必要な勤務期間を満了すると、貸与を受けた修学資金の返還が免除される。しかし、被貸与者となった後、当該指定病院等で医師業務に従事しなかった場合等、熊本県医師修学資金貸与条例に規定する事項に該当した場合、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を一定期間内に一括して返還する必要がある。

資料目次

資料 1	第 7 次熊本県保健医療計画（抜粋）	P. 9
資料 2	熊本県の地域医療における現状・課題（抜粋）	P. 15
資料 3	令和 4 年度医学部医学科入学状況	P. 18
資料 4	18 歳人口（男女別）の将来推計（出生中位・死亡中位）	P. 19
資料 5	大学入学者数等の将来推計について①【推計の考え方】	P. 20

抜粋

第7次熊本県保健医療計画（別冊）

（熊本県医師確保計画・熊本県外来医療計画）

令和2年（2020年）3月

熊 本 県

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

- 本県では、安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供を目的として、医療法第30条の4に基づく「第7次熊本県保健医療計画」（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間）を策定し、関係者と連携してその推進に取り組んでいます。
- こうした中、平成30（2018）年7月に医療法が改正され、医師偏在対策の強化及び外来医療の確保を図るため、都道府県において新たに計画を策定することとされました。
- そのため、本県では、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在対策及び外来医療の不足・偏在等への対策を進めるため、熊本県医師確保計画及び熊本県外来医療計画を策定します。

2. 計画の位置付け

- 「第7次熊本県保健医療計画」の一部として、医療法第30条の4第2項第10号及び第11号に規定する「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」について定めるものです。

3. 計画の期間

- 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。

第2章 熊本県医師確保計画

第1部 地域医療を担う医師の確保

1. 現状・課題

- 本県の医療施設に従事する医師数（平成30（2018）年：5,091人）については、その6割が熊本市に集中しています（図1参照）。平成28（2016）年から平成30（2018）年の間に熊本市内の医師数が7人増加したのに対し、熊本市外の医師数は83人増加しており、熊本市外の医師数は増加傾向にあるものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況です。（表1・表2参照）。また、地域で勤務する医師のうち、65歳以上の割合は年々高まっており、高齢化の傾向にあります（図2参照）。
- 医師がへき地^①等の医療機関への従事を敬遠する理由としては、専門医^②志向の高まりや勤務環境、生活環境に関する不安が挙げられます。また、20代の若手医師については、専門医資格の取得、更新に対する不安など、地域におけるキャリア形成に対する不安も挙げられます。
- 地域の医療機関で勤務する自治医科大学卒業医師や医師修学資金^③の貸与を受けた医師は、令和元（2019）年度に21人となり、今後も増加が見込まれます。一方、これらの医師の中には、地域勤務に不安を抱く医師もいることから、不安解消のための支援体制の強化等が求められています。
- 本県の平成30（2018）年の医師全体に占める女性医師の割合は18.4%と年々増加傾向にあり、特に39歳以下の若年層では32.0%となっています（図3・図4参照）。また、自治医科大学卒業医師や学生、医師修学資金の貸与を受けた医師や学生に占める女性医師の割合は約40%となっており、地域で勤務する女性医師の就労継続に向けた環境整備が求められています。
- 平成30（2016）年度からスタートした新たな専門医制度^④については、令和2（2020）年度から専攻医^⑤の募集定員数について都道府県別・診療科別の上限（シーリング）が設定され、本県においては、内科、精神科、整形外科、麻酔科についてシーリングが設定されました。これらの診療科の医師は地域での需要も大きく、地域医療に与える影響も大きいことから、令和3（2021）年度以降のシーリングの内容について一般社団法人日本専門医機構等の動きを注視する必要があります。

① へき地とは、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって、「無医地区」、「準無医地区」及び「へき地診療所」の要件に該当する地域のことです。

② 専門医とは、それぞれの診療領域における適切な教育を受けて十分な知識・経験を持ち、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師のことです。

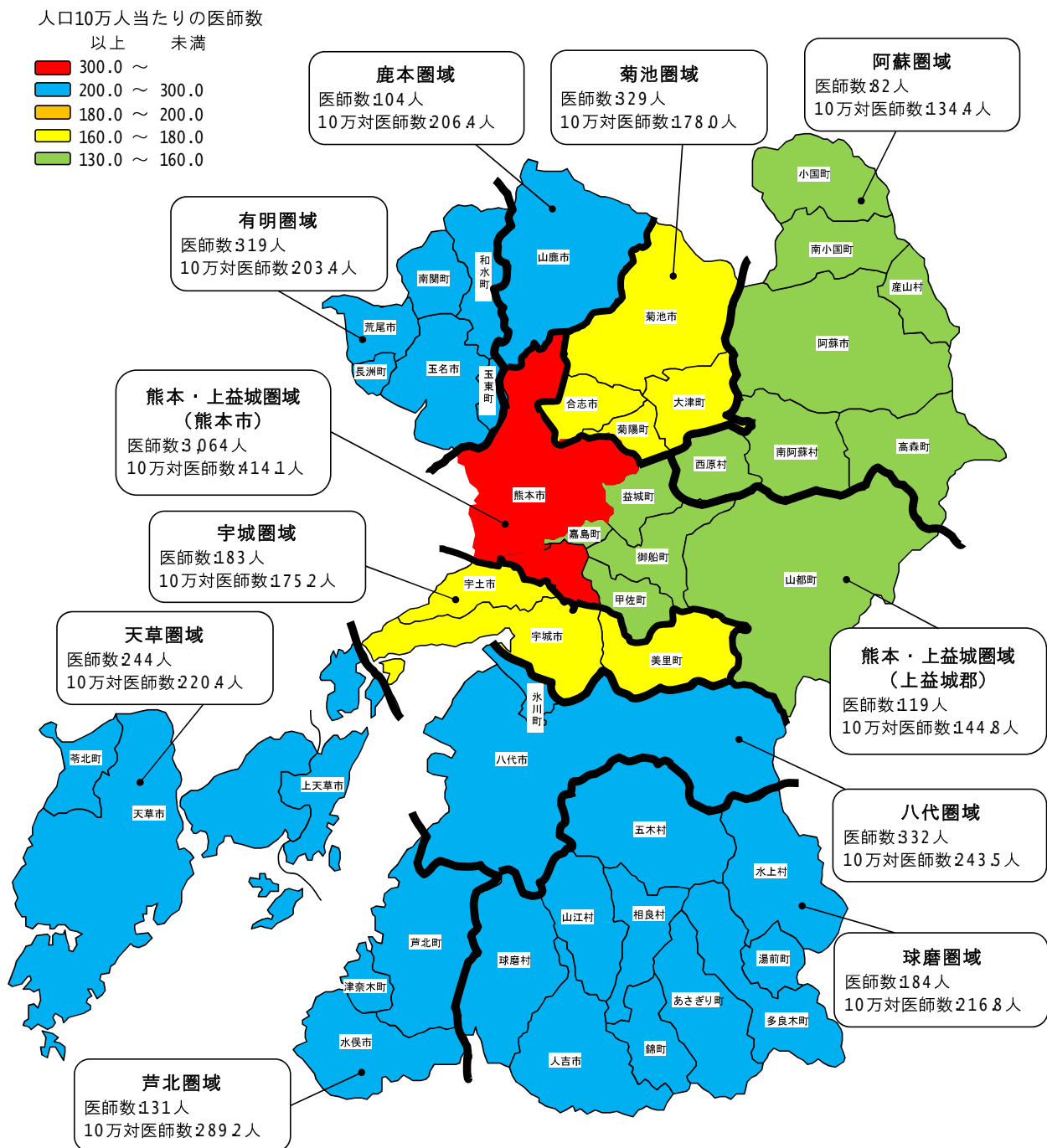
③ 医師修学資金とは、県内の地域医療を担う医師を確保するため、将来、医師が不足している地域の病院等に医師として勤務しようとする医学部生に対して貸与する修学資金のことです。大学卒業後の一定期間、知事が指定する病院等で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

④ 新たな専門医制度とは、これまで各学会が独自に専門医を育成し、その能力を検証し、認証する仕組みを運用してきたため、第三者機関として設立された一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と専門研修プログラムの認定を統一的に行う新たな制度のことです。

⑤ 専攻医とは、一般社団法人日本専門医機構の認定を受けた専門研修プログラムに登録し、実践中の医師のことです。

【図1】 県内の医療施設従事医師数

熊本県の医師数（実数）：5,091人
 <人口10万人当たりの医師数> 熊本県289.8人 熊本市外199.3人 全国246.7人



（厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」に基づき熊本県医療政策課作成）

【表1】県内の医療施設従事医師数の推移※

圏域	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	平成20年→平成30年	
							増減数	増減率
全国	271,897	280,431	288,850	296,845	304,759	311,963	40,066	14.7%
熊本県	4,450	4,679	4,814	4,938	5,001	5,091	641	14.4%
熊本・上益城	2,694	2,894	3,029	3,137	3,172	3,183	489	18.2%
熊本市	2,575	2,780	2,911	3,016	3,057	3,064	489	19.0%
上益城郡	119	114	118	121	115	119	0	0.0%
宇城	164	177	183	182	174	183	19	11.6%
有明	274	282	279	284	289	319	45	16.4%
鹿本	95	92	95	93	97	104	9	9.5%
菊池	285	296	312	311	322	329	44	15.4%
阿蘇	80	81	81	92	86	82	2	2.5%
八代	294	302	294	310	318	332	38	12.9%
芦北	135	135	133	134	136	131	▲4	-3.0%
球磨	181	174	166	161	176	184	3	1.7%
天草	248	246	242	234	231	244	▲4	-1.6%
熊本市外	1,875	1,899	1,903	1,922	1,944	2,027	152	8.1%

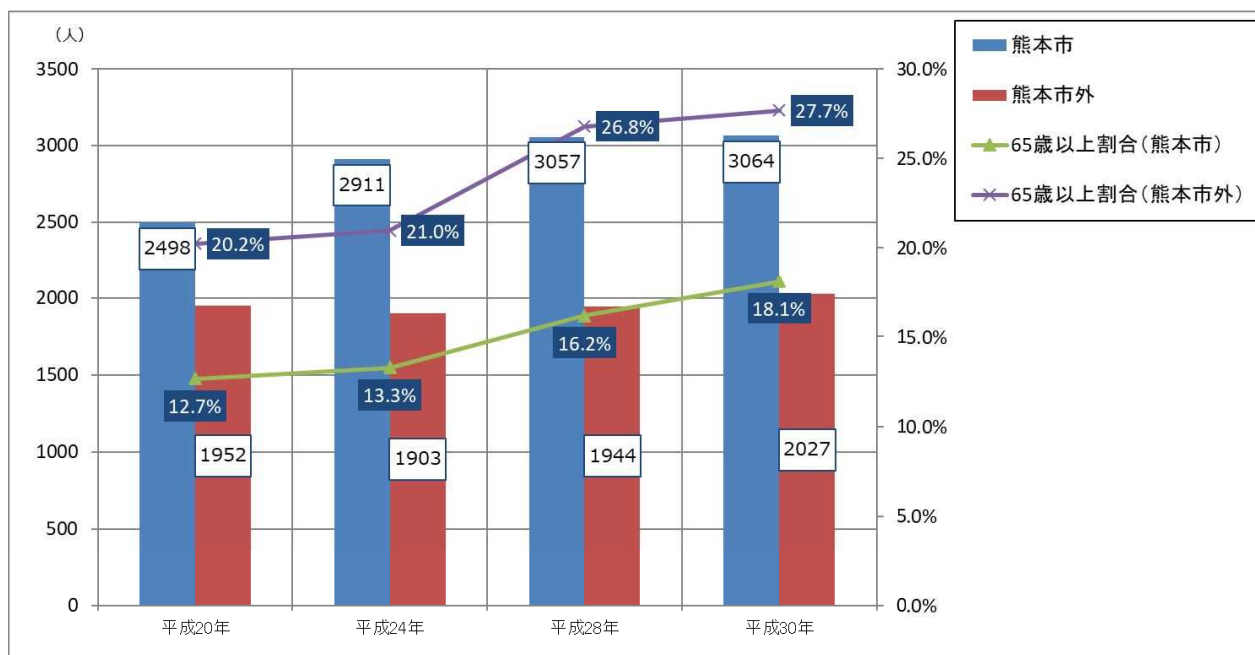
【表2】県内の人口10万人当たりの医療施設従事医師数の推移

圏域	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	平成20年→平成30年	
							増減数	増減率
全国	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1	246.7	33.8	15.9%
熊本県	244.2	257.5	266.4	275.3	281.9	289.8	45.6	18.7%
熊本・上益城	323.3	329.6	352.1	367.4	379.6	385.3	62.0	19.2%
熊本市	353.1	378.5	394.6	407.6	413.1	414.1	61.0	17.3%
上益城郡	134.9	130.4	136.1	140.5	137.4	144.8	9.9	7.3%
宇城	146.6	159.5	167.3	168.4	164.1	175.2	28.6	19.5%
有明	160.9	167.0	167.9	173.9	180.7	203.4	42.5	26.4%
鹿本	168.5	166.1	175.5	175.3	187.4	206.4	37.9	22.5%
菊池	166.7	170.0	175.6	172.3	176.7	178.0	11.3	6.8%
阿蘇	116.4	119.4	121.2	140.7	136.3	134.4	18.0	15.5%
八代	200.8	208.3	205.5	220.1	229.4	243.5	42.7	21.3%
芦北	255.8	262.9	266.1	277.2	290.1	289.2	33.4	13.1%
球磨	187.4	183.7	179.6	179.4	201.0	216.8	29.4	15.7%
天草	189.7	193.3	196.5	196.6	200.7	220.4	30.7	16.2%
熊本市外	171.6	175.4	177.9	182.3	187.8	199.3	27.7	16.1%

(〔表1・表2〕：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成)

※ 旧城南町、旧富合町及び旧植木町についてな熊本市の合併前から熊本・上益城圏域(熊本市)に、旧蘇陽町については旧矢部町及び旧清和村と合併して山都町となる前から熊本・上益城圏域(上益城)に含めています。

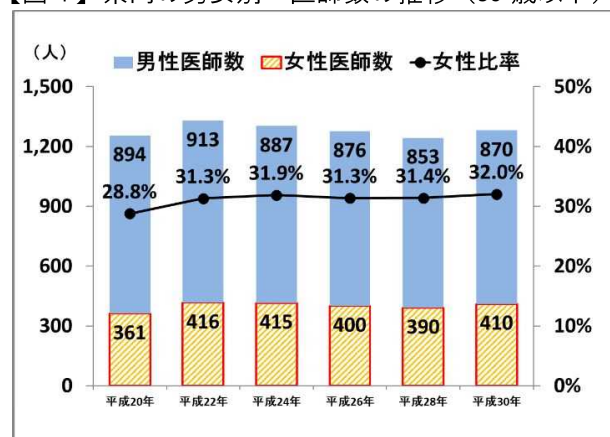
【図2】熊本市・熊本市外における医師数及び65歳以上割合の推移



【図3】県内の男女別・医師数の推移（全体）



【図4】県内の男女別・医師数の推移（39歳以下）



([図3・図4]：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に熊本県医療政策課作成)

令和元年度 第2回熊本県地域医療対策協議会	資料 1-2
令和元年10月1日	

熊本県の地域医療における現状・課題

抜粋

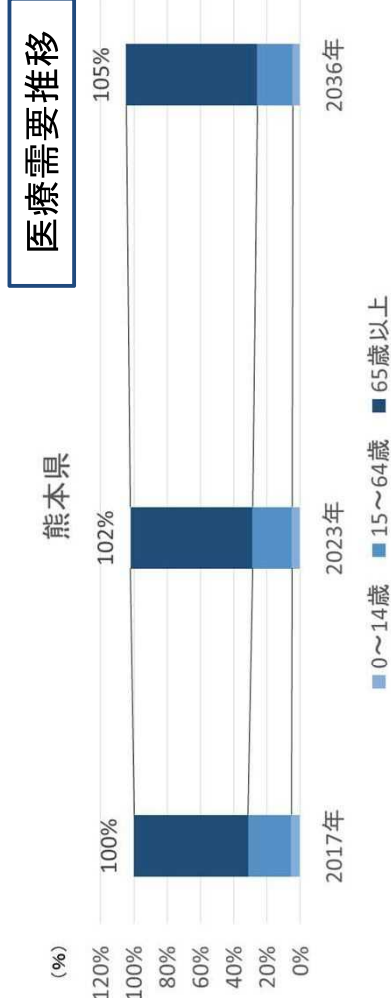
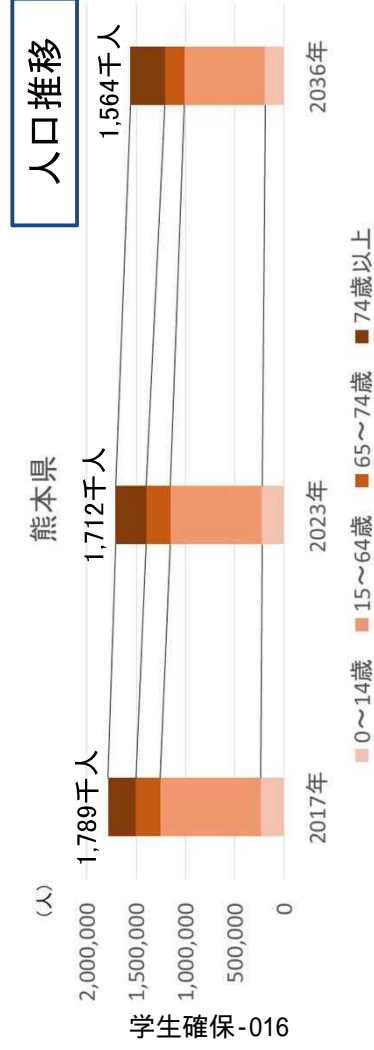
- 第1回熊本県地域医療対策協議会(7/2開催)資料を一部再掲
- 掲載データについては今後、可能な限り最新データを反映

熊本県健康福祉部

熊本県の地域医療における将来推計

1. 人口・医療需要の推計

- 2036年に向けて、県全体では人口は減少傾向にあるものの、医療需要は増加傾向。
- ただし、圏域ごとに見ると、2036年に向けて医療需要が増加又は現状維持となるのは熊本・上益城、宇城及び菊池圏域のみ。



二次医療圏名	医療需要の推移 (2017年を100%)	
	2023年	2036年
県全体	102%	105%
熊本・上益城	108%	118%
宇城	101%	100%
有明	98%	92%
鹿本	96%	90%
菊池	107%	121%
阿蘇	98%	93%
八代	97%	92%
芦北	94%	83%
球磨	95%	87%
天草	94%	84%

熊本県の地域医療における将来推計

2. 厚生労働省資料に基づく2036年の必要医師数

- 厚生労働省の計算によると、将来時点において、複数の圏域で医師が不足する可能性。

将来時点(2036年)における必要医師数

※下位:過去の医師増減実績を最小に見積もっても達成できる医師数
 上位:過去の医師増減実績を最大に見積もった時の医師数

二次医療圏名	2036年				
	必要医師数①	供給推計		過剰医師数 (②-①)	不足医師数 (③-①)
		下位②	上位③		
熊本県全体	4086	4576	6476	-	-
熊本・上益城	2264	2955	4181	690	-
宇城	289	147	208	-	▲ 81
有明	396	253	358	-	▲ 38
鹿本	139	87	123	-	▲ 17
菊池	500	283	401	-	▲ 99
阿蘇	190	75	106	-	▲ 84
八代	355	294	416	-	-
芦北	131	125	177	-	-
球磨	241	156	220	-	▲ 21
天草	306	202	285	-	▲ 21

(厚生労働省 医師需給分科会資料(H31.3.22))

令和4年度 医学部医学科入学状況

【国立大学】

大学名	一般選抜、総合選抜、特別選抜等							編入学			
	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	実質競争倍率	入学定員充足率	募集人員	志願者数	入学者数	
1	北海道大学	97	329	311	98	97	3.17	100.0%	5	104	5
2	旭川医科大学	95	547	307	100	95	3.07	100.0%	10	140	10
3	弘前大学	112	476	410	113	112	3.63	100.0%	20	251	20
4	東北大学	116	431	360	120	119	3.00	102.6%	0	0	0
5	秋田大学	124	728	354	126	124	2.81	100.0%	5	111	5
6	山形大学	113	769	537	121	113	4.44	100.0%	0	0	0
7	筑波大学	129	491	443	122	121	3.63	93.8%	5	113	5
8	群馬大学	108	407	258	112	108	2.30	100.0%	15	221	15
9	千葉大学	117	729	337	130	121	2.59	103.4%	0	0	0
10	東京大学(理科Ⅲ類)	100	443	351	102	102	3.44	102.0%	0	0	0
11	東京医科歯科大学	101	548	361	122	101	2.96	100.0%	5	53	5
12	新潟大学	133	511	429	137	133	3.13	100.0%	0	0	0
13	富山大学	105	299	247	109	106	2.27	101.0%	5	229	4
14	金沢大学	111	290	239	114	111	2.10	100.0%	5	71	5
15	福井大学	110	886	358	113	110	3.17	100.0%	5	230	5
16	山梨大学	125	1,693	313	141	125	2.22	100.0%	0	0	0
17	信州大学	120	465	396	124	120	3.19	100.0%	0	0	0
18	岐阜大学	110	918	494	111	107	4.45	97.3%	0	0	0
19	浜松医科大学	115	488	361	125	114	2.89	99.1%	5	110	5
20	名古屋大学	107	208	157	112	112	1.40	104.7%	4	70	4
21	三重大学	125	721	389	125	125	3.11	100.0%	0	0	0
22	滋賀医科大学	95	519	324	97	95	3.34	100.0%	15	330	15
23	京都大学	107	273	253	110	110	2.30	102.8%	0	0	0
24	大阪大学	100	295	273	102	102	2.68	102.0%	10	101	10
25	神戸大学	112	380	262	112	112	2.34	100.0%	5	96	5
26	鳥取大学	104	294	261	104	104	2.51	100.0%	5	66	5
27	島根大学	102	580	527	104	102	5.07	100.0%	10	103	10
28	岡山大学	112	604	413	115	112	3.59	100.0%	5	62	5
29	広島大学	118	693	635	121	118	5.25	100.0%	0	0	0
30	山口大学	107	778	312	108	107	2.89	100.0%	10	291	10
31	徳島大学	114	283	215	116	114	1.85	100.0%	0	0	0
32	香川大学	109	612	359	111	109	3.23	100.0%	5	80	5
33	愛媛大学	110	546	481	111	110	4.33	100.0%	5	109	5
34	高知大学	110	468	421	115	111	3.66	100.9%	5	111	5
35	九州大学	110	313	269	112	110	2.40	100.0%	0	0	0
36	佐賀大学	103	576	340	108	102	3.15	99.0%	0	0	0
37	長崎大学	120	547	427	123	120	3.47	100.0%	5	174	5
38	熊本大学	110	481	460	108	108	4.26	98.2%	0	0	0
39	大分大学	100	378	233	103	100	2.26	100.0%	10	260	3
40	宮崎大学	100	629	366	107	103	3.42	103.0%	0	0	0
41	鹿児島大学	110	690	311	112	110	2.78	100.0%	10	232	10
42	琉球大学	112	725	460	114	112	4.04	100.0%	5	144	5
国立大学 計		4,638	23,041	15,014	4,790	4,647	3.13	100.2%	194	3,862	186

※北海道大学は、医学部医学科の募集人員を記載。（総合入試入学者のうち5名が2年次進級時に医学科へ移行する）

※筑波大学は、医学部医学科の募集人員を記載。（総合入試入学者のうち5名が2年次進級時に医学類へ移行する）

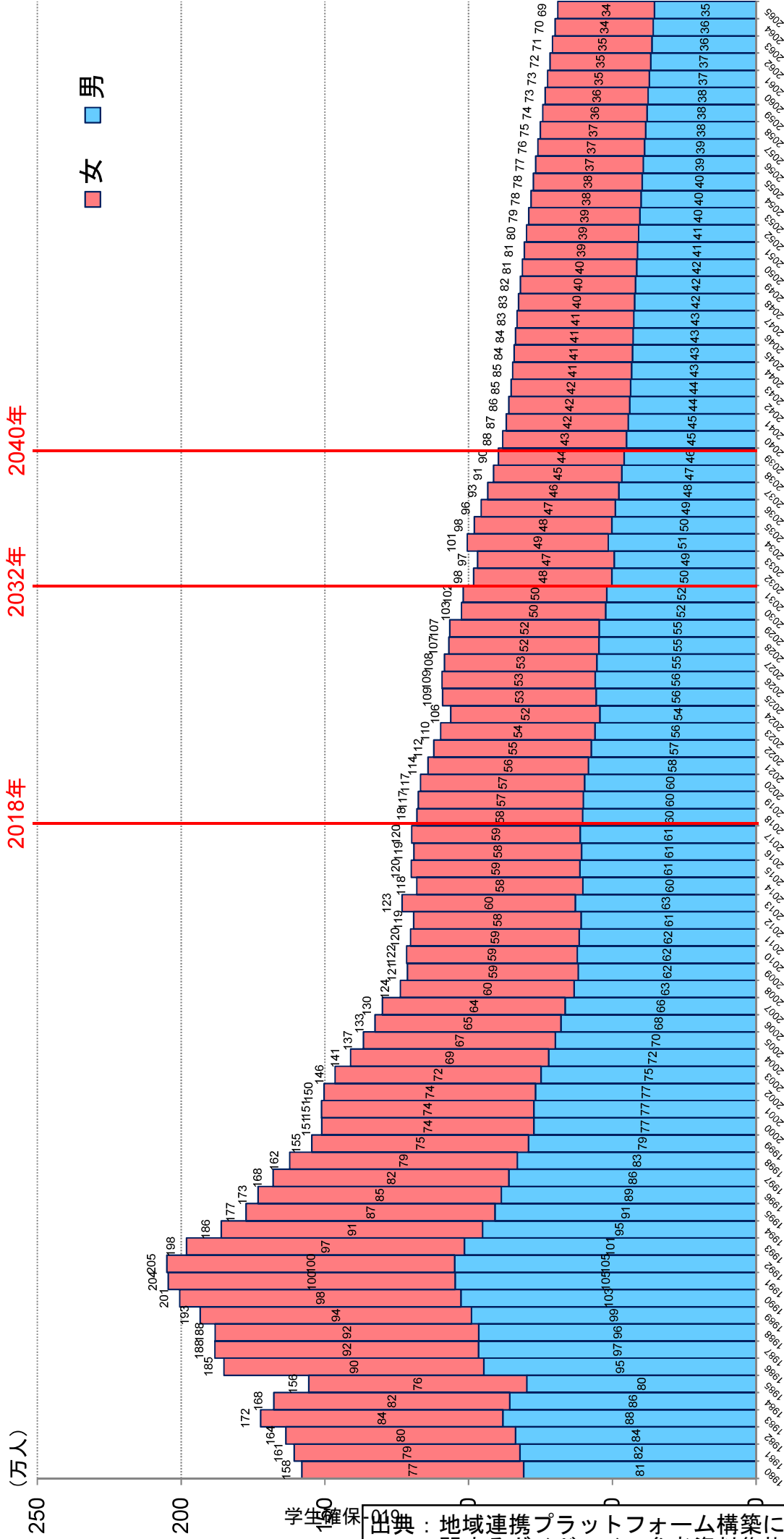
※東京大学は、理科Ⅲ類の募集人員を記載。（理科Ⅲ類から97名、理科Ⅱ類から10名、その他の全科類から3名が、3年次進級時に医学科へ移行する）

※金沢大学は、医学類の募集人員を記載。（一般選抜（前期日程）理系一括入試入学者のうち1名が2年次進級時に医学類へ移行する。）

出典：文部科学省HP

18歳人口(男女別)の将来推計(出生中位・死亡中位)

我が国の18歳人口の推移を見ると、1992年以降右肩下がり続き、2009年から2018年までほぼ横ばいで推移している。2018年以降再び減少局面に突入しており、今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少するという推計もある。



出典：地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン参考資料集抜粋

(出典) 2031(令和13)年以前は文部科学省「学校基本統計」※2019(令和元)年～2031(令和13)年は令和元年度学校基本統計速報値
2032(令和14)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成

大学入学者数等の将来推計について①【推計の考え方】

推計の考え方

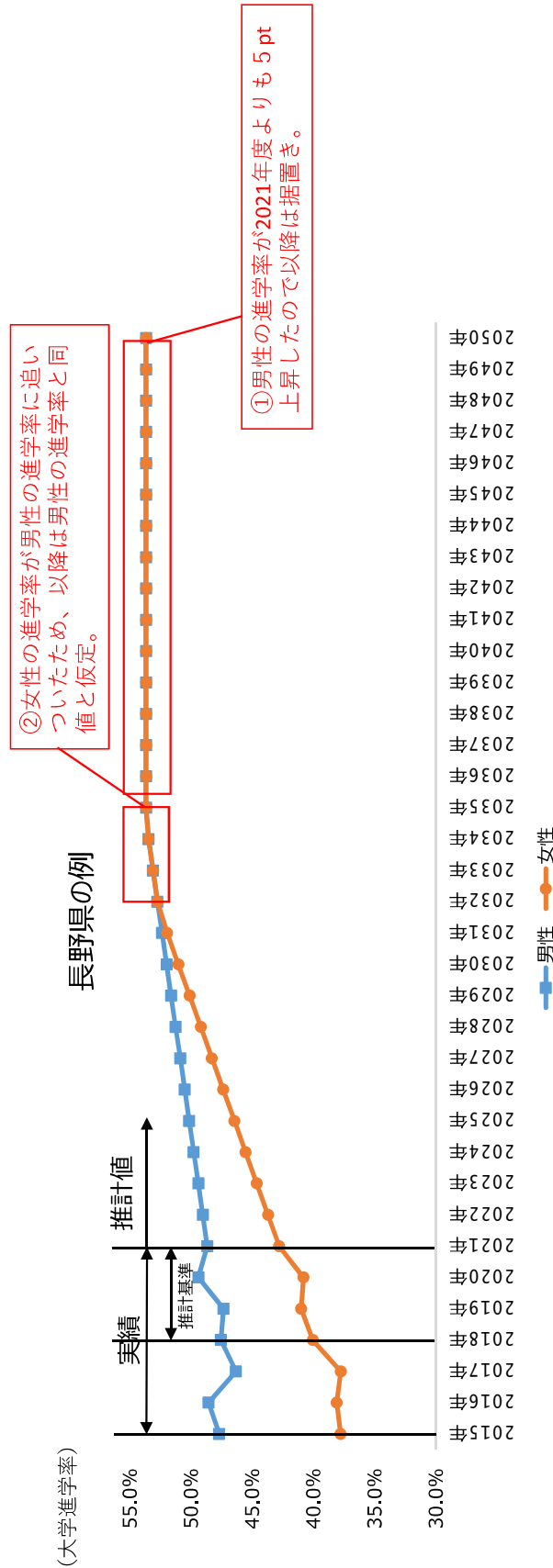
将来の大学入学者数(E)は、推計18歳人口(B)に推計大学進学率(A)を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数(C)に、外国人留学生(D)等を足すことよって求められる。

A. 大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

(例外)

- ① 男性の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、+5ptを上限として以降据置き。
- ② 女性の進学率が男性の進学率を上回った場合、以降を男性の進学率と同値と仮定。
- ③ 進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。



出典：令和5年7月14日 中央教育審議会
大学分科会（第174回）会議資料抜粋

B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。
2040年以降の日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2039年の都道府県比率で案分（2020年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2039年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出）

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
推計18歳人口 (全国)	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223

C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口 (B) に各都道府県の大学進学率 (A) を掛けたものを合計することにより算出。

D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく (B) × (A) による都道府県別の大学進学者数の合計 (C) に (D) 及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。

※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者

【(例) 2040年の大学入学者数推計】

(B.18歳人口推計)

北海道18歳人口 (男性) 14,602人 × 北海道進学率 (男性) 56.9% = 8,307人
 北海道18歳人口 (女性) 13,898人 × 北海道進学率 (女性) 56.9% = 7,906人
 青森県 ……

沖縄県18歳人口 (男性) 7,507人 × 沖縄県進学率 (男性) 47.5% = 3,565人
 沖縄県18歳人口 (女性) 7,134人 × 沖縄県進学率 (女性) 47.5% = 3,388人

(A.大学進学率推計)

北海道進学率 16,213人
 ……
 沖縄県進学率 6,952人

大学進学率 (全国) 59.6%
 (男性) 61.2% (女性) 57.9%

(C.2040年の各都道府県からの大学進学者数)

490,781人

(D.2040年の推計外国人留学生入学者数) (その他) 2,233人

$$490,781人 + 17,096人 + 2,233人 =$$

510,110人

(E.2040年の推計大学入学者数)

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

(注) グランドデザイン 答申時の推計について

881,782人 (推計18歳人口) × 55.5% (大学進学率) (※) + 16,724人 (外国人留学生等) = 506,005人

(※) GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

大学入学定員の総数
626,532人 (R4)

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	カガリ ヒサ 小川 久雄 <令和6年4月>		医学博士		熊本大学 学長 (令和3年4月～令和9年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。